

にこれを許されき、送者河岸を過てなほ送らんとせしを、師は固辭してかへしたまひぬ、同日晡時、同國尾道正授院に著し、翌三日より十二日まで、別行中淨土要略鈔を講せらる、十三日正授院を發し、安藝國瀬戸田法然寺にて、和語燈錄壽命の長短の御法語を講じたまひしに、同寺の弟子唯稱、師の勸誡を拜聽し、大に喜でいはく、われら生涯專修の法門をきくことを得ざらんかとおもひしに、かゝる明師の御勸誡を聞き、順次往生掌をさすがごとなる身となりしこと、生前の本懐この事にありと、歡喜の涙とゞめざりしとなん、十七日法然寺を發錫し、廿三日大日比へ歸著せらる、盆後より十二月まで、諸方寺院の請に應じて、御化導間斷あることなし、

文政五年壬午正月廿九日より閏正月五日まで、長府淨巖寺において、和語燈觀經大意釋を演說せらる、同七日より十三日まで、赤馬關引接寺において、歸命本願鈔を講じたまへり、同月備前國尾道正授院より、使僧をもて師を懇請あり、二月十七日

師大日比を發し、三月四日尾道に著し、五日より十八日まで正授院にて小消息を講せらる、十九日より廿五日まで化他五重を相傳せられ、廿七日同院を發し、それより同國三原極樂寺、藝州忠海誓念寺、同國竹原西方寺、防州室津西方寺、上關阿彌陀寺等に於て、各々一七日勸誡せらる、師この遊化中に青蓮華の種子四粒を得たまへり、抑この青蓮種の皇朝に傳はりしは、往昔澄圓大士入唐のとき、潯陽の廬山に詣り、優曇普度大師より、慧遠大師遺愛の蓮種を傳持ありしを、藝州宮島光明院學信上人これを護持せられしが、上人弟子某へ遺囑すらく、予が没後護法扶宗の僧あらば、これを附屬すべしとありしとて、かの上人の弟子某、これを師に呈せしなり、師歸庵の後、その種子を游泥中に下したまへるに、師が護法扶宗の徳にや報いけん、一千四百餘年を経たる陳種子より萌芽を生じ、それより漸々繁茂して、數莖の青蓮華ひらきしかば、師も大に歡喜して清賞せられき、今斜古溪の蓮池に生せる青蓮これなり、五月十四日上關出帆、十五日富海へ著し、宮市大島屋に宿せら

る、同家にて選擇集十六章の表目を講せられしに、同所西念寺正定寺の兩主、大に隨喜し、同十七日西念寺にて法施をねがはる、これ宮市において專修弘通の濫觴なり、上に擧る正授院よりこゝにいたるまで、日課誓受凡四千人、十八日宮市を發し、廿四日歸杖なりし、

文政六年癸未、正月廿六日より二月十二日まで西圓寺において化他五重を相傳せらる、こたび入衆の中に種々の感見あり、そが中に仙崎吉留富藏母某、或夜師塵尾をもちて月輪中に立たまへると夢む、また智光尼は傳法佛より大光明をはなれたまへるを拜し、また妙蓮尼は壇上の本尊光明をはなちて堂中を照したまへるを拜し、又或人は本尊二體現じたまへるを拜せり、同月十五日より廿九日まで、萩常念寺に於て十月九日より廿五日まで、仙崎極樂寺に於て、翌文政七年二月十七日より三月三日まで、通浦向岸寺に於て、このち天保五年十一月廿五日より十二月八日まで、西圓寺においてみな化他五重を相傳せらる、師一時みづから化他五重を相傳せらる

、意樂を示されて曰、今時吾淨土門において五重を相傳せらるゝに、宗規に違へること甚だ多し、或は一向日蓮の末徒に入衆を許し、或は半途にして入衆せしめ、又はその信不信を問はずしてみだりに入衆を許す等、これ皆財施をむさぼる不淨無慚愧よりなすところなり、故いかなとなれば、かねて本願念佛をも修せざる人に、淨宗の奧義を傳授する理あらんや、さるを利の爲にかゝる不當の法施をなす、その罪恐るべし、又行中不如法の事少なからず、男女交雜して雜談戲笑するをも顧みざる者、往々これあり、是他なし、導師の教誡徹底せざるの過なるをや、予はかくのごとき弊風を矯革せんがため、嚴密に祖々の宗規を守り從來諸寺院において相傳せしなり、又世間通途の愚俗は、五重を相傳せざれば往生をとげざるやうにおもひ、又五重相傳せしうへは、專修念佛を相續せざれども、往生遂らるゝやうに心得る者おほしこはみな甚しき僻事なり、夫淨土門に化他五重相傳の事あるは、畢竟して專修念佛の一行に結歸せしむるための善巧なり、故に三心を具足せる一向專修の行者

なれば、別に五重相傳を得ざれども、順次極樂往生は決定としるべし、そは大師御遺訓一枚起請文に、唯往生極樂の爲には、南無阿彌陀佛と申て、疑なく往生するぞと思ひとりて、申す外には別の子細候はず、このたまへるを、よくく味はふべし、故に五重相傳せざるをもて、露ばかりも往生をうたがふことなかれ、「只申す外に口傳も相傳もなきが淨土の口傳相傳」等と示されき、爾して師が五重相傳規則の梗槩をいへば、傳法前七日は、二河白道警説を講じ、後七日は傳書を演説せらる、また行中酒肉五辛烟草等の嚴禁は勿論、日々身體を洗浴し、塗香觸香をかならず用ひ、禮拜恭敬如法に行はしめたまへることなれば、入衆の道俗も自から道心を策勵するなり、又出家に在ては他門僧侶の入衆を許されず、在家に於ては一向日蓮の末徒をのぞくの外、諸宗の入衆をゆるし給ひしとぞ、この頃西圓寺現住靈幢、故ありて寺職を辭せしかば、師より更に弟子法道をもて紹職に充らる、

文政八年乙酉、師年六十一、二月、防州宮市西念寺の請あり、廿一日大日比を發し、廿

五日より三月三日まで、山口極樂寺において、自作の本願念佛勸進法語を講じ、同八日より十四日まで、宮市西念寺にて勸誡、十五日より廿五日まで、同所正定寺香譽台禪上人の懇請により、化他五重を相傳せらる、從來有信の道俗、師の法澤をかうふり、專修念佛するもの數をしらす、中にも香譽台禪上人は、師に歸依渴仰ことふかく、その、ち專念功積り、臨終正念に大往生をこげられし、その他奇瑞感見して、正念往生を遂しもの、數々なりしも、そはまた長陽縹素往生傳に擧るをもてこゝに略す、この時に當りて、鳳譽鸞洲大和尚、九州遊覽の歸途、師を正定寺に訪はれ、法門の疑義等を師に質問あり、且同寺において一席勸誡せられし折から、聽衆に對してしきりに師の徳を讚歎せられしとなん、然るに従來師の化益防長に風靡し、宗學廣遠の名、蕩々として街に溢れ、專修念佛の聲、洋々として耳に盈ち、奇瑞をあらはし大往生を遂しもの少なからず、これによりて見聞の人々隨喜感嘆し、師に歸依するもの日を追てさかなりしかば、天魔破旬競ひおこりて障礙をなせし

にや、十二月晦日、大津郡の小吏二名きたりて、師に流刑の命を傳へしなり、しかるに師はいかなる罪ありて、かゝる罪科に處せらるゝかはしらざれども、大師御左遷の難を甘んじたまひし賢き跡に倣はれけん、さらに憂たまへる色もなかりしに、弟子等同行の歎き響ふるにもなし、同日己の下刻大日比出船、同日戌の刻萩濱崎廣瀬與三兵衛宅へ宿、翌文政九年丙戌正月二日酉の下刻、羽島此島、萩を距る、井町徳左衛門が宅へ著せらる、この前後種種の奇瑞を感見せし人あり、師大日比御出船の後、同行等みな號泣し悲歎せぬはなかりしに、當所權吉妻つるもとより單直たんぢき仰信かうしんの行者なりしが、悲歎の色も見わざれば、人々これをあやしみあへり、後年つる往生前、看侍かんじに語りて云、さきに師御流罪の時、吾すこしも歎かざりしは、西圓寺の御本尊とおぼしき三尊の如來、微妙の尊容にて出たまひ、師は如來の御後に隨ひて船ふねにのりたまへるを拜せり、されば師の御流難は、全く島入を御化益のためにこそと思ひしゆゑ、いたく歎かざりしと、終に臨終正念に往生しけり、又井町徳左

衛門妻きん、正月元日の曉、たどき高僧西方より來りたまふ、つくづく拜すれば阿彌陀如來なりし、こは如來なりと拜する中、また高僧となりたまへりと見て夢さめぬ、時にあたりて虚空に微妙の音樂聞えしかば、きんも不思議のおもひをなし、その事を夫徳左衛門に語りて申すやう、かゝる不思議の靈夢なれば、今明日のうちに吉事あらんと、翌二日師果して彼處に至りたまひしかば、家内大に悦びて、師を尊敬せる事いと厚かりし、師井町氏へ御著の後、專修の法門を懇諭したまへるに、もとより、質直なる島人なれば、みな仰で彌陀の本願を信じ、日課誓受七十餘人、又海濱の小石を集て名號を書寫し、悉くこれを海水に投じて、徧く海蟲魚鱗等へ結緣せらる、しかるにこの島の地形は、大率平坦にして山なければ、勺水も涌出るところなし、また地下には大盤石を敷たれば、井を鑿んこと甚だ難し、故に家々雨水を貯へて、飲料日用に供しぬ、師は殊さら清潔を喜まれけるに、すがくしき水とては少しもなければ、これにはほどく窮迫たまひしとぞ、さるから隨侍蓮心に命じて、海岸の

邊すこし窪きところを鑿しめられしに、不思議なるかな清泉迸り出たり、其味ひ殊に甘美なりしかば、島人等奇異のおもひをなし、こは師の高徳より得たまひし涌泉なりとて、歡喜しつゝ汲しとなん、「又是よりさき師の肖像、この羽島に徙れることあり、抑この肖像は、荻妙香院響音上人、師に歸依のあまり護持ありしに、田町新谷彌十郎に見せられしが、彌十郎拜覽して、かりに賣筆筒の中へ入れ置しを、忙はしきまゝに忘れ侍りぬ、然るに文政元年正月廿一日、羽島の助左衛門、新谷にいたり、その筆筒を買うけて歸りしが、後に見れば此肖像あり助左衛門つくづくおもふやう、こは新谷にて見ざりしものを、不思議にわたらせ給ふものかな、今日は正しく廿一日の事なれば、定て弘法大師の尊像ならんと、大に悦び安置して、つねに香花等を供養なごせしが、一日助左衛門母はん、尊像の側に三聲引磬の鳴る音をきゝて、こはわれら年老ても後世のいとなみせざるゆへ、弘法大師の警めたまへるになんと、その後はますます恭敬に心を盡せしとぞ、かくて響音上人は、肖像の

一軸早くかへしてよと促されしに、彌十部數日かゝりて探索すれども、失ひはてしをせんすべなく、ひたすら上人へ勸解せるのみなりき、或日助左衛門一軸を持參し、隨侍蓮心によりて、師に御贄をねがへり、蓮心これを披きて見れば、全く師の尊容なりし、依てその由來をたゞして、師にその由を申あげれば、師ごりあへず自贄して曰、予讒佞のために貶されて、羽島といへるにさすらへの身とさだまりしは、文政八とせの大盡日にて、島に來つきぬるは明る正月二日なりけり、しかしてある日隨侍の者一軸をたづさへ來りていはく、この島人助左衛門といへる者、今よりは九年の前、求めずして不思議に此一軸を得たるに、誰の御形とはしらねども、いづれこは我後世にこゝろなきを、すゝめ給はん爲にこそあらめと、其後は折々に香花など供養し、ぬかづきよししかたらふ故、ひらきて見れば、往し文化十四年の春、故光譽尊師の御行實をかた木にせんとして、先々妙香院主響音上人とつれて、都に登り給ひし時、上人密に畫工中西某にかたらひて、師の御像を寫されしが、歸國の後

これを失ひ、深く歎かれし其像に侍り、つらくこの不思議より考ふれば、此たびの御さすらへも、宿世にえにしありて、九年前にうつらせたまふべきを、此像のかはらせ給ひしならんご、見聞く人毎にいへれば、此故を御像のうへにかいつけたまはんことを、あるじもふかくほりすごなん語る、されども我もより信外輕毛の凡夫なれば、さるやさらずやしるべきにあらねども、もし人のいふことなれば、法門弘通にいさみあれば、假りに人々にともなひて肖像のいさをしを賞す、もしさらずして自然の奇偶ならましかば、往生の後一笑に附せんのみ、

八とせまでひろめし法はうつし繪の

われにかはりて島もりしゆえ

文政九年丙戌の春きさらぎの望日

託阿彌陀佛法洲漫書

世壽六十二歳

師はかく邊境にさすらひたまひしを、こは島人を化益のため、且宿業の報へるならんとて却て厭欣の媒とし、ますく稱號を勵修せられ、また折に觸てはそのおん意を詠じたまひて、「あだ人をうらみやはてんすぎし世の、罪のむくひと思ひしらすば」、「さすらへごうしどもいはぬうつし繪に、なげく我身のはづかしきかな」、「ながれよるはしまの磯も名のみにて、たちかへるべきりからなき身は」、「思ひきやぬれぎぬかつきはしまなる、あまのどまやにかりねせんとは」、「又師のおんさすらへ中、徳左衛門妻きん、一夜師の假丈室へ、怕明ばかりの衣裳を著たる天人あまくだり、師に供養せるを見る、きん心に思ふやう、こはいはんかたなき美麗き衣裳にこそ、いざ問はゞやと、ちかく進みて云、おん身にめされしものは、そも何と名けたまへるものにやと、天人きんを願て、こは天の羽衣と名くるものなりと、答ふるこ見て夢さめぬ、又同人或夜の夢に、さまたどげなる御出家その數しれず、師のおん迎ひとして來りたまひ、家内にみちく給ひしと見る、又隨侍蓮心或時高堂にのほれ

ば、いと莊嚴微妙なる法席あり、師すなはちその席に坐し、帽子を被り西にむかひ、高聲念佛したまへるを見る、爾るに師が容貌の端正なる、平常の見るところに異なり、げに貴きことにこそ見て夢さめぬ、また師の妹、君智勝院、師のさすらへをいたく歎かれけると聞き、師よりそを慰諭たまへる御消息に云、木高ければ風はげしく、大法弘通に障難あることは、かねて覺悟の事に候へどもふりわきたるごとき此度の災難につきて舊來の同行の悲歎といひ、初心の行者の誹謗に退墮するも多からんと存候へば、これのみ痛心いたし候、惜からぬ命のつく盡なば、かやうの事もあるまじとのみ悔まれ候へども、業力不思議せんすべもなければ、唯本尊に向ひ、業障消滅速生淨土とねぎ奉るのみに候、云云こなたへはなたれ候節も、最後の對面さへは、かりあれば、あくる朝日のさし出る頃、こなたへむかひ十念をと、約束の通り授與のおもひにてとなへ申候、實に穢惡充滿の世界、これらの事にてもおもひしられ候、されば唯一日もはやく往生だにとげなばとおもふものから、「かへる

べきほどは波路にへだつとも、むかへの雲はさはりあらじを、「南無阿彌陀佛十念、餘は蓮臺上を期し候不悉、と書して贈りたまひし、師は上に擧るが如く、この障難を甘じたまへども、華頂尊超法親王、曾て師に御歸依深かりしが、遙に師の障難をきこしめし仰せられるは、西圓寺老隱法洲和尚は拜綸の僧なるに、そがまゝ流刑に處すること、第一 朝廷を蔑にし、かつ法師を罪科に處する法則をも破りしこと、こは以の外の卒爾なりとて、深くこれを憤りたまひ、やがて國公にその事情を推問ありしが、ある縉紳家これを和解せられて、その事平穩にやみぬ、同年七月十一日の夜、徳左衛門妻きん獨居せしに、高僧來りて仰せられるやう、明日は御赦罪ありて、師は御歸葬あるべしと、授けたまへると見て夢さめにける、さめて後夫徳左衛門にその由を語れば、徳左衛門、さはいへ國廳の事なれば、いかゝあるべきやと申せしが、十二日午の刻、果して御赦免のよし申し來りけり、師はほごなく出船ありしを、かの島人等、師は常住し給へる思ひをなせしに、遽に御歸葬ありし

を、いたく歎きあへりしとなん、かくてその夜は、萩の信者村田新助が宅へ一泊し給ひ、翌十三日酉の刻大日比へ歸庵せらる、弟子等はじめ歸依の道俗、おのゝ師の御歸庵を悦べるごと、釋尊切利の下來、大師御歸洛の往昔も斯こそあらめと、その心のうち推はかるべし、彼の羽鳥は僅に十戸にも足らざる小村なりしが、師さすらへのうち、島人等老若男女、みな師の教に歸し、專修念佛の功積り臨終正念に往生を遂しも少なからず、そが中に井町徳左衛門妻きん、仰信無二の行者なりしが、今より後、天保十年五月下旬より病牀に臥し、六月二日萩に抵り、藩の侍醫五六名の診療を受なごせしかども、更にその效もなかりしが、同七日歸宅せり、翌八日徳左衛門、また醫を迎へんことを勧めければ、きん云、いやとよ師の御常言に、病の輕重によらず、必死の覺悟に住するが肝要なりと仰せられしなり、夫子の深切はありがたけれど、こは娑婆の深切なり、眞實の深切ならば、かく病の重れるうへは、臨終正念をこそ勧め給ふべきことなれ、さるを浮世の恩愛にとゞこほりて、一大事

の往生を仕損するやうな取扱ひは無用なり、おん身たちも共に念佛怠たらず、一佛淨土に往生し、蓮臺上にて師へ對顔し、つゞく御禮申上るやうにし給へよ、まふ醫者はいらぬ、はや聖衆は枕頭に御來迎在まし、又師も正しくおん出ありて、唯今御名號を賜はりしが、そは吾左の手に持てりと語る、同九日戌の刻、夫および子文左衛門をまねき、我往生をよく見ておかれよ、今ぞやとて合掌し、南無阿彌陀佛々々々と高聲に唱へつゝ、眠るがごとく息絶ぬ、世壽五十三歳、涼山妙雲信女と號す、こたび師配所に赴きたまひしは、彼の一向門徒等、從來の憤懣やる方なく、百方して師を罪に陥れんとはからふをりから、會我一派或寺院數輩の奸僧ども、動すれば師の道德を妬み、傳法に假託て師を讒せり、特に寺社奉行某は内謁しきりに行はれ、且一向僧徒に結親せしかば、こは幸ひと彼に因みて、おもひのまゝに邪火を火上加油、此は讒彼は誣、内外の讒人等その志を得、かゝる災難におとしいれしなり、師歸庵の後、先般國應唯おん聞こみとの事にて流刑に處せられしことなれば、

固よりその所以云何をしらす、されども已ことを得ざる事故ありて、その願意を書せられて曰、蓋し愚禰が聞ける所を以てすれば、萩或寺院より、愚禰さきに嚴禁を犯して化他傳法せし由を國廳へ訴へ、終に愚禰に罪を負せしなりと、夫傳法は宗門の一大事なれば、上四箇の本山十八檀林より、下諸國の諸寺院にいたるまで、固より公然と執行すべき事なり、これに依りて愚禰も從來九箇度まで執行せしなり、さるを先般愚禰宗門になき傳法せしなど、訴し事、實に獅子身中の蟲賊にして、かゝる國災を醸せり、國恩を蒙りながら國恩を忘却せしこと、其罪大なるにあらずや、且吾藩の先君英雲公、嘗て東武目黒祐天寺において御傳法あり、若化他傳法は嚴禁なりといは、祐天寺主は高貴に阿り、禁を犯して傳法をなし、公もまた密に禁法を偷みて、傳受したまへりといふものなり、然ば則彼僧等、虛妄の盲論を主張して、先君に無實の盜名を負せ奉ることなれば、この兩條を何處までも御糺明下されたき由、國廳へ出願せんとて、既に願書をも調へられしを、そは當然の理には侍れど、

かく公然この事を糺さんごせば、罪に及べる人多からんことを慮り、ひたすら師の寛恕を請ものから、師も終に出願の事は止まられき、總て御流難の一條は、何かはかかる事ごも多ければ、唯師の道德に關係せる事のみその梗槩を擧て、餘はおほくこれを略す、又そが中には、却て身命をもなげうち、師の爲にはからひてしは、響音上人の弟子常音法師、及び井原十右衛門、浦賀歸一、有吉十右衛門、岡島三右衛門等なり、別て常音法師は、いまだ二十歳にも足らざる少年といひ、殊に臙滿て初登山の期なれば、既に東行の旅装せし折からなるに、彼の奸僧等相かたらひ、師を罪に陥れんことを構ふると聞き、法師もとより深く師に歸依せることなれば、即ちわが東行をどまり、何ぞぞ師の御難を救はんごて、ひそかに彼が黨中にいり、其讒訴狀の草案を偷みおき、後に師の冤枉を訴ふる依據となせし等、種々に師を擁護せしかば、歸依の同行等これを見聞して、法師が精忠なるを感賞せぬはなかりし、師赦罪の後、法師東行せんとせしに、勞症に罹りて平臥せり、法師は嘗て隻眼なり

しが、往生兩三日前より、度々聖境を感見せしに、多年の眇目忽ちひらけて清眼となれり、臨終には端坐合掌し、念佛の聲と共に大往生を遂にけり、「師一日弟子等へ語て曰、予さきに流難に罹りしも、もとより宿業のむくひなるべし、其罪は憎むべしといへども、いかでその人を悪まんや、故に予を流難に陥れし讒人、及び官員等をうらみざるのみか、朝暮彼等が滅罪生善の回願せるなり、此意樂に住せることは、故老尊師の賜なり、往昔予老師へ剃度をねがひし頃、一日老師に面謁せしに、老師の曰、君剃髪なるべきや否やと、予答へけるは、愚父はこれを許せしかども、親族に不歸向の者ありて、頻りに障礙をなせり、後日不肯本意を遂るとも、彼等のためには回向すまじきよし申し上げれば、老師色をなして曰、その心にては、出家せらるゝとも無利益なり、かゝる者は罪業も深重なれば、殊さらに慈悲の心を起し回向も叮嚀にすべき事なり等と、若この慈訓なからましかば、いかでかかゝる慈心一起しも得んや、嗚呼貴ひかな老師の慈訓、不肯をして生涯この慈念を起さしむる

等と、師恩の廣大なることを讚歎し給へり、爾るに師の回願成辨せしにや、後年彼寺社奉行某等をはじめ、毒計を回らして師に讐せし人々も、多くは念佛の行者となり、正念往生をこげしとん、

又師御流難の日、收人となりて來しは、齋藤久米右衛門、石光庄八なり、後久米右衛門は慚愧して念佛の行者となれり、久米右衛門或人にかたりて云く、さきに吾師を楹護して濱崎を出船せしに、師は船中もひまなく高聲念佛せられしが、かくて師を羽島に致して歸る船中、しきりに念佛の聲あり、こは不審しとあたりを尋ねみるに、一人として念佛せるものなし、されば師が念佛の聲の残れるならんと、みな恠みつゝかへりしが、吾つゝ思惟するに、師は凡人にはあらざるべし、ざるを我等いかに君命なればとて、かゝる上人を捕縛せしことの大罪さよと、一念慚愧の心起りしより、何となく師の慕はしくて、かく念佛申すことゝはなりぬと、師遷化の後、竊に師の廟前に懺悔し、それより度々西圓寺の別行へも參籠し、終に臨終正念

にして往生せしとなん、しかるに石光庄八は、放蕩無頼のものなれば、後河豚の毒にあたり、苦痛逼迫して死せしとぞ、又師に讐せし數輩好僧ども、無慚無愧の者に、或は天狗の呵責をうけて半死の苦みをなし、或は臨終に墮獄の惡相をあらはし、虚空をつかみ地に展轉して死せしとなん、されば慚愧懺悔せるものは、正念往生をどげ、無慚愧の徒は、かく現罰を蒙りし事を見聞して、師の道德をますく仰ぎ、因果のむなしからざるを深く信じ、本願念佛に歸向せし人少なからず、
文政十年丁亥、師去年の秋御歸庵の後、一切他の請を辭し、唯自行のみ策勵せられ、常課五萬稱の上、三萬四萬等を越課せらる、されども西圓寺に於ての勸誡は、猶もどのごとくせられき、かく諸方の遊化を廢したまひしより、國內の信者はいふもさらなり、遠國よりもあゆみをはこび、求法の道俗いと多かりしこの時にあたりては、師の行徳海内に聞え、遠國有志の僧侶は、法門の蘊奥を師に面受せんとして、或は來りて座下に依止し、或は二句三句門下に留錫するものも少からず、又は遠國

の信者等、遙に師を敬慕して、長州産の人をさへ、うらやむほどの事なりしとなん
文政十一年戊子、正月廿九日より二月五日まで、大紹正宗國師の勅書を講せらる、しかるに爾來師の講辨殊にたどて、一たび法筵に列なるものは、闡提に等しき愚惡も、翻然として信念を發起し、一念義の深坑に陥りしも、たちどころに改邪歸正する等、至て多かりける、同年八月九日大風ありて、彼岸別行を遷延られ、同廿日より廿六日まで、別行中往生要集の十樂を説たまへり、これよりさき室濟村の酒匠新宮文七といふもの、上畑村豊田氏へ來りて連年酒造せしが、豊田某文七を誘引して西圓寺の別行へまうでしが、文七師の教を信受し、またなき專修の行者となりぬ、文七つくづくおもふやう、我等幸にかゝる難聞の大法を聞き、順次往生を遂る身となり、子として父が墮獄せんとするを諫めであらるべきやと、しかるに父善次郎は多念を自力と嫌へることなれば、文七深くこれを歎き、何とぞ師の御教導をうけさせたくてわざ／＼上畑よりかへりて父を誘ひ、此別行へ參詣せしに、師の破邪の嚴

なるを聞て瞑眩せしにや、別行半に歸らんとせしかば、同行これを止むれども、さ
らに止まるこゝろもなかりし、是非出立といへる朝、開白へ誘はれて參詣せしが、
正しく發願文中、おもはず少しまごろめるに、本尊壇上より下りて、善次郎か側に
至り、その合掌の手に珠璣をかけて、引止たまふと見て夢さめぬ、覺て歡喜の涙に
せび、その日の出足をとゞまりて、又一日師の御勸誡を拜聽せしに、淨土の法門はじ
めて耳根に徹し、正信の行者となり、日課若干を誓受せり、そのうちもまた別行へ參
籠なごし、一期口稱怠らず、終にめでたく往生の素懷をとげぬ、義積信嶺善士と號
す、師生涯破邪顯正の嚴密なる、法席に臨めるごとに、まづ邪義を破斥して、而る
後に我宗の正義を演説したまへり、されども師好みて破邪せるにはあらざめれど、
彼の徒動もすれば我正宗を誹謗して、念佛申すは自力といふよりはじめ、大師の正
義を悉く云破れり、所謂紫朱を奪ふ邪說甚しければ、師も已ことを得ずして、
唯顯正の爲にせらるゝのみ、彼又その嚴なるを憤りて國廳に訴へ、師の説法を停

止せんとす、こゝに於て師その停止すべからざる義趣を申出られ、その事は終にやみ
にける、殊に老邁におよんでは、破邪ますく嚴なりしことは、世人のよくしる所
なり、孟軻氏の能く言て異端を拒ぐものは聖人の徒なりといへるは、誠に千古の確
言なり、故に聖人の徒たらん者はよく異端を拒ぎ、釋氏の徒たらん者はよく邪義を
拒ぐ、その正を守る所以のものは一なり、苟くも佛子たらん者、その邪をふせがさ
るべけんや、

文政十二年己巳、師の年六十五、四月二日より八日まで、道念法子一周忌追善を豫
修せらる、この法子曾て高泊作花氏の寮に住し、但信無二の道心者にて老師光譽
上人深くその志操を悦び給へること恰も大師の遊蓮房に於るがごとくなりしが、去
冬十二月廿六日臨終正念に往生せり、こは師剃度のむかし、師の俗髮を假剃せし法
子なれば、その舊恩を思ひいでられ、かく町重に廻願せられしとぞ、是西圓寺四月
別行のはじめなり、師遷化の後は日をあらため、七日よりして十三日を結願となし、

師の正忌追善を豫修することゝはなりぬ、同年六月十三日より師中暑を患へられ、廿四日醫師吐劑を用ひ、一晝夜吐瀉止まず、廿七日より晦日まで、晝夜寤寐さだかならず、されども竊に師をうかゞふに、手に珠數を釋たまはず、たまゞ珠數なきときにも、拇を動し珠數をくり給へるよそほひなりき、その常念相續せらるゝこと、これを觀て知るべし、故に此病中日課一日も怠りたまはざりし、因にいふ、平生弟子等へ示されし歌に、「いぬるとき御名よばふのはやすやけれど、さむるたゞちに續はかたけれ、かく心を用ひて、起臥にはかならず念佛せよとのたまひぬ、弟子偶更闕て師をおこし申すに、まづ珠數からゞ鳴り、次に念佛數聲を唱へ、而る後にあらざれば答へたまはざりし、請ふ有縁の信者等、かゝる師の賢き跡に倣ひ、身のおきふしには必ず念佛し、かけてもふれても日課稱名をおこたることなかれ、吾老師光譽上人、嘗て慈父淨蓮居士を諫めて、捨邪歸正せしめんために、專修要文集を著し給へり、爾るに赤馬關三宅九藏法名衍乘居士、專修要文集をかた木にのぼせ

かつ彼の諫母草に倣ひて、諫父草と題號をあらため、諫父草諫母草と並び行はんことを請ふものから、今茲初夏終に剗嗣氏に命じて世に公にせらる、此書の顛末のごときは、諫父草題言に詳なり、

天保元年庚寅、今年三月十四日は、善導大師一千五百十回の御遠忌に丁らせたまへり、されども御正當には仙崎圓融寺の請に應せられしゆゑ、閏三月八日より十四日まで御遠忌を懇修せられ、導祖別傳纂註をもて、導祖の行實を講じたまへり、この頃通浦向岸寺の支院なる正福寺において、導祖御遠忌を修せんと、同行集りて相はからひ、明朝向岸寺の善導大師を迎へたてまつらんと、互に約して歸りしが、その夜同所妙誓尼の夢中に、同行みな禮服して御供し、小吏ありて喝道し、導祖は正しく御歩行なり、その尊容を拜すれば、腰より下は金色にて、腰より上は墨染なり、しかも半金色の肉身より、光明をはなちたまへるおんありさま、其相好の端嚴なる、言語の及ぶ所にあらざりしが、つくゞ御面貌を拜すれば師にておはせり、こは不

思議の事にこそと、又拜すれば導祖なり、導師にてこそあれと思へば、また師の尊顔なりし、尼夢中ながら獨うなづき、師は全く導祖の御垂跡ならんと、そのたどさ骨髄に徹ると思へばやがて夢さめぬ、翌朝導祖を向岸寺より迎へ奉るを拜するに、その御供せる人々まで、夢中にすこしも違はざりしかば、こは妄夢にはあらざるべしと語る、尼は固より單信專稱なるうへ、ふかく師に歸依せしかば、さきに西圓寺の傳法にも、通浦より六人入衆せる一人にて、師大に悦で曰、公等人の誹をもかへりみずして入衆せる由、實に六菩薩なりとて、兩祖の尊影を一幅づゝ賜はりしとぞ、尼特に慚愧の心ふかく、勤行毎に極重惡人助け給へ南無阿彌陀佛と、涙と共にかこち侍りし、天保十二丑の仲冬より病にそみ、稱號ますます勇進にして、ひたふるに極樂往生を待わびける、翌寅の正月六日、自ら身をきよめ新衣に換へ、同日午の刻、瞬きもせず瞻仰し、合掌禮拜すること二三度にして、念佛の聲と共に大往生せり、世壽六十餘歲、乘譽妙誓法尼と號す、同月弟子隆典傳亮の兩僧、東行せる發錫にの

ぞみて、師の曰、予が齡既に六十六、娑婆の相見も今日限りならん、夫浮世は誠に夢中の戯れなるに、塵欲をほしいまゝにして、袈裟下に人身を失へる者世間至て多し、汝等はよく慎みて、堅く沙門の操をまもり、念々に無常をわすれず、實修實學護法扶宗を專一にすべし、予は極樂蓮臺上より、歡躍せん、いざゆけど涙と、もに教示せらる、猶需めに應じて垂誠の長篇を自書して、授與せられしを左にしるす、

垂誠隆典傳亮二子に授く

嗚呼喜しひ哉、予と汝等と宿因今世に熟し、生を閻浮の人界にうけて、釋尊の遺教にあひ、殊に彌陀大悲の願海に歸入する、導空兩祖の正流をくめり、機教既に相應す、出離何の慮かあらん、然るにことし文政十三閏三月廿六日、宗戒兩脈相承の爲に、遠く三縁の會下に旅たつとて、垂誠用心の一語を乞ふものから、書して與ふ、

厭欣

夫宗門の根基要中の要は、厭離穢土欣求淨土の總安心にあり、此心をさへうまくも

り立ぬれば、別安心も起行作業も、かゝることなくそなはるは固より、過軌とする戒法も隨行かたきことなし、中において姪酒食肉の三をいはい、姪欲は心を縛して惡趣に送る毛繩、厭欣心たちたる者、云何ぞこれを犯せん、飲酒は起罪の因縁、百千の罪業是によりて生ず、厭欣心たちたる者、云何ぞこれを犯せん、食肉は慈悲の種子を斷じて、成佛の道路をふさぐ、厭欣心たちたる者いかなんこれを犯せん、總じて十重四十八の本戒、及び五十八具の助戒等準へて知るべし、又檀林掛錫入衆用心第一は、慢擧の心を慎むにあり、此心僅に發すれば、一衆不和合、自他道業損滅の失を生ず、しかるに厭欣心たちたる者は、機法二信に落居するゆゑ、此過を生ずることなし、又不可意の境にのぞみて瞋恨を生ずれば、衆善ありといへども、是によりて滅盡す、厭欣心たちたる者は、これ皆宿業の報ふところと、生死界中の受生を厭ひ、善人俱會の快樂をねがふたよりとすれば、其過を生ずることなし、云云此は是愚老が別れに臨みて贈る所の垂誡なれば、生涯受用して如法相續すべし、再

會は蓮臺上を期するのみ、

いとふ世のしるしはなにぞ難波瀾、

よしとあしとにこゝろとめなば。

こゝのしなかが上なる花の上に、

圓居んことなおもひわすれそ。

稟蓮社承譽法洲

かくて兩僧緣山に掛錫し、常に師命を服膺し、拳々として解行を相勵み、宗學の研究いと精細なれば、會下の大衆もその俊才なるを驚歎しけるとなん、兩僧は兩脈既に相承し、本師へ拜顔のためにとて、共に一まづ歸國せり、そのうち隆典は再關せしが、天保九年夏のころ、病緣によりて歸錫をなし、舊里窪田氏にて醫療すれども效なく、翌春は病症漸々重り、三月下旬弟某に墨を磨しめ、若干の大字を書して師に呈せしに、師これを卷舒して曰、隆典眞に書を善せりと、四月中旬慈父をたの

みて、所持しよぢの來迎佛及び名體みんたい不離ふりの名號、その外一切の玩具等、悉くこれを除かしむ、慈父の曰、御來迎佛は除かざるも可ならん、隆典曰、いやとよ一切の諸品、こは我物とおもへば、自ら執心しよしんのこゝまることあり、臨終は一期の大事なり、忽緒くつしよに思ひたまふことなかれと、廿七八日より病苦を忍んで勇猛に念佛せられ、幾回も何故に御來迎はおそきやらんと、商人の曉あかつきをまつごとく、往生の時を待わびける、終に五月朔日午の下刻、念佛の聲と共に往生せり、死相しじやううるはしく、顔色笑かんとくみを含むに似たり、世壽三十歳、また傳亮歸國の後、厚狹郡山中專念寺に住職せり、傳亮は殊に道心堅固にして、專修化導せんしゆもいと切なりしかば、檀中の老弱その化風を仰ぎ、單信だんしんの行者となるもの多し、天保九年四月より病にそみ、醫術いじゆつすこしも驗けんを得ず、十一月上旬病大に漸すすみ、十三日寅の刻水を乞て盥くわんひ漱しゆぎ、合掌して來迎佛を拜し、また須臾しよゑん瞬まもせず空中を瞻仰せんがうし、念佛の聲漸すすくかすかになり、微笑みせうして眠ねるがごとく息たぬぬ、世壽二十六歳、二子みな求法くはふ練行れんぎやうせることなれば、前途ぜんすういかほごも化益を

施せすべきに、不幸短命ふかうたんめいにしてその終しむりをされり、師は固こより化風けふを紹しやうしめんとおぼせし人々なれば、あ、天我てんがを喪はなせりなど歎なげかせたまふらんと、おん心のうちおしはからる、

天保二年辛卯十二月五日は、老師光譽上人十七回の諱辰ごんしんに當あたらせたまへるを、十月廿九日より十一月五日まで、追善別行しゆぜんべつぎやうを豫修よしゆせられしが、師の曰、愚老今年六十七歳、餘命いぐな幾いくもなければ、御年回ごねんわいの正當しやうたうを修するも、こたび限りならん、例年れいねんは隨意じゆいに修せしかども、今年ことしは本坊ほんぱうに出いで修せんとして、十一月廿九日より十二月五日まで、報恩別行ほうおんべつぎやうを懇修こんしゆせられける、

天保四年癸巳六月三日は、先考信教軒せんかうしんけうけんの二十五回忌正當しやうたうなれば、隱室いんしつに於おて一七日中追善しゆぜんを修せらる、爾しかの時とき弟子等へ語かたて曰、慈父會かふて親族おんしゆく不肯ふけんの言ことをもちへりみずして、不肯ふけんに剃度ていどを許ゆるしたまへり、此御恩惠おんけいあればこそ、今日の追孝しゆかうをも修し、且かつ不肯ふけんも生死しじゆの苦海くかいを出いづべき身みとはなりつれ、こは併しやうながら慈父の大恩おんなりとして、廣ひろ

く弟子中にその回向を請ひ、厚く布施をも行ひたまひしとぞ、
 天保六年乙未、師年七十、四月別行中、先年より説下なる歸命本願鈔を講せらる、
 この別行中、眞誠と云信者、一日師の勸誡中、本尊白毫相より一道の光明をはなち、
 師の尊顔を照したまへるを拜せり、また當村某、師の説法中に少しねむりけるを、
 ゆり起されて誰やと見れば、元祖大師にておはせしと見て夢さめぬ、又同年八月七
 日、弟子専立正念に往生を遂けるが、その病中に、先年予師に奉侍せし頃、一夜人
 定後、丈室の明かなるにおごろき、竊にこれを伺ふに、師正しく光明を放ちて坐し
 たまへるを拜し、身の毛いよだつばかりにて、其貴さ拙き詞に演べがたし、師は心
 づかせたまはざる御光景なれば、氣を屏て徐々と退き侍りぬ、されば師は直也の御
 方にてはあらざれば、誰々も至誠に尊崇すべし、此事今までは秘し侍れども、わが
 命終旦夕にせまれば、子に傳へ置ぬとかたる、
 天保七年丙申、四月廿一日より五月三日まで、赤馬關西谷寺主の需に應じ、化他傳

法せらる、此時清末鞍馬町中野屋平兵衛といふ者、素より念佛者なりしが、こたび
 師の勸誡を聞き、彌道心を増長し、日課六萬稱を誓受して、一日も怠りなかりしが、
 翌酉の五月四日より病に臥し、六日より必死と覺悟し、弗に肉食を斷じ、室中を清
 潔にせしめて、御來迎を待ぬ、八日の朝、子息彌介、父の遺言せるを聞て愁歎せし
 かば、父の曰、予は百萬石にありつくより百倍も嬉しき首途なるに、汝は何ゆゑに
 さは歎くぞやと、九日寅の刻空中をながめて、今微妙莊嚴の天蓋懸れり、こはたと
 きことかなと歡喜せり、彌介障子を開きければ、平兵衛曰、あ、快哉極樂の風吹
 來れりと、につこり笑ひて念佛し、眠るがごとく息たえぬ、世壽五十五歳、慶譽榮
 俊乘願居士と號す、此傳法中同所西山派三連寺西堂某、傳法の入衆を願ひけれども、
 師これを辭せられしかば、三連寺主これを憤り、宗論がましき文通せり、されども
 師は煩務中といひ、殊に宗論は公廳の制禁なれば、あたらすさはらすの答書せられ、
 彼の論を度外に置たまへるを、彼また西園寺主へ投書せり、寺主も亦宗論制禁の義

をもて懇諭せられしをも肯はず、剩へ彼一家屋裡の義を募りて、我正宗を妄破せる一書を贈れり、そを師の辨斥したまへるを筆記して、彼に贈られしに、彼また其返破をなし、劈邪示正論と題しておこせり、師また辨駁せられ、名けて辨斷劈邪示正論といふ、その辨辭平穩にして、彼の邪構を反射し給へること、旭日の淡雪を照すがごとくなりし、その細節は、本書に譲りてこゝに略し侍りぬ、

天保八年丁酉の春、萩教安寺大信和尚、榮周院立信和尚、梅岸寺在道和尚來りて、師に請て曰、吉水大師の遺法、海内に廣布せること六百有餘歳、しかるに大師の御滅後、宗風もおのづから盛衰ありしが、其間一二傑出絶倫の大善知識有し恩蔭によりて、斯る今日の盛なるにいたれり、されども盛なるものの衰へやすきは浮世の習ひなれば、伏て願はくは師その衰弊を救ひ、永く淨教弘通の摸範たるべき一書を撰述したまひて、愚昧等をして専修弘通の正路を得せしめたまはんことをと、師の曰、公等が護法扶宗の懇志は、感賞するに餘りありといへども、此は是れ法將の職にし

て、予が能する所にあらず、且予既に七句を過たり、老愚また何をか言はんや、假令これを肯ふとも命期豈その成功をまたんや、公等よろしくこれを思付すべしと、こゝにおいて又門下の二三子と共に相はからひて、百方師に懇請せしかば、師も已ことを得ず承諾せられ、大師の御法語、太胡消息、小消息、一枚起請文の三章に就て、明細にその講辨をなし、三法語講説と題號せられ、又此書開板の期に臨みて、更に三法語大意一卷を附し、合せて七冊となし、共に梓に上せて世に公にせらる、しかるに大胡消息は固より大師の御隨自意なるを、中古の大徳義山上人隨他交雜となして、註釋したまひしより、天下の學匠も舉てこれを信じ、順次往生を碍ふる一大厄となることを知る人なし、さるを師の活眼もて、直下にその謬釋なるを看破し、斷然その謬を訂正せられ、小消息一枚起請文と光華をあらそふべき、大師御隨自意の御法語なりと決擇せらる、此書刻成におよんで、知恩院一品法親王、一たび歴覽まし、御隨喜斜ならずして、一首の和歌を

うづもれし玉のひかりを世に見せて

大胡のふみは随自なりけり

と詠じたまひて、御短冊を師に賜はりし、此三法語講説は、師の老婆心切なるより、大師の鏡を磨あらはせられし書なれば、我淨教を奉する僧侶は、驅鳥沙彌者宿のわかちなく、みなこの明鏡に向ふときは、二利のひがみおのづから瞭然ならん、されば此書によりて自他益を得ること多かるべし、豈淨教の龜鑑と謂ざるべけんや、知恩院御門主一品大王尊超法親王、深く師の道德に歸向あらせられ、後年師の撰述せる三法語講説を披覽ありて、頗る難遭の思ひをなし、御生涯數回披講したまひて、常に仰せられけるは、予がこたび順次往生を遂るは、全く西海の法洲和尚の餘光なりと、歡喜の涙と共に講じたまひしとなん、法親王一時參内の折から、主上に大日比西圓寺小兒念佛會の事、及び師の解行等をも内奏ありしに、主上深く御隨喜ましく、御内密ながら 詔りさへあそばせしとぞ、されども恐れあればこゝに漏し

ぬ、法親王師に御歸依のあまり、度々上京を命せられしかども、師は老衰の身なれば、山海を跋涉することを得ざるをもて固辭せらる、その後法親王御眞蹟の專念佛場の額を師に賜はりぬ、今猶西圓寺の正面に掲げり、かくて嘉永五年の春より御違例ましく、終に七月七日午の正刻、吉祥にして寂を示したまひぬ、御壽齡五十一歳、

又師に歸依せる法將には、三緣山大僧正智堂大和尚、華頂山大僧正説行大和尚、常福寺宣契大和尚、東漸寺教因大和尚、誓願寺貞典大和尚、同寺鸞洲大和尚、靈巖寺勇順大和尚、信光明寺辨信大和尚等は、縮流の俊秀、蓮門の芝蘭なり、及び諸山の耆宿等、共に師の化導を補翼し、或は叢林に請じて唱導たらしめ、或は師の著書を読んで隨喜感歎したまへり、中にも智堂大僧正よりは、大幅の御名號及び天龍院の額を賜はり、貞典大和尚よりは、二首の和歌を贈り給ひぬ、「かしこしな只一すぢに吉水の、清きながれを君こそはくめ、」吉水のきよきながれをいかなれば、すゑに

ごさじとくむ人のなき、又辨信大和尚はその性温厚にして道心堅剛なること、頗る老師の風あり、縁山に掛錫して慧解絶倫の聞えあり、終に芝峯の僧階につらなり、位頭職に向とせし頃ひ、つく／＼思はれけるは、假令大僧正となるも、たゞ今世一旦の假榮のみ、何ぞ専らに後世永劫の樂報を欣ふに如んやとて、文化十四年の秋、參州巖洲信光明寺に隱遁せらる、寺職十有餘年、もはら祖躅を踐て、自利利他専修唯一行なりき、一時大和尚不時に別行を修せらる、願意は、西圓寺老隱承譽法洲和尚は解行卓絶護法利人の大善知識なり、一日もながく世にあらば、その利益廣大ならん、我等世にあるとも、それ何の益ぞや、されども壽命の長短は宿報の招くところ、凡慮の思議すべきにあらずといへども、伏て願くは佛祖大悲の延促廣智をもて、愚鈍が十箇年の壽命を促め、これを法洲和尚に譲り與へて、彼が利益を廣大ならしめ給へと、ひたすら回願せられしとなん、爾して天保元年五月より病に染み、食餌等日を追て減じ、終に同年九月十三日安祥にして歸寂せらる、世壽六十歳なり、

爾るに師は天保十年七月十三日の遷化なれば、辨信大和尚の歸寂より、師は正しく十箇年世に在せり、是豈その驗にあらずや、在昔周公は年を武王にゆづりしも、周公壽數の促否は考ふべからず、況や其功民を仁するに過ず、今大和尚の年を師に讓れる、十箇年の久しき、師が廣度衆生の功德、豈今世一旦の功德の比ならんや、大和尚の師にゆづれる、實に大なるかな、

師嘗て本尊前に發願すらく、大悲願王阿彌陀佛、教主釋尊、證誠諸佛等、願くは弟子法洲道心日を追て増長し、四威儀に本願念佛を口稱し、平生には靈夢見佛等をなさしめ給ふことなく、唯隨逐影護の加祐により、一期不退に道業を精修し、正命終の時に臨みては、身にも心にも諸の苦痛なく、もろ／＼の障礙なく、親しく聖衆の迎接を蒙り、極樂上品上生へ往生を遂しめたまへ等と、閒竊に師の願意を窺ひ見るに、蓋し今世はすなはち魔境なり、薄地の凡夫にして若し聖境を感見せば、或は僥慢の心を生じ、或は業成退の恐れもあれば、弗に魔縁のたよりをはらはんため、

且下機のわれらへ示したまへる身業説法ならん、在昔高野の明遍僧都も、平生の見佛を期せられずして、たゞ臨終の迎接のみ願はれしとぞ、されば師もかゝる先蹤に倣ひたまへるなるべし、又師が斜古溪隱室のまうけは、たゞ念死念佛、厭穢欣淨を促す爲のみのしつらひなれば、一も數奇華奢の體裁あることなし、さるから厭求上人の眞蹟なる、死の一字を横扁に掲げ、時規を掛られし聯に、「時はかるくるまにかけし我いのち、きちりく」と縮まりてゆく、「また自行の策勵にそなへられし述懐數首あり、「しら浪にたちまさるとよ世わたりの、ためにそめなす墨のころもは、「ししら眞弓もとの誓にするかけて、おもひはづさすこゝろひけかし、「おこなひに野中のしみづぬるからば、いまはの悔はくみてしらるゝ、「身ひとつを湊となしてくるしみの、出ふねいり舟よりこぬはなし、「無始よりもしらぬみのりのうるまなび、うしとぞかばいつを期にせん」等を、衣桁の側なる壁に亂貼せり、又囊棚の鏡戸に辭世のこゝろを、「住わぶる庵ののきばにかねてまつ、むかへの雲のかゝらましか

ば、「來ん世にはわれ船長のわざにたへて、くるしき海の人わたしてん」と爾して辭世の歌、下の句の事を、法道に語りたまはく、今「かゝらましかば」とせしかども、予が臨終に正しく聖衆の來迎を拜せし時に、いとまあらば「かゝりけるかな」と書き改めたく思ひ侍れば、早く筆とりてよ、若し自ら能はざらんには、予囊棚を指示せん、とかく「かゝりけるかな」でなければ、垢ぬけはせぬなりと、又師の道情老てます／＼壯に、髮鬘以來その志操の堅確なる、七十年一日のごとし、嚴寒炎熱を論せず、毎朝寅の上刻出殿、勇潔に念佛し、卯におよんで回向、また辰より午に至り、午より未に至り、申より酉に至り、酉より戌に至りて回向、かく五時の勤行孳々として懈りたまはず、回向畢れば、「流轉せし世々のかぞいろはらからも、すくはせ給へ南無阿彌陀佛」と口號つゝ、禮拜して退かる、かく勇猛精進に勤修せらるゝこと、あはれにたどくこを覺われ、されば自行化他に餘暇あるべしとおもほねども、そは師が學海の深き、規模の大なることをしらざればなり、故に二利の忙裡に閑を

儉み、或は一派寺院の需に應じ、或は弟子等の懇請に報いて、著述せらるゝこと左の如し、

大經厭欣段講說	二冊	阿彌陀經講說	五冊
歸命本願鈔講說	七冊	發願文講說	一冊
二河白道講說	一冊	選擇集 <small>初章講說</small>	三冊
大原問答講說	四冊	御傳七席講說	一冊
御傳三席講說	一冊	御傳廿一之卷講說	三冊
大胡消息講說	二冊	小消息講說	二冊
一枚起請講說	二冊	三法語大意	一冊
御傳翼贊決擇私評	一冊	和語燈觀經大意釋講說	一冊
弘覺大師徽號講說	一冊	正宗國師徽號講說	一冊
往生要集十樂講說	二冊	迎接曼荼羅講說	五冊

海徳本願合勸錄	二冊	淨土要略鈔講說	二冊
向譽上人起請文講說	一冊	四要篇講說	一冊
法岸和尚行業記	二冊	正邪不可會辨	一冊
正邪強會辨	四冊	兩會辨或問	一冊
辨斷劈邪示正論	四冊	托事辨	十九冊
蓮門回向十條辨	一冊	爲貪婬酒求生辨	一冊

その他小冊子及び法語類に至ては、一々枚舉に違あらず師常に極樂往生を待るゝこと、幼兒の祭會をまつごとく、浮世の塵務を輕賤し偶同行の往生せし訃音を待ては、そをうらやみて、「もろともにごなへし友はさきだちて、のこるつらさをひとりこちぬる、」「さきだちし友やたからのおばしまに、のぞみて我をまつらんものを」と詠じて、しきりに淨利を欣慕せらるゝ、又一夕念佛しつゝ、花園を徜徉の折から、東の方より西のかたへ郭公の飛行けるを見て、「やよやまて山ほとゝぎす入月の、西へ

とならば我ともなはん」と詠せらる、又師生涯親疎順逆の擇びなく、人の命終を聞けるごとに、合掌して十念し、ねもごろに回向せらる、さるから亡靈人に託して、師の回向を請へる等開ある中に、仙崎の畫工僊浦はまたなき邪見人にて、殊に我老師光譽上人を悪口し、剩へその化導を妨げなごせしが、その臨終苦楚をうけて叫喚し、口吻耳の下まで裂、目もあてられぬ爲體にて、舌根四支生ながら木梗死す、埋葬後墳墓より大鬼火いで、夜なくその家に往來せしが、一夜法船庵蓮池の上に冷じき響あり、隨忍尼これを見れば、弟の僊浦が靈なり、その貌はなはだ卑陋にして、口吻耳の下まで裂たり、尼一叫して室に入れり、故に他の尼衆へ回向を託して去りぬ、又大泊村善四郎妻りんといふもの、聊の因みあればにや、彼靈りに託して、云、われ生涯謾りに佛教を誹謗し、殊に西圓寺の老師を罵辱せし等、罪業深重なれば、頓に無間地獄へ墮つべきを、幸ひに隨忍尼が剃髮せし功德と、彼が回向の切なるによりて、纔に墮獄をまぬがれて中有に迷ひ、や、もすれば墮獄せんとす、その

幽苦なか／＼言んかたなし、予が畫筆繪の具等をうらば、藩札四十目を得ん、爾して今師は萩功蓮社に遊化ましまして、速かに回向をたのみてよと、かくのごとく告ること三夜、りん思へらく、その證跡を糺さゞれば師に申上かたしと、素より剛氣の女なれば、翌夜仙崎に抵りてうか／＼に、果して大鬼火その形春臼を轉ばすが如きを見る、やがて畫筆繪の具を賣しめしに、藩札を得ることも亦その言のごとくなりし、いそぎ師に拜謁して其回向をねがひしかば、師も可憐におぼしめし、即日よりねもごろに回願し、猶西圓寺に於てもその追善を修せらる、幾もなくして僊浦又りんが枕頭にいたり、大に喜んで云、君が周旋の恩蔭にて、師の御回向の功德により、只今極樂に往生するなり、君が恩蔭によらずんば、我いかでか極樂に往生することを得んやといひつゝ、立去るを見るに、黒衣の僧形なり、直に戶外にいで、みれば、僊浦青蓮華に乗じ、西方をさして往と見て夢さめぬ、さめて不思議のおもひをなし、指折かぞへけるに、正しく四十九日の逮夜なりし、あまりにたどく思ひ、その由夫

善四郎にかたれば、善四郎曰、われも亦今かくのごときの夢を見たりと、又師威儀の嚴なる、法衣は皮表のごとく、便浴の時にあらざれば脱せられず、勤行の餘暇に投じては、常に淨業を修しつゝ、聖教を拜覽せらる、また佛殿の掃除を清潔にし、香華燈燭飯菓等にいたるまで、嚴に恭敬を守られけり、また師は慈愍深重にして、弟子等を愛護せらるゝこと切なりければ、隨侍みなその慈恩を感戴しあへり、また孝子の貧しきをみては、その養ひを資給し、鰥寡孤獨貧窮病難等を見聞しては、扶助賑濟いと深切なり、また信施を受ることをふかく恐れ給ひ、有信檀越の供養あるごとに、眉を擧めて申されけるは、われら不徳にしてかゝる信施を受く、恐らくは臨終にその酬報あらんことをと爾して弟子等へ示したまはく、信施の一粒は、その重きこと須彌山のごとしといへり、汝等若しいたづらに法施をうけて法施せず、或は道業を勤修せずんば、その罪も亦須彌山のごとくならん、ゆめ／＼忽緒に思ふことなかるべしと、

天保九年戊戌、師年七十四、師濟度衆生の緣漸く盡て、往詣樂邦の期將に近づかんとするにや、八月彼岸中より不豫の相を示され、別行半ばより法道に代説を命せらる、同月中旬より漸々に衰弱を増し、傍目にも危篤に至らせたまふらんかと思ゆる程なりしが、九月上旬より病少しく瘡、食味等も加はりしかば、十月別行も微恙を忍んで勸誡せらる、

天保十年己亥、二月別行四月別行等も、老骨をはげまし、病惱をもかへりみず、常のごとく法施せらる、しかるに師は別行の勸誡も、こたびが今世の名残ならんとて、爲人度生の懇切なる、頗る常時に倍獲せり、結願の日、參詣の道俗に示されるは、愚老も西逝の期ちかきにあれば、定でさきへ往生せん、故に各の臨終には、予かならず聖衆の眞先にたちて迎に來るべし、各よく／＼念佛相續して、迎に來るを待たまへ等と、涙と共に終講せらる、四月十二日叡岳の重玄房、近江國大津驛古望某、清水某等の信者を伴ひ、大日比へきたりて、師の教導を請へり、師もその求法

の志切なるを感じ、十四日より十六日まで、侍者に扶けられて出殿し、その法施いと町重なり、これ師が最後の御化益なりし、爾るに重玄房從來木食などして飢を支へ、雜行勵修の人なりしが、一たび師の教をうけ、立どころに所修の餘行を捨て専修一行に決擇し、日課若干を誓受せられ、師へ報謝として、慈覺大師彫刻の阿彌陀如來一軀を呈せらる、歸岳の、ち一期專修念佛を相續し、臨終正念にして往生の素懷をどげられしとぞ、又古望清水も同じく專修に歸し、自の日課誓受は固より、他のために各百人づゝの代受して歸國せり、五月八日萩榮周院立信和尚、松高院玄應和尚、無藏院順聲和尚、及び伊藤十郎右衛門きたり、當夏中師を常念寺に請じて、五重傳法せられんことを懇願せしかば、師答へたまはく、先今より五十年を待たれよ、愚老かならず還來し、われ船長の業にたへて、何處までも化益せんなど、笑言し、さらに許諾せられざりし、されども師の容貌平時に異なることなきやうに見ゆめれば、教安寺大信和尚、梅岸寺在道和尚、在吉十右衛門等來りて、前請を演けれ

ば、師固辭せられけるやう、愚老はこのたび決定必死なれば、多生の本懷を遂んことも、おもふに中秋を待てからず、再應子を請せんことを言はし、今生の面會只今を限りとすべしと申されければ、衆みな其確乎たる辭氣に感服し、十念を拜受して歸りしとぞ、夫より諸方の信者これを聞、おのゝ近郷の良醫を携へて病を問ふもの、日々五六十人に及べり、そが中に同月廿四日有吉十右衛門、大玉忠四郎、新谷彌十郎等、市川春臺といふ名醫を伴來れり、春臺師を一診して曰、僕師の病症を候ふに、御全快はいと難かるべしと、師莞爾として曰、それでこそほんに春臺君なれ、愚老もとより必死なれども、弟子同行等醫藥に心を盡すのみ、しかるを今君の一言を得て安心せりとて、大によろこばれき、六月十一日弟子單念陶盎うゑの草花を病牀に供へしに、師これを愛つ、仰せられけるは、花山院の御製なる、「あだにちる花みるだにもあるものを、たからのうゑ木おもひこそすれ、」中頃の事かとよ、江戸の或風流家、此御製を感吟して、たちまち發心念佛せしも、げに理にこそあだに

ちるこの世の花みるだにかく美しきに、まして極樂の七重行樹はさずあらん、固よりいとへる娑婆なれば、片時もはやく往生せばやと、勇進念佛したまへるありさま、厭欣の色面にあらはれ、いと貴くぞ侍る、師ある時寶樹を想像せられ、「ならびたつたからのうる木こそるには、あを葉に紅葉はなもこのみも」と詠じたまへり
同十五日より醫藥を禁せられければ、弟子等種々おん勸申せしかども、弗に肯ひたまはざりし、既に三月上旬の頃、咽喉腫の症ありて、飲食送下の時に少しく痛あり、されども師は尋常の喉痺ならんと思はれしが、弟子等咽喉は容易ならざる所なれば、御醫療をぞす、めしかども、素より豪邁なる御氣象、瑣々たるこの惱み、何ぞ恐るゝことあらんやとのたまひ、又近きわたりに良醫とてもなければ、そがまゝに過ぬるうち、五月中旬より全く氣腫に變症せり、これ皆定業のなすところは申しながら、はやく其症を診断して治術を施さば、かゝる難治にも至るまじきものをと、今さら唯是のみ遺憾しあへり、同廿一日法道へ數十件の遺囑あり、されども皆專修相

續の要務、自利利他の法門のみにて、眼前雜閑の話、塵世長短の事は、纖毫も交へたまはざりし、そが中に親族へ遺物頒布の事を示して曰、資財品物等は決して用ゆることなかれ、故いかなとなれば、清淨財を俗家へ與へば、俗家しらすく墮獄の罪を造ればなり、故に愚老が所持せる、墨描の當麻曼荼羅一幅づゝあたへよ、たゞ中井は子が舊里なれば、彩色をほごこさしめてこれを遺るべし、爾して親族等、みな專修念佛を相續し、かゝる微妙莊嚴の極樂蓮臺上へ、もろともに集會するやうに傳語してよ等と、又上にいふ數十件の中には、二三の弟子へ、法門弘通の事等遺囑せられしことゝもあなれど、そは別記にゆづりてこゝに載す、同廿二三日の頃より七月十一日に至るまで、諸方歸依の道俗、最後の十念を拜受せんと來れるもの、日々五六十人、或は百有餘名にもおよべり、一日來集の總員を三次に分ちて拜謁せしめり、看侍もこれにはほとく痛心せしとぞ、師十念授與の、ち、僧に應じ俗に契へ、當位即妙、應病與藥の勸誡、誠に理を盡して教諭し、厭穢欣淨念死念佛の信を

おこさしめ、且のたまふやう、各よく／＼念佛相續せられよ、臨終には愚老必ずむかへに来るべしと、道俗男女皆その遺囑の切なるを心腑に領納し、感涙に咽ばざるはなかりし、七月五日酉の刻、師、法道にむかひ、予は既に七十有餘の老骨をもて、百日に餘れる長病せしこと、看侍等の疲勞さぞあらん、けふは老師の御忌日、あすは記主禪師の御忌日ゆゑ、今明日は殊に往生のねがはしき日なり、かく長への病なれば、種々な心もおこりやすく、あな煩はしあな厭はしと申されければ、法道これを慰諭して云、こは勿體なき仰事かな、弟子等たれか師の御いたづきを厭ふ心あらんや、たゞ看護の疎慢なるを、おん心に協はせたまはざることのみ多からんと、そをひたぶるに恐れおほく思ひ侍り、しかのみならず弟子等は、師のおん身に代りて、おん命を世に長うし奉り、猶も濟度衆生の績を立たまはんことを願へども、壽命のことは云何ともすべなし、今は左も右もおん心をやすんせられ、一日なりとも長く世にましまさば、せめて御看病に心を用ひて、大海の一滴なりとも、慈恩を報ひた

きよし申あげければ、師もその言を聞て大によろこばれける、同六日申の刻、法船庵の上座、元誓慈教智願をよびて、何くれと没後の事ごちを遺言し、別て慈教尼が、師に淨教入門を勧誘せし厚恩を謝せらる、附ていふ、關階唯稱の兩尼は、師にさきだちて往生せしかは、師生涯ねもごろにその回向せられき、師はこたび御病縁の初より、道情の勇猛なること平生に十倍し、厭欣の熾盛なること拙き筆の状するところにあらず、過にし四日戌の刻、少量の薯湯を喫せられしより以來、飴糖瓜菓をも用ひたまはず、唯冷水に漱げること日に四五十度、されども七日までは、五萬稱の日課を淨業録へ自記せられ、八日より後は、看侍これを代記せり、十日よりは念珠をもとらず、たゞ口にまかせて念佛したまへること無間なり、又五月下旬までは、日に五時の勤行怠慢なく、六月上旬より七月二日まで、日に一たび、佛前に出られ、三日よりは、日に一度來迎佛へ向ひて勤行せらる、同く十日未の刻、本尊前へ今生のおん暇乞ひせんとして、看侍に抱かれつ、蒲團のまゝ、本尊をつく／＼瞻仰し

て曰、はやく來迎引接したまへとて、十念を唱へられ、同く十一日辰の刻、法船庵の衆尼、永訣の御拜をねがひしかば、十念を授與せられ、衆尼へ向ひ、汝等老師の定めたまへる掟書をよく／＼相守り、敬上慈下の道を失ふことなく、堅固に出家の操をもち立、一期如法に相續し、同生淨土の本懷を達すべし、かく海内にもならびなきほごなる、專修念佛の大法を聞き、剃髮染衣の身となりしことなれば、離弟擯出等の事ありては、うべも貴き老師の遺教に育てられしかひもなからん、よく／＼慎みて勤むべし等と遺囑せらる、同刻地下中の耆老數輩を招きて、この大日比は、往昔老師光譽上人、有縁の依所に至らせたまへとねがはれし、其願意に報へる地所なれば、老師西園寺御主職已來、一人ものこりなく往生を遂しことなれば、所謂穢土の淨土なり、當地に生るゝものは勿論、或は結親によりて他より來り、または職業のために、假住する者等に至るまで、專修の大法に因縁ふかき者にあらざれば、住居すること能はざるなり、各はかゝる因縁熟して受生せし者なれば、もしも不孝

不義の所行をなし、又は國禁を犯して罪せらるゝやうのことありてはすまぬぞや、故に仁義五常の道を守り、なるたけ身持篤實にして、專修念佛を相續し、それ／＼蓮臺上に俱會するやうにせらるべし、猶此趣をもて、かならず子孫に申し傳ふべし等と遺囑せられしかば、師が婆心の切なるに感じ、涙せきあへず、別れを告てかへりける、同日巳の刻より、臨終行儀を整へんとて、自ら頭北面西を命せられ、特に盥ひ漱ぎて來迎佛にむかひ、瞻仰念佛やしばらくして、恐ながら申しあげます如來様、このやうにまちに待て居まするに、聞けば西方界のそら、伎樂歌詠ほのかなり、みれば緑の山の端に、光雲はるかにかゝやけり、此時身心やすくして、念佛三昧現前すといふ御利益は、なせばやく與へ給はぬぞ、そは佛智所照の邊よりみれば、是にはかならず譯のあることにて、如來におん疎はあるまじけれども、凡慮ではさうは思はれませぬ、もうこの穢惡娑婆がいやで／＼、微妙な極樂へゆきたふて／＼なりませぬ、このうへの御慈悲には、一刻もはやく御來迎を願ひ奉りますと、

うちくごき、はらくくと落涙しつゝ、俯仰數拜せらるゝありさま、厭穢の眞實言語に溢れ、欣暮の至誠、如來を泣しむるばかりにて、看侍の弟子等みな感涙を流せし、それより十二日十三日は、たゞ安祥として來迎佛を拜せらるゝのみ、爾して口稱は晝夜無間なりき、

同十三日早天より、師はとりわき病苦もなく、面貌殊にうらゝかなれば、弟子等竊におもへるやう、今日の御容體なれば、漸々には御全快の期にも赴かせたまふこともやど、みなしく少しく喜びぬ、されども前のごとくに引鑿を鳴らして、助音念佛は申せしなり、同日未の下刻水を乞ひて、みづから盥漱せられ、やゝありて急に和尚々々よびたまへり法道直に進みて拜待すれば、師散手にて起せと命せらる、即ち徐々起しまいらすれば、その儘法道に打もたれ、合掌しつゝ、耳を傾けたまへること、正しく西の檐端に聲あるを聞けるがごとし、須臾ありて西に向ひ、合掌の手を高くあげ、大寶に向つて敬する所あるがごとし、また頭を仰ぎては俯しゝ、數

拜の中、口常に微音に念佛しまたまひ、又散手にて臥さんと命せられ、良久ふしてまた起んと乞はる、法道前のごとく起しければ、そがま、西方に打向ひ、端坐合掌し西のそらをきつとながめ、法道を顧みて囊棚を指ざしたまへり、法道すなはち唯今御來迎を拜したまへるやと問へば、師莞爾笑て首肯つゝ、また合掌して念佛したまへること、凡そ二三十返許り、最後の三四稱は、音聲殊さら分明に唱へ、そのまゝ泰然として遷寂したまひぬ、師臨命終の時、病牀佛前その他へ來集の道俗二十一人、師が選神の景況を現見して、未曾有の思ひをなし、歎惜の涙席をうるほし、哀慕の思ひ胸にせまりぬ、その越なかゝ、言語に盡すかぎりにあらず、また手もて象るべからず、時天保十年己亥七月十三日申の上刻なり、春秋七十五、法蘭五十二、冥蓮起承譽上人託阿還源法洲和尚と號す、得度の僧尼は魚鱗の瀦水を失へるがごとく、受化の同行は嬰兒の乳汁に離るゝがごとくなりし、翌十四日未明より、遺骸拜參の緇素その數をしらず、同日申の刻入棺し、酉の刻棺

を本坊に移し、其夜終宵念佛を修しにけり、師の往生前後、奇瑞を感じせし人多かる中に、十二日申の刻、五色の彩雲、斜古溪御隠室の上に覆へるを拜せるものあり十三日正しく御往生の時、通浦妙誓尼は、紫雲または光明の赫奕たるを拜せり、羽島の信者等も、亦多くこの時の紫雲を遙拜せり、同時また御隠室の柳樹の上にあたりて、大星の現せしを拜せしと告る者あり、同夜萩高橋新三郎妻某大身の如來西をさして去りたまへると見て夢さめ侍り、さめて語るやうこは定で師の御往生を告たまへるならんと、翌十四日果して師の御遷化を告至りしとぞ、十四日申の刻、正しく御遺骸を棺に收納まいらせし時にあたりて、紫雲來りて禪室をおほひぬ、また東西一面に紫雲霞隠し、また異香をかける人等甚だ多し、十五日未の下刻葬儀の法式行はる、その葬送結縁の道俗凡二千五六百人萩其他諸所よりきたれる船數四十餘艘、また陸より來れる人のおほき、本坊よりこれを望めば、恰も市に歸する萬客の如く、また蟻子の熊野詣するに似たり、同日申の

刻にいたりて、丸山の峰に於て茶毘す、奇きかな正しき棺に火をかくると等しく、一聚の紫雲その色殊に鮮明なるもの飛來りて、茶毗場の上を覆へり、道俗貴賤士女翁婆の結縁にあへる者をはじめ、農漁樵蘇の稼せるもの、また遠近の海舶よりも、悉くこの祥瑞を拜せり、これによりて隨喜感歎のあまり、從來の邪見を翻して正信をおこし、或は一念義を捨て、信願持名の行者となれるもの少なからず、そが中にはこの奇瑞を拜するを歡喜して、われら如き愚惡の機は、師の高徳によるにあらずんば、いかでかかゝる祥瑞を拜することを得んや、されどもこの紫雲の上には、かならず無數の聖衆もましますならんに、業障深重に盲ひたれば、そを拜することを得ざる遺憾さよと、慚愧しあへりとなん、同刻また茶毗場の上に、三尊微妙の金色身を現じたまへるを拜せしものあり、十六日遺骨を拾へる時にあたりて、一尼は本坊より茶毗場まで、化佛菩薩の相連りたまへるを拜せり、初七日までは、紫雲或は衆色の瑞雲等つねに霞隠せり、かばかり日々奇瑞を拜して、人々道心の色を増ざる

はなし、是併これしかしなから師しが滅後めつご利益衆生りやくしゆじやうの徳なり、受化うけかの道俗誰たれかこれを仰信かうしんせざらんや、初七日しよちにちの追善ついかうを修し畢り、大師おほしの御遺言ごいごんに倣ならひ、遺弟等いぢとうも廿日にじふにちより各自庵おのづかみに退しりぞきて師しの追孝ついかうを修せり、八月十三日はつがつじゆじゆは師しの初月忌しよげんげ十四日じゆじゆにちより彼岸ひがんなれば、十三日じゆじゆにちより廿日にじふにちまで、追孝ついかう別行べつぎやう、遺弟いぢ同行どうぎやう來集らいじふして勤修きんしゆせり、中日ちゆじつは師しの五七日ごしちにちなりしが、此日このひ師しの姪女てつによしやう蓮尼れんに、午後ごごの説法せつぽう前まへ、衆尼しゆにと列坐れつざして念佛ねんぶつしながら、少しまごろみけるが、忽たちまちち眼まなこをひらきて壇上だんじやうを見れば、位牌ゐはいはなく師本尊かみほんぞんの側かたはらに侍坐じざしたまへり、こはそもいかにとよくく拜まがすれば、坐像ざざうの阿彌陀あみだ如來にょらいにて、殊ことごとに大光明だいこうめいをはなちて殿中でんちゆうを照てらしたまへり、其たそのとき心根こころに徹てつし、感涙かんだい席せきをうるはずばかりに拜伏はいふくして居ゐたりしが、説法せつぽうはじまりて頭かぶを擧あげれば、故ゆゑのごとく位牌ゐはいなりし、また當村あつむら一婦ひと人の夢中むぢゆうに、師しの尊顏そんげんを拜まがせる中なか、たちまち大身おほみの如來にょらいとなり給たまへり、貴たかきおん相さう好かうを拜まがするものかなと、歡喜くわんぎの涙なみだせば袂たもとにつゝみかねつゝ、しきりに禮拜らいはいすると思ふと、そのまゝ、夢ゆめはさめぬと語かたる、又また通浦市かよいうら三郎さんらう老母らうぼとり、法名くわうみやう廣譽くわんよ妙照めうしやう信女しんにょ、今

年五月五日ねんごごごにちに正念しやうねん往生おうじやうをどげしが、師しの御歸寂ごきじやくの後のち、その孫尼そんにある夜の夢ゆめのに、信女しんにょおよび其妹いもうとれん、法名ほふみやう法譽ほふよ信順しんじゆん信女しんにょ、九日くじふにちに正念しやうねん往生おうじやうせり、と共に來りぬ、尼問にどんて云い、おん身みたちは極樂ごくらく往生おうじやうを遂とられしやと、信女しんにょ答こたへて曰い、願ねがひのごとく極樂ごくらくの上品じゆはん上生じやうじやうへ往生おうじやうせりと、尼にまた問とふ、さらば過すにし頃ころ、師しも御往生ごおうじやうなりしがと申しければ、信女しんにょ曰い然しかなり、師しはこれ無碍むがい光如來くわうにょらいの御垂跡ごすいしやくにて、衆生しゆじやう濟度さいどのため世よにいだませしが、娑婆しよばの化緣けげん既に盡つきて、極樂ごくらく界がいへかへりたまひ、われらはその御説法ごせつぽうを拜聽はいちゆうし畢をるとひとしく、歸かへり來きたれるなりと、尼にの云い、そは貴たかきことにこそ、さらば何なにとぞ我われに極樂ごくらくの體相ていさうを語りたまひぬと請こひければ、信女しんにょその答こたへはなく申まをすやう、とかく三心さんしんが一大事いちだいじぞや、順次じゆんじに極樂ごくらく往生おうじやうを遂とんとならば、かならず三心さんしんを具足ぐそくして念佛ねんぶつ申まをしたまへ、三心さんしんの中なか若わかし一心いっしんも缺かては、決けつして往生おうじやうはできぬぞやと、三たびくりかへしいひつゝ去さりしが、また尼にをかへりみて、三心さんしんは一心いっしんかけても、決けつして往生おうじやうはできぬぞやといふを聞きまゝに、夢ゆめさめぬと語かたりき、爾しかるにこの兩信女りやうしんにょは、固もとより仰信かうしん

の行者にて、師を佛世尊のごとくに尊崇せり、嘗て師御流難の時にあたりては、悲歎の涙胸臆にせまり、三日の間は食事だにせざりし、猶師の御在流中は、毎朝羽鳥の方にむかひて三拜せしとなん、また此兩信女往し文政六年、西圓寺にて五重相傳を拜受せし時、六菩薩なりと師の稱譽し給ひしうちの二人なりし、また豊浦郡保木村勝右衛門といふものは、單直仰信の行者なりしが、一年病に染みて臨終ちかきとき看侍にかたりて云、唯今正しく御來迎を拜せしに、師のつねぐ仰られしごとく、聖衆にさきだちて迎へに來りたまへりて、歡喜念佛しつゝ、大往生を遂しとぞ、右數箇の靈瑞は、悉くたしかなる證をたゞしてこれを記しぬ、猶多分奇瑞感見等ありといへども、餘は類して知り給ひぬかし、

師また生涯、弟子及び信者等の需に應じて示されたる法語、並に他におくられし消息の類數多なりし中、今その少分を附録し侍る、

厚狹郡串山村、波多野久左衛門が請によりて、宗祖大師御影堂の縁起を書せられて

云、波多野氏淨雲法子は、夙に宿因を發して生死出離の志あるから、妙慶寺主連譽雲説上人を拜して、日課稱名許多返を誓受しけるが、その後吾光譽老師、故向譽尊師の遺風を扇ぎて、一向專修念佛の法門を弘通したまへるに逢て、またなく信受し奉りしかば、合家よりして親族朋友をも勸誘せることねんごろなりしが、深く佛祖の冥慮にやかなひぬらん、はからずも宗祖大師の靈像を得たり、抑此尊像は、相傳ふ勢觀源智上人の作なりとて、年ごろ勳譽合辨上人の護持したまへるが、ゆゑありて附屬したまへりとなん、淨雲歡喜恭敬したてまつること年月を経て、老の齡をかさぬるうへに、寢食もまた常ならざりしかば、我なからん跡までも、此尊像に敬ひを盡し、殊に大師垂跡の御素意たる、一向專修稱名を退轉せざらんやうを遺言し、それより二月ばかりの後、念佛の聲と共に往生の素懷をこげらる、子息久左衛門、法名慈父が懇志をつぎて淨信おとろへず、且は祖恩を報せんため、かつは慈父が遺命をあらはさんため、子息八郎左衛門と相議りて、あらたに祖師堂を營建す、嗚

呼奇なるかな法子の遺命、世人の幻事に喋々たるに似ず、この一大事因縁に及ぶ事、子孫をあはれむ慈悲の最頂といふべし、さはいへ子孫不肖にして遺命を守らずばいかん、しかるを信順のあまり、祖堂別建の擧におよぶこと、この父ありて此子あり、この祖ありて此孫あり、實に澆末の一奇事といふべし、爾して遠く老師に就て、大師の御法語一條を書寫したまはらば、それを影堂の扁額にかゝげんとねがひ、且予をしてこの縁由をしるさんことを乞ふ、予也不敏、その需に應じがたかめれど、淨雲受光淨蓮清光唯念和尚、法順等、みな吾老師の剃度の資にして、同法の因みふかければ、強ひてもいなみがたうして、其一端をしるして贈る、夫れ念佛する者の往生に、得不の別あるはいかん、此事經釋廣博にして、一朝の談にあらず、今其要を撮でいふに、具三心の者は往生し、不具は皆往生を得ず、就中在家不具の基本をいはい、或は至誠心を缺き、或は深心を具せざるもあるべかめれど、多くは現世に執著して、除災延命等の餘事に回願するがゆゑに、回向發願心を缺きて、往生の大益

をうしなふなり、さればこそ老師は、大師數々の御法語の中に、定業不轉の御教誠をわらばれ、法師の遺書には、祈禱のためにあらずとせる、これ外ならんや、世間滔々在家の通弊をいたみて、その深坑に墮さじの用心なり、こひねがはくは後の當家に子孫たらん人、祖先のかしこき跡にならひ、唯往生極樂のために、日課稱名を相續するを家風として、祖々と孫々と共に、一佛淨土の蓮臺にのぼり、考妣と兒女とことごとく、通明自在の大菩薩位にいたらんことを、又赤馬關高來六郎兵衛が護持せる、元祖大師御眞蹟名體不離の御名號傳來の事を、筆し給はんことを懇請す、よりてその證狀を書して贈りたまへる、その文に云、我光譽先師世に在せし時、不肖に對して語りたまはく、元祖大師御壽齡四十六歳にならせたまへる治承二年は、御母堂妙海尼公三十三回の諱辰にあたらせたまへるゆゑ、御追孝のために、願王の尊影を、畫工託摩法眼にうつさしめ、御寶號は、御みづから一千幅を書寫したまへる故に、世にこれを名體不離の御名號とも、また千幅名號

とも稱し、また丹波名號とも稱することあり、その丹波名號と稱することは、丹波國龜山ちかき鎌倉といへる里に、石田氏なる人あり、治部少輔三成出生の地といふ此家に數十幅を集藏せるゆゑとぞ、此事は予京師轉輪寺に掛錫せし時、同じ丹波國桂氏の人にて、故向譽尊師に歸して出家せる、成入法子より聞けり、其後予歸國して安永七年の春、萩府梅岸寺の請に應じて、大師の御遺誓を講説せしに、信受の人おほかりしが、此時にあたりて既往成入法子の語りし、大師御眞蹟の名號を、護持せまく欲するの願念、頻に發りしかば、成入法子を紹介として、彼の家に乞ひしに、快く肯ひて十餘幅を預ちおくれり、さるから予が護持一幅をとめて、その餘は有信懇請の道俗に授與せりと、已上先師光譽上人の語右授與の中この一幅は、赤馬關なる内海七郎右衛門乞ひ得て護持せしを、舍弟儀兵衛、後に剃髮して了生法子といひしは、精修の行者にて、しきりにこれを乞ひければ、かれに譲りて、その子源左衛門うまご儀兵衛にいたるまで、彼家に傳へしを、今年文政十二丑の三月朔日、同所高來六郎兵衛、法名壽慶居士ゆづ

りを受けて珍藏せり、居士はかねて予が許に來り、法の道芝しばしごとひせる因あるゆゑ、後證のために寶號の傳來を記してよと乞ものから、往時に先師に聞けるまゝと、その後の傳へとをかいつけておくるとて、殊更に居士に告て云、抑大師御在世この御寶號を手書なしたまへる治承二年より、今文政十二年にいたる、既に星霜六百五十二年を経たり、しかして大師の御別開本願念佛の法門は、末世得脱利物徧増の別益なれば、御遺法一天に彌淪するゆゑ、開祖の御手澤を求むるものは、龍鱗よりもおほくして、その願念をはたすは、鱗角よりも希なるに、居士今この難得の無上寶を得たる、是なんまたく外なし、合家こゝろをひとつにして、御遺教を信受し、たゞ往生極樂のために、專修念佛するが、深く大師の冥慮に契當するの現證なれば、牛後にまた合家樂邦の蓮臺上に集會せんこと、何のうらおもふことかあらん、嗚呼たごひかな、人中最上の果報、これを除きてまた何をかはいはん、つごめよや居士および孝子順孫、南無阿彌陀佛、

又述作の本願念佛勸進法語に云、夫れ佛道修行の成就と不成就は、如説修行と不如説修行とによれり、まづ聖道自力の如説修行をいはい、はじめに大菩提心を發起し、三學均等に福慧ならべて、精進修行するときは、菩提の妙果ふして地芥を拾ふが如く、成就せずといふことなし、是則如説修行なればなり、もしまた他先自後の大心たえず、三學無分なるときは、いかばかり苦修勵行をなすとも、畫餅の飢を救はざるがごとく、成就のことわりあることなし、是則不如説修行なればなり、嗚呼悲しひかな、濁世澆末の凡愚、我他彼此差別の吾儕、既に三學の器にあらず、結縁の事善を修するにもうし、何によりてか生死をいでん、三惡の火坑足下に臨めり、いかんがせんく、然るに淨土他力の如説修行たるや、取捨分別の妄情の上に、穢惡充滿の娑婆をいとひ、快樂無窮の淨刹をねがふ、是則如説修行なり、機は廣く十方衆生と誓ひて、愚惡のわれらを捨給はねば、如説修行に難からず、行は則一念十念を攝したまへば、ぬるき心の中よりも、怠りはつる身にしあらざれば、是則如説

修行なり、威儀は則行住坐臥時處諸縁をわらはずとありて、立居起ふし時と處にきらひなければ、如説修行に難からず心口は則不論心亂不論不淨とあれば、うきたつ心けがらはしき口にても、是則如説修行なり、既に如説修行なるときは、何ぞ成就を疑はん、嗚呼たどひかな、超世の悲願、あゝ悦ばしひかな、他力の行者、生涯はたゞ攝取護念の光中に游泳し、横災魔擾の怖をのぞき、臨終の砌には、親しく聖衆の迎接にあづかり、如彈指頃とつまはじく間に、いつしか報土の蓮臺に昇り、無爲の快樂にさとりをすゝみ、神通に乗りて有縁を濟度し、淨佛國土成就衆生のつとめ疾くなりて、一立古今然、無衰無變の極樂にひとしき淨土をかまへ、光明名號、攝化十方の彌陀に同じき利益をほごさんごと、早作佛國の控なれば遙かなるにあらず、是則格外超世濟凡の祕術、大願業力の構へ出すところ、略していふに此のごとし、豈頼もしきかぎりにあらずや、謹で縁の信者に告す、あやまても機教不應の聖道にとゞこほり、不如説修行不成就の域内に墮し、生死の苦海に漂ふことをせ

ず、すべからく機教相應の淨土に歸し、如說修行悉得成就の大果を得たまふべし、又或人の需に應じ、白蓮華の圖に贊して云、夫開會實相の法門を、白蓮華にたとへたまへるは、法華の諸經に最頂たる故なり、また耽著有相の行人を、芬陀利華と讚したまひしは、念佛の諸行に超勝せる故なり、しかるに妙經値遇の善人は、猶三千塵點の劫數を生死の街におくれり、念佛の行人においてはしからず、五逆臨終回心の人すら、順次に報土往生をこぐ、その殿最や智人みづから校量すべし、嗚呼たとひかな、願生念佛の人、一毫未斷の凡夫にして、人中芬陀の佳譽をかうふり、生後に乘する蓮華は八徳の池中に生じ、臨終のみぎりには、觀音掌上の寶蓮に坐し、彈指の間に大蓮華藏世界にいたり、諸上善人の蓮華大衆に集會せんこと、今いくばくの曉夕ぞや、かばかりの報ひとしらはおのづから、はげますとも御名やすま、ま、已上右畫贊の添書に云、貧道往し時五會讚中蓮華標名の讚意によりて、蓮華の畫贊をつりしかど、畫の事をしらざるゆ、是を他に求めんとするに、そのよ

くするは道心乏しく、また志あるは畫に拙なければ、とやせんかくやと思惟するに、已往京師に遊錫せしとき、畫に名ある雪堂法橋、法號敬阿居士てふ信者にむつびしことを思ひ出て、遠く彼處に乞ひたりしに、需に應じて惠投ありしかば、愚贊拙毫をもちずして畫上にするし、常に壁間にのべて愛翫し、ぬるき心をはげませり、然るに愚老齡今はや古稀に四とせをあませれば、世にあらん日幾許ぞや、されば没後展轉して他の手に落ることも、不信邪見の人必ずこれをとめて、弄翫の具とする事なけれ、恐らくは佛祖の冥慮に背き、護法神天の怒にふれん、唯ねがふところは道俗男女智愚をえらばず、はげますともみなやすま、ま、まといふ理に心をはげまし、專修念佛せん人に傳へん事をほりするのみ、又本願念佛百萬遍修行の數をしるす便のために、一紙の上に天蓋の圖を寫しつゝきて名號を書せられ、その下に蓮華を畫き、二千の白圈をもて、蓋面の莊嚴及び瓔珞の形をなし、又蓮華の滿面に白點を施しなごして、その數を充、さらにかた木にせられし事がきに云、夫本願念佛

百萬遍の妙行は、阿彌陀經の説によりて、道綽禪師の七日別行に修しはじめたまへる、順次決定往生の業因なり、されども世くだり人おとろへて、七日に修し得る人まれなれば、中古の大徳善巧をめぐらし一紙に一千の白圈を設けおき、念佛千遍を修して一圏をうづめ、漸々にその功を成じ、決定往生の大利を得せしめ給へり、予その利物のあまねきを隨喜し、あらたに梓にちりばめて、廣く世間に流布せんとす、希はくは世務に暇なき人等、この圖をもて念佛を増修し、上品往生の大利を待たまふべし、猶また先亡の年忌、および新亡などのあらん時は、或は衆をむすびて一日二日にも成就し、或は一人して二七日三七日、乃至中陰中もしくは百箇日までにも成満して、其爲に回向したまへ、さすれば往生せしは、さとりをすゝみ、若し惡趣に墮せしは、その苦み休まりて、極樂に生ずと、經說祖釋あきらかなるをや、しからば父母師長等の爲につとむれば出世無上の孝子順孫といはれ、妻子眷屬等の爲に修すれば、慈悲仁惠の信人といはる、しかして又他の爲に修せし念佛、すなはち我

往生の業となり、我往生の爲につとめし念佛、また先亡の利益となり、一得兩得善美かね盡す、微妙不思議の法門なれば、自も修し他をも勸て勤めしめたまへといふ、又弟子傳亮へ示されて云、凡そ好心出家たらん者は、自の出離生死をふかく心にかけて、晝夜莫廢に自行を勵み、まづ自身極樂往生をこぐるが一大事なり、老師光譽上人の常言にも、先づこの度は自身往生をこげ、濟度衆生は還來穢國を期すべしと、若非器不堪にして化他におもむかば、却て自の往生を損せん、これを化益倒れといふなり、夫自行は根株のごとく、化他は枝葉に似たり、故に上求菩提下化衆生といへり、如實に自行を修熟せば、自身得脱の根株おのづから立ん、自行の根株既に立ぬれば、化他の枝葉は求めずして繁茂せん、ゆめ／＼謾に求むることなかれ、云云又周防國吉敷郡加川村、兵吉か需に應じ、孝道を示されて曰、龍田大明神の託宣に世の人天地をまつりもろくの神をいのらんより、父母によくつかへ、すなはち兩親は内外の神明なればなり、和論語一彌勒勸孝の偈に云、堂上に佛二尊まします、世

人のしらざることをいたむ、金彩をもて粧ひなすことを用ひず、檀香をもて彫刻せ
るにもあらず、唯現世の爺嬢を見よ、すなはち釋迦彌勒なり、大藏一覽四の巻に出
鳴呼尊ひか
な兩親の徳、神道には内宮外宮の神明にひとしめ、佛教には釋迦彌勒にたとへ給へ
り、されば尊忍僧正は、駿河の孝子中村五郎右衛門が父母の像贊に、「あふげたう
つし繪ながらかろいろの、外にはあらし神もほとけも」と詠せられたり、げに孝は
百行のもと衆妙の門、人を萬物の靈といふも、神明佛陀を敬ひ、兩親にいつくしみ
つかふるをたゞへてなり、かへすくも孝情に怠り、畜生類中に墮することなかれ、
又萩城高橋新三郎へ示されし消息に云、其許には宿因いみじく、本願念佛歸信の家
に生を託し、日課稱名も胎内にてうけ、出誕の後、歩行も相成候節より、愚老御地
へ参り候時いつも田中邊まで迎へに出られ候やうの因縁これあり候ゆゑ、此度東武
の勤番に當られ候につき、いとまごひとて御入來、愚老は最はや古稀の老年に候へ
ば、此度を今生對面のかぎりと存候につき、思ふまゝをかいつけ進じ候間、時々披

見し此旨を守り、今世においては人の人たる道にかなひ、來世はかならず樂邦の蓮
臺上に聚會する、最勝人とならせらるべく候、

一人界に生を受候ての肝要は、生あれば死に歸す、たとひ長しといふども、百年三
萬六千日、千秋萬歲彈指間といへるごとく、況や其短に至ては、即今も期しがたし、
とかく世の常なきことをおもひする時は、自然と無道非義の罪業をばつゝしみ、報
恩陰徳の行に向ひ候、その報恩陰徳の最上とまうすは、孝行なり、されば神道には、
兩親は内外の神明なりと教へ、佛道には、孝の一字は衆妙の門と嘆じ、儒道には、
百行の本といふ、三道一致に孝道を勧めたまへるは、たとへば大綱を引ときは、綱
の諸目は悉くよるがごとく、孝の一をだに守るときは、餘の善行は心に隨ひ調ふゆ
ゑなり、その故は、忠臣は孝子の門に求むといふ、孝にして不忠なるはあることな
し、主君より賜はる祿をもて、大恩ある親をやすく養ふことは、全く主君の恩徳な
りとおもひしるもの、いかでか不忠の振舞をなさんや、又妻をあはれみ子を哀む

も、親に孝行のたらざるを助けしむるの設なれば、あはれみ教へずんばあるべからず、されば孝心にして、常に親のこゝろのやすからんこと、その養ひの乏しからぬやうと心を用ゆるは、誠に人の人たる最勝の人なれば、芝蘭の園に入れば、おのづから香氣に似ることく、妻子も自然と孝貞の操を守る、もしこれに反して不孝なるは、主恩の廣大なることをば忘却して、唯酒宴遊興に耽り、喧嘩口論博奕を好みて、親の心をいたましむるの大罪を造れば、未來の獄苦はもとより、此世も終をよくすることあたはず、されば孝と不孝とは、人の行ひの最善最悪、この道筋を心得分ける候より一大事なるはなし、爾して此の孝道を守るに、まもり易きと守りがたきの二途あり、その守り難きとは、人命無常の大道理にくらく、常見のしみ深きと、又死すれば火をけしたる如くなごいふ、神滅の邪見に落入るときは、善はものうく悪にはすゝむ凡情なれば、孝道至て守りがたし、又守りやすしとは、人命無常の道理を深知して、心神不滅の正見に住すれば、孝道至て守りやすし、そのまもり易き根本、

人命無常の理は、其許には乳呑時より聞れ候事ゆゑ、この上の用心は邪見人のために妨げられず、今世人道最上の孝と、來世蓮邦投宿の日課稱名を、かならず退轉なされまじく候、愚老近來至て老衰、筆どる事はまれ／＼に候へども、從來因縁深きこと故、老眼を拭ひした、め遣し候間、必ず／＼忽緒に見過しなざるまじく候、云又一婦の不孝なるを誡められし消息に云、近ごろその御家内不和合にて、御兩親至て御なげきの由承り、甚だ痛心の致に候、よりに愚存申進じ候、たとひ其御身にいかはご道理ありても、御兩親のおん心におん背き候ては、不孝の罪遁るべからず候、不孝の人は人に似て人にあらず、畜生なりと、佛道はもとより、神道にも儒道にも呵責し給ひ候へば、いかやうの道理ありても、これを押へてたゞ御兩親おん申しの通になさるべく候、かくしたまは人の中にも最上の人となりて、神佛の御心に叶ひ、護念も此人に相加はり候、又人命無常の世界なれば、兩親も我身も今にもしれぬ命ぞと思ひしれば、親に孝行夫にも貞節、萬事心に叶はぬことも堪忍せられ、

別て我身往生のための御念佛も、増進しやすきものなぞといふことは、説法の度毎に申さぬ事なければ、よく御心得ならんとおもひしに、存じの外の事ゆゑ、實に痛心いたし候、かく申進じ候ても、御納得もこれなくて、猶不孝をおん立通し候ことならば、順次往生の大果報をさげられ候はんものを、御身の不孝より晝夜心をいためられ候得ば、凡心のあさましさは、心も顛倒して願心を失ひ、またも生死の苦みをうけられんもはかり難し、若しか、らば極々重恩の兩親の往生をさへ、惡趣におとしいれられ候と申すものなれば、其許の來世はかならず無間地獄に墮して、出る期もなき苦みをうけられんこと、あまりに痛ましく歎かはしきゆる、わざ／＼申進じ候間、この後は必ず／＼自分了簡を出さず、萬事御兩親まかせといふ大孝子となり、一家和順して、順次往生の專修稱名御増進なさるべく候、云云

又井原重右衛門臥病中へ贈られし消息に云、貴恙の御容體承り候へば、醫師靈の祟これある故、藥效あらはれずなご申し、少しは御心が、りもこれあるよし、誠に痛

心の窮りに候、總て醫師の弊風に、藥效なければ靈の祟りと申す者多くて、病家の迷惑は珍しからぬ事に侍れど、その御方に於ては、かねて御安心も相立候ことゆゑ、此事申も遣はさず候處、醫師御出入等種々申立候により、御疑念を芽せし由、こは以の外の御了簡違ひ、驚入候、夫願生念佛の人においては、攝取護念の光明中にをさめられ候こと故、横病横死横に厄難あることなく、惡鬼惡神生靈死靈等の障これなきことは、經文には光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨と説かれ、釋文には大光明中決無魔事と判せられ候へば、願生念佛の人に障なきことは、佛說祖釋顯了なることなれば、たとひ佛菩薩の形を現じ、念佛者にも種々の障りありと御申候ても、一念も疑心を生すべきことにてはこれなく候、巫を信じて醫を信せざるは、不治の一といふことをさへしらざる狼狽醫者や、愚痴愚昧の出入の者等の、追従半分にいふによりて、もしやと御疑念おこり候へば、經說釋文をば、僞りと思召され候に當り候間、そは恐しき大罪なれば、此書著次第、直に佛祖に對し、慚愧懺悔なされ候

て、向後は一念もかやうの迷心をおん發しなざる間敷候、云云
又通浦の某へ賜はりし御消息に云、從來御病氣の由につき、一大事の義を申し遣し候、かねて人命無常の事は御承知故にこそ、御念佛御相續これあり候、唯一大事の心得と申すは、親もちたる身は、我今命終せば歎きをかけ候こと、末々の孝養の事等の思はれて、此孝心より命を惜む心のおこるものに候、孝心はもとより善事なれども、人の壽命は宿因にて定りたるものなれば、いかやうに思ひても、盡る壽命の延るものにてはこれなく、そのうへ孝心の爲にても、命を惜めば、つなげる船のたとへにて、厭欣の心なき故に、往生することを得ざるなり、往生を得ざれば、罪業にひかれて悪趣にしづみ、苦しみをうけ候なり、今此所にて病人の思ひ定むべき一大事は、我まづ極樂に往生して、神通自在の身となりなば、跡にのこせし二親を、神通力にていかやうにも、加被護念せんこと自在なれば、此世にありて孝養せんには、いかばかりまさりたる事、譬をさるものなしと、ひしとこゝろに決定して、

御來迎を待うけ、御念佛おん唱へなざるべく候、若しつかれて聲にいたしがたくは、意念に御相續なざるべく候、南無阿彌陀佛 十念

又羽島の權右衛門より、その子龜次郎命果の訃音を得て、彼處へおくられし吊章に云、御子息龜次郎事、流行の疱瘡にて、療養その驗もこれなく、命果の由、御愁情の段、重疊察し入候、しかし病中も至て氣分正しく、兩親の歎きを思ひやり、種々なぐさめの遺言をもなし、殊に御勧めに隨ひ念佛し、臨終にはくりかへし數返唱へながら命終のよし此事は佛説に、念佛となへながら命終の人は、極樂の上品上生に往生し、觀音勢至と等しき大菩薩となり候とあれば、凡そ人間中に生をうけての大果報、是より上あることなし、又一説には、子をさきだてゝより邪見になり、かねては勤めし念佛を怠りはつる人あらば、その子は生々世々の敵にて、親を惡趣に墮せしむるの大惡子としれ、又子をさきだてゝより、彌世の無常を思ひしり、念佛をすゝむ人あらば、其子は極樂の地上の菩薩の、兩親を往生させんが爲に生れ來れる

なりとあり、されば古人も此ころを、「さきだちて親に無常の世をしれと、をしへて歸る子は知識なり」とよめり、しかれば二人とも、しごとしながら世話しながらも、つとまる御念佛に候へば、進みてつとめ、遠からず極樂に往生をとげ、光照童子と一蓮臺に生れあひ、無爲の快樂を御うけなさるべく候、右につき百萬遍の圖差送り候間、追追おんけしなさるべく候、又童子臨終の節にも、此方の事申候となれば、よくく宿因あること、存せられ候へば、過去帳十日段に記しおき、回願いたし候、云云

又一士族、二子をさきだてしに贈られし吊慰の消息に云、過る九月廿日、惠性童子命果の條おん申しこし、其後淺森吉右衛門殿、俵山より琳岡童子命終の義おん申越につき、御一統御愁情の程想像いたし、痛心の至に存候、實に頼みなき有爲無常の境界、今さらのやうに存せられ候、さりながらかねて御家内お心得これある故、兩童子共、病中より臨末に至るまでの、おん取扱ひ宜しく候ひしかば、いづれも穩に

命終、遺骸の柔輓含笑のやうす傳へ承り候、左候へば順次往生些少も疑ひこれなく、無始已來の繫縛を一旦に脱却これあり候事、實にうらやましき事に候、此事一向佛法不信の人には通じ申さず候へども、頼みを本願にかけ、順次往生を志す人ならば、歎くべき事にてはこれなし、その故は若し兩童子を、王侯貴人より一生不通にせよ、世繼とせんとあらば、夢幻泡影の世界、何も先頼もしき事はこれなく候へども、一旦我子の立身出世なれば、裂き難き愛をさきて、おん遣し候はん事は決定に候、是より推ておん心得候へ、兩童はずでに極樂の教主阿彌陀如來の法王子、一生補處の大菩薩となられ候を、歎くべき理り候はんや、實に天に仰ぎ地に伏ても悦ぶべき事にこそ候へ、されども肉眼盲て現に彼界の微妙快樂の粧を見ること叶はず、たゞ眼前別離の愁情に堪かね候事、凡夫の通情に候、さればこそ往昔少將義孝といひし人、早く命終せられしを、母の歎かれ候事、餘所の見る目も堪がたきはごなりしに、常にかしこにちなみ深き、雅縁律師といふの夢に、遙向ふより義孝の笙を吹きつゝ、來

らるゝよとおもはれけるが、近くなりて見れば、笙にはあらでさも快氣なるけしきにて、口をならさるゝなりければ、律師驚きて、たらちねはその命終を歎きて、涙の雨に袂もしぼるばかりなるを、其思ひやりもなく、うれしげなる粧ひはいかにと申されければ、少將その答へはなくて一首の和歌を、「時雨とは千種のはなぞふりまがふ、何なげくらんもとのすみかに、」と詠せらるゝと見て、夢さめけるとなん、義孝も幼少より念佛して往生とげられける故、右のさとしうたを告られたり、兩童子もしかるべければ、悔てかへらぬ歎きを止めて、御念佛増進せられ、別離の縁の絶はてたる、一佛淨土におん生れあひなさるべく候、かやうに申進じ候も、人命の長短は宿因により定りたることをしらすして、現世の祈念立願等する人のみ多ければ、近年御家内安心たちて、其いとなみなき故に、かゝる愁もこれあり候やう申立候は、よもやとは存候へども、聽法淺きことなれば、千萬一專修の安心おんたじろきなされ候ときは、其御一家のみならず、そのおん方に隨ひて念佛する、數々の人

の浮沈にかゝはり候一大事故、老眼を拭ひ返すゝもくり言を申進じ候、云云
又防州山口、山田夷甫宗倫居士の妻いさが臨終にかしこくも彌陀佛の名號を遺書せし、そのいさをしをたゞへて、長歌につゞりたまひ、且その端書に云、山田いさ女、法名倫譽貞遵大姉、既に命終に臨める時、我なき跡のかたみにとて、彌陀の寶號を拜書し、筆を投じて合掌坐脱、未曾有の大往生なりしよし、かねて法のしたしみ深かりしかば、遺毫に添へて告來りぬ、予つくゞと瞻仰するに、その終のおだしかりしも、人をすゝむるねもごろなりしもそらにしらるゝものから、隨喜のあまり、さらに其遺意をのばへて、かたみうけぬる人に告す、「世にこゆる、ほどけの御名をつねよりも、となへていのちをはるとき、南無阿彌陀佛、いざ書と、しるすかたみの、みづぐきは、跡にのこれる、ひとくも、おなじこゝろに、御名をよび同じほどけの、國にいり、同じはちすの、はなの上に、まごむせよとて、さとしおく、このまさとしを、たれしかも、あふがざらめや、まもらざらめや」又「かたみ

てふかたみのなかにわけてこの、かたみにまさるかたみあるかは、
 又師少しく和歌の道に心をよせられしかども、固より世人の徒に春花雪月を愛て、
 詠せる比ひにはあらず、唯厭穢欣淨の心を種として、言の葉のあらはるゝのみなる
 ことは、既に傳中に間々出すが如し、また彼の涌蓮法師伴蒿蹊翁の正續法の江に倣
 ひ、大師御遺訓一枚起請文、三百四十二文字を頭に冠りて、よみはじめられしかど
 も、老年におよびておもひ立れしことなれば、惜ひかな其功半過にして遷化せられ
 しなり、そは事繁ければこれを載す、又嘗て著述せられし、説法淨不淨辨に云、夫
 説法に二種あり、一には清淨説法、二には不淨説法なり、此二種の辨別佛敎の肝要
 にて、一切衆生の苦樂浮沈、こゝよりわかるゝ事なる故、佛藏經、增一阿含經報恩
 經、優婆塞戒經百喻經、五分律、十誦律、毘曇論等の、三藏に散説したまへり、今
 その大意を撮でいふに、清淨説法とは、偏に佛説に隨順し、身命をも捨て、世出世
 の妙業を説きて、衆人を利益するをいふなり、しかるに劫末濁世の人は、十に八九

はみな宿業深重無顧の悪人なるゆゑに、正法を説くを聞ては、必噴毒誹謗の障礙を
 なすゆゑ、これがために佛不惜身命但惜無上道と説示したまへり、さるに依て此
 佛勅に隨順せる、和漢古來の弘法の人師、或は白刃のために身首を異處にし、或は
 牢獄に繋かれ、或は遠所に放逐せられたまへること、僧史に載せたるさへ其數無量
 にして、枚舉にいとまあらず、今近く其一證をあげば、我淨宗の元祖大師、讒佞の
 ために貶され、左遷したまへる時、專修念佛の法門に於ては、配流はおろか、たとひ
 斬罪にあふとも、此事いはすんばあるべからずと、毫も身命を顧みたまはざる事、
 勅修御傳に出たり、かく身命をもすて、衆生利益のために法門をこく、これを清淨
 説法といふなり、次に不淨説法とは、またく佛敎に隨順せず、唯身を養ひ財寶を求
 むるために、狂言綺語鄙猥の醜態を窮めて、愚夫愚婦の耳目を飾り、識者の誹笑を
 顧みず、無上の佛法をして、最下の賤技者流に類せしむるゆゑ、佛これを呵して垢
 穢と名け、賣法と名け、汚辱と名け、錯説と名け、失意と名け、また獅子身中の蟲

と名け、猶不淨説法をなす者は、未來無間獄に墮すと記蒞したまへり、是を不淨説法といふなり、附て云、此不淨説法をなすの徒、佛法不會の人に對して遁辭をなすこと多し、今其一二を出して辨せば、若し正法を説きては、在家の男女間に倦て參詣せざるゆゑ、和讃軍談敵討、身振物眞似落し話、種々の狂言綺語をもて呼よせ、しかして念佛をすゝむる等、云辨じて云、夫佛家にありては佛教に隨ふべし、しかるに汝等佛教に順せず、既に佛は我説に隨順せず、高座に昇りて狂言綺語をなすは、これ魔弟子にして、我弟子にあらず、賣法汚辱失意と名け、獅子身中の蟲に比し、未來はかならず阿鼻に墮すと嚴誡したまへるを、少しも我身にかへりみざる邪見人に、衆人をして念佛せしめんといふ實心あらんや、古に云、非を文るの智はなからんにはしかじと、誠なるかなこの言又云、寺院において大寺あり小寺あり、その少檀貧寺は、不淨説法なりともせざれば、修覆相續なり難きゆゑ、古來より此事あり、云辨じて云、夫寺院の建立相續等は汝何の爲としれるや、これは是佛道の正義を弘

めて、衆生を利益する爲にこそ、しかるに佛の嚴誡にそむき、非法をもて寺院を相續し、衆人をして邪路に誘ひ、佛法の衰微をなさんよりは、早く寺院の滅亡せんは、却て幸ひの甚しきといふべし、汝すべからく空心にして我教示をきけ、たとひ極貧無檀の小寺にても、佛教に隨順し、如法に勤修だにすれば、釋尊二十年受たまふべき福分を、末世の佛弟子に残し與へたまふゆゑ、貧困渴命、寺院破廢に及ぶなどいふことあることなし、汝何ぞ此大道理をしらず、本を忘れて末に走るや、古徳の云、道心の中に衣食あり、衣食の中に道心なしと、汝もどより財を貪る邪念より、不淨説法をなすゆゑ、佛は正法弘通すべき道場にて、却て佛法破滅するを悲みたまひ、又佛法護持の諸天善神は加被を酬して、非法を罰したまふとはしらずや、猶また上にいふ不淨説法は、念佛勸むる方便、寺院相續の爲などいふも、みな悉く誑惑にて、此集めし財寶をもて、酒宴遊興、博奕青樓、密妻隱子の養育等にもあてば、盡未來際、惡趣の苦報はのがるゝに道なし、人命は無常なり、即今云何と返照して、從來

の邪念を驅除し、一旦に正信を立せよ、導祖の云、謗法闡提回心皆往と、至念々々、或が問て曰、さほどに自損損他の大害ある不淨說法ならば、佛法王法に制止したまふべし、制止あらば斷絶すべきに、當國のみならず他國にもまゝ、聞事あり、此事云何、答て云、不淨說法を佛法に制止あることは、上にいふ如く、源と佛の嚴誠なれば、本山の制禁はもとより、王法にては、東照宮に禁制の御箇條あり、國禁には、洞春寺殿の御制法あり、然るに猶猥りに不淨說法をなす事、佛法王法二俱犯科、實に罪業彌天といふべし、此事例せば、博奕盜賊等の法令厳しけれども、猶犯科の輩斷絶せざるがごとし、此はこれ兩犯一往の例證、尅してその罪業の輕重をいはい、盜賊等より破戒不淨說法の罪の超過せることは、南山大師の無刀大賊、罪重ニ劫盜、と判釋したまへるに知るへし、嗚呼苦哉、不淨說法者流、嗚呼痛哉、未來永劫の苦報、已上

法洲和尚行業記終



影真人上道法
(藏所講恩酬萩)

法道和上贊

不隊衣鉢業。皇張吉水風。辯論如濺玉。聽者疑冰融。
營繕三寶殿。輪奐奏奇功。香花日爲市。只訝得神通。
尤賞念西暇。臨池筆法工。嘗觀擘菓字。字勢似飛鴻。
蓮菴號亦好。蠹出淤泥中。六時常禮佛。自堪比遠公。
仍憶三生石。因緣竟無窮。

大教正 華頂山順徹定

法道上人行業記序

學問之道不可無淵源焉。蓋淵源而龍蛇潛焉。源大而鯨鯨游焉。余嘗讀京兆轉輪寺關通和尚傳記。得知其淵源深且大也。通公受業於鎌倉觀徹尊者。締交於新田義海長老。研究宗乘。兼長議論。通公弟徒有長門法岸法洲法道諸名緇。世繼通公之志。振起吉水宗風。攻擊異流之邪義。亦各著書。辨折是非。甄別朱紫。其旨確乎不可拔。可謂獲本宗骨髓而築法門城塹矣。至今不墜其家聲。而木鐸於防長之間。殊持宗教者。是通岸諸公之賜也。先是通岸兩公行狀。上梓布于世。今復將著洲道兩和尚傳。鐸梨棗。

屬余序。亦有感其所淵源深遠廣大。且歷世相續。馳龍象之飛。喜爲之序。明治十四年一月佛成道日。書於京都府東山古經堂。

大教正 松 翁 撰

西圓寺の法道老宿の高徳なるはむかしより聞傳へ侍るをこそ名行業録を遺弟圓暢法師のあつめられたれはそれか證誠のためにも一言そへよご西京の教正的門上人のすゝめ侍るにかきつくる

大教正行誠

よし水のすゑにこさしごむすふ手の

しづくに我もさしくまれつゝ

法道和尚行業記

師諱は法道、字は圓如、徳蓮社元譽と號す、布薩して信阿と稱す、又蓮菴と別號せらる、長門國阿武郡、萩の人なり、父は村尾氏、師の祖父嗣子なし、村尾氏の男を養ふて子とす、是師の慈父なり母は長嶺氏、文化元年甲子八月廿五日出誕せらる、稟性清悟にして、至孝なり、慈父深く儒教をたどみ、婦の妊娠五月に至れば、彼胎教に倣ふて、孝經を讀み聞かすをもて家法となし、師の在胎中は、特に三度まで讀誦せられき、師成人の後、慈父或人にかたりて曰、予竊におもふに、師の孝情いと厚く、我等を教導せらるゝ事ねもごろなり、こは予が胎教に心を用ひし效しにや侍らむと、師出胎の後、悲母の乳汁の少きを憂へ、乳母の手に養育なさしめて曰く、我等ゆるありて深くこの兒を鍾愛す、汝よろしく心をつくして育つべし、ゆめく忽緒にすることなかれと、出誕の後百日にあたり、産土神、檀那寺等へ參詣せられける、をりから周防國右田徳性寺の老隱、

賢譽法山上人、萩熊谷町、功蓮社に留錫し給へるよしを聞、急ぎ彼所に詣で、たれに十念を拜受せらる、これ師が佛法結縁の始なり、この時にあたりて、慈父ふと思はれけるは、此兒成長せば善き師を擇て、出塵の身となさむと、されども其長ずるにしたがひて、癡愛の情やまざりけん、其宿志も遂られざりし、師は生得佛縁ふかきによ、自ら閑噪を厭はれ、群兒と遊戯する事もなく、習字讀書せらるゝにいたりても、一人徐々と往來する事を好み、動すれば佛寺僧堂に親近するを喜ばれけり、師の五歳の春、慈父抱て書を讀しめ、或は小藝等を教へ試みられしに、能學びて倦ことなく、きのふの業を遺忘ことなく、竊に其穎敏なるを喜ばれけり、七歳の春より、草場晋水老の門に入りて、習字せしめられけるに、其書法を會得したまへること、絶倫なるに驚かれけるにや、晋水氏、師を養ふて家系を繼しめむことを請れけれども、慈父は宿志もあればとて、許諾なかりしとなく、八歳にして瀧花仙子に就て、儒を學ばれしに、其性固より穎敏なれば、學歩の進むこと、日の昇るが如し、

古へより梅檀は嫩より馨といへり、實にしかる事にこそ、文化九年壬申師九歳の九月、大日比前の西圓寺光譽法岸上人、功蓮社に於て別時念佛を修せられければ、慈父師を携へて、日々參詣せらる、同月十三日始て光譽上人に拜謁し、十念拜受の後、上人童兒の容貌俊秀なるを見たまひて申されけるは、此兒は所謂龍駒鳳雛なり、今より子に得させよ、速に得度せしめて、世の通津となさむと、慈父つくく思はれけるは、往し甲子年此道場に詣て、兒のために十念拜受せし時、出家になさばやと思ひしに、今上人かく此子を乞ひたまふは、其時佛菩薩より、今日の善縁を、子が八識田に浮べしめたまひしならむ、こはまたく予が宿望の尅果すべき時のいたれるなりとて、左右なく承諾せられしが、又猶豫の心を生じて申されけるは、この事愚妻いかッ申すべきやと、上人曰、其許さへ承知ならば、悲母のところは左も右もなるべしとて、兒に供物などをあたへつゝ、これぞ俗世にいふ定約の贖幣なりとて、笑言せらる、師は宿因の開發せるにやありけむ、勸誠拜聽のはじめより、予も何と

ぞ出家して、かゝる高僧にならばやと思はれければ、慈父のかく契約せらるゝを聞
 て、喜び面に顯はれしとなむ、かくて悲母にその由語られしに、さすが慈愛の情に
 絆されて、速かに承引もなかりしかど、もはや父子承知の上は、いかに拒むべき理
 あらんやと申されけれども、猶恩愛の念割がたくて、首途の期は遷延にけり、師は
 剃度の念湧がごどくなれば、寢覺の床にも悲母に向ひて、頓に大日比へ行しめたま
 へと、ひたすらに願はれしが、又つくづくと思はれるは、悲母の子を愛せること
 は、固より慈父に倍せり、ゆゑに子が膝下を離れんことを歎き給ふらんとて、一夜
 悲母と共に寐つゝ、徐に母を慰めて曰、聖善若し不肖出家せんことを歎きたまは、
 此事おもひとゞまらましやとありしに、この母なしにさはなげくべきや、何ぞぞ
 如法に相續して、自利々他の大益を施し、又我等をも導きたまは、これなんとな
 き出世の大孝行ならんと喜びこそすれ、若不如法にして、本師の仰せに背きて、離
 弟擯出等のことあらんには、いかばかりか悲しみ歎くらむ、故に今の志操を崩さぬ

やうにし、前途この母を泣せぬやうにし給ひぬかしなごのたまへるゆゑ、師は指も
 て母の外皆を試られしに、涙一滴もこぼし給ざるを見て、是ぞ子に出家をゆるし給
 へる效なりと、大に喜ばれけり、かくて老師以下老師と稱するは、み既に瀨城の別行畢
 りて、歸菴し給ひ、西圓寺現住承譽法洲上人に語りて曰、こたび萩の別行中に、和
 尙の後席を得たりとて、頻によろこび給ひしとなん、されば師の西圓寺主職の法器
 なる事を、老師一見の下に鑒定したまひぬと、後にぞ感じ知られける、同年十一月
 十三日、慈父は童兒を携へ、風雨を侵して大日比へ赴かれけり、老師弟子等へ語ら
 れけるは、今日彼童兒登山すべき日なり、居士師の慈父は約信を違へぬ人なり、かく風雨
 はげしくとも、必ず其期を踐ならんと、須臾ありて父子果して至りぬ、こは全く三
 昧定力の徹見と、居士が約信を守れること、確實なるとのいたすところなるべし、
 同十五日に稚髪を削し、即日剃度の法式行はれ、先師以下先師と稱するはみな承譽法洲上人の事なりの弟子とな
 せり、しかして老師より名を法道と授與せらる、師は正しく出塵の本意を遂られし

より、口癖にも助け給へ南無阿彌陀佛と唱へられしを、先師上人聞たまひて、
汝が口癖の助け給へに策勵せられて、予も亦殊に課號を進むとぞ悦ばれける、爾來
晝は先師の提撕を請て、内外二典の義趣を學び、夜は螢雪を友として、學し諸書の
深義を探り、頭燃を拂ふが如くせらるゝものから、學業駁々として日々に進みき、
かくて年既に十四歳になり給ひ、やがて師命を受、官許を蒙り、東行の旅装をいとな
まれけり、時文化十四年丁丑三月上旬なりき、師は夫より長嶺に歸省して、別を告
られしに、慈父も共に東行せんとて、同月十五日、慈父および辨雄法子等と共に、
瀨城を發し、山海を經、靈跡を拜參なごして、五月九日東武に著し、綠山塔下立譽
辨信上人の室に入らる、慈父それより奥州松嶋、其他のしかるに寮主上人は、我老師の肉姪
にして、智行を兼る大徳なれば、上人に隨身し、謹慎尊敬を盡されける故、上人も
こゝろを用ひて教育扶護せらるゝ事、他に異なりしとぞ、その年の秋台命ありて、
上人を參州巖洲信光明寺に轉昇せらる、上人は固より名利をいとひ給ひて、捨世の

念深くおはせごも、台命いなみ難く、終に彼處に轉住したまひぬ、さるから師も上
人に隨逐して、同く信光明寺にいたり、解行共に夙夜策勵せらる、師は資質薄弱な
るに、剩へ水土の變りにおかされ給へるにや、翌文政元年戊寅の春より、勞症を患
へられ、醫藥のしるしもなかりければ、やがて療養のためにとて、本意なくも上人
の座下を辭して歸國せらる、順路なればとて、郷里を訪はれしに、慈父色をなして
申されけるは、子こたび病氣にもせよ、先師跡へ歸りて、本師に面謁し、其許可を承
てこそ、歸省せらるべけれ、今本師を後にして、俗縁を先にせらるるとも、予なんぞ
其非禮を受る事をせむやとて、投足だに許し給はねば、師も慈父の嚴訓骨髓に徹し、
感涙に咽びつゝ、身の過を只管に詫られけり、幸なるかな此時にあたりて、先師功
蓮社に遊化ませし故、急ぎ彼處に拜謁し、審に緒由を陳られければ、即日師命を承
て慈父の膝下に療養せらる、嗚呼至れる哉居士の垂誡せらるゝこと、慈愛に蔽はれ
ずして、師をして公義を全ふせしむ、さは居士固より直也の人にはあらざるなり、

文政二年己卯師の年十六、前年より本藩の侍醫野見孝順の診療により、病漸く快復せしかば、同年の秋再び東行せんことをはからはれけり、其頃江戸小山龍源寺の老隱法譽歡信上人、九州一覽の歸途なりしが、上人は周防三田尻向島の産なれば、彼處より東歸せらるゝよしを聞、彼上人に隨ひて行んことを請はれ、八月廿八日郷里を發錫し、九月下旬江戸に著して龍源寺にいたり、寺主綜譽信定上人に隨侍し、勤學策勵せらるゝ事、始のごとくなり、この時にあたりて寺中に放逸無慚なる僧あり、古墳より堀出せる鬻體を見て、或は罵辱し、或は踐踏して止まず、師これを誡て曰、公は何ゆるにさはしたまへるぞ、素より怨ある者にては、よもあるまじきに、かく心神さりて白骨となることも、極善極悪なれば中有はなけれども、善惡二業共に力弱ければ、業を引ずして中有に迷ふものなり、彼もし中有にあらむには、其酬報遠からじ、今人公を泥靴にかくる事あらんに、公それ心よからんや、縦亡者は怨すことも、佛天豈其非道を罰し給はざらんやと、彼僧笑て曰、奴輩もかく白骨となりては、な

んぞ酬報をなすことを得んやとて、更に用ひざりしが、其夜彼僧大に苦しみ叫ぶ聲あり、師燭をとりて視給ふに、偏身熱汗を流しつゝ、急に水をこひ、喫し畢りて曰、公今日子が粗暴を誡め給へるを、用ひざりしゆゑ、彼白骨來りて、子に抱きつき呵責して曰、汝何の怨ありて、我鬻體を泥靴にかけ、かばかり惡口罵辱するやと、その怒れる形状、おそろしさいはんかたなし、偏身硬直て聲だに出ず、漸して公を喚たりと涙と共に前非を悔悟し、垂誠に戻りし事を詫にけり、其物語を聞てすら、師は身の毛も彌だち怖しかりつれども、猶理を盡して教諭せられし、師又一夜いとおそろしげなる夢を感じ給ひ、覺てつくんと思はれるは、我等罪業深重なればこそ、かゝる惡しき夢は見つれど、佛前に出て慚愧懺悔し、更に日課一萬稱を加増せしと語らる、師の留學中には、猶種々の事跡ありしかども、繁きをいとひてこゝに贅せず、

文政三年庚辰師十七歳、芝貫主空譽舜從大僧正にしたがひて、五重相承し給ひ、つ

ぎて命を奉じ、惠照院圓通律師に就て、同年十月より翌年三月まで、天台戒疏および戒部を研究せられ、猶歸國の後は、先師の指揮によりて、三井顯道大和上の七筵其他數部を傳授ありて、終に戒學の蘊奧を窮めたまひしかば、晩年御傳撮要講説の著述にいたりては、大師の戒徳を讃嘆し給へる事、蓋し古今圓戒の精微を探りて、解釋を加へたまへるにや、この時にあたりて三井の敬彦大和上、圓戒の正統を紹たまへる、台家碩學の聞ありければ、撮要圓戒の下校合を、彼大和上へ願はれしに、大和上既に闕し畢られ、すなはち弟子某に語られけるは、願ふに當今戒學に於ては、長州西圓寺法道和尚の右に出る者鮮かるべし、故に予が没後、汝等もし戒學の深義に疑はしき事あらば、彼和尚に就て質問すべし等と、遺囑せられしとなむ、師のかばかり戒學を研究せられし事は、蓋し大師開宗の旨趣を、永く兒孫に貽り給へるは、唯選擇本願念佛と、圓頓戒法のみなる事を、深く體認し給へる所以なるべし、こは併ながら師の扶宗護法婆心の切なるより出る所ならんか、文政四年辛巳師年十八、

同大僧正にしたがひ、宗戒兩脈を稟承せられ、化他利生の許可を蒙り、殊更に自行策勵の色を増たまへり、

文政五年壬午師十九歳の春、長嶺氏より令祖母の病重れるよしを告來りければ、急ぎ其よしを陳て、二月中旬東武を發錫し、同月廿五日參州巖洲信光明寺に抵り、立譽辨信大和尚に拜謁し、舊恩を謝し、且つ垂示を願はれければ、別に臨んで大和尚示し給へる其詩に云、
 劬勞無益事、忘失有涯生、一息即時絶、孤魂何處行、
 示者いや大徳もいや化益いや、まつこのたびは、と書して賜りて、又口づから示し給はく、課號の勵修はいふも更なり、第一に本師を尊敬奉侍すべし、海内廣しといへども、子が本師法洲和尚の如き、解行兼備の盛徳はあらし、縦ひ百度千度受生すとも、難値難得の法將なり、ざるを子は幸なる哉、かゝる明師に親炙し、飽まで甚深の法味に育てらるゝことなれば、苟も忽緒におもふ事なかれ、又發心出家せる男僧尼僧も多しと聞く、ゆめく彼等を輕侮する事なかるべし、故いかなとなれば、

彼等は愚鈍念佛第一の機なれば、先此世にては宗の正機と列祖に譽られ、後世にては大悲本願の正客なれば、見よ各輩より上席なる等、猶なにくれと示したまひ、こは予が餞別の老婆心なりと、涙と共に垂誠し給へば、師も漸に感涙を收めて辭謝せられ、心せくまゝほごなく京師に著せらる、其頃先師藝備の間に遊化し給ふよし風聞なれば、師はいとなつかしくて、急ぎ赴きて拜顔し、御勸誠も聞まほしく、そが儘陸路經て、三月中旬備後の國尾道正受院にいたり、先師の尊顔を拜し、安體を賀せられ、しかして別行中の隨伴を願はれければ、先師曰別行は當寺のみならねば、それ〴〵勤畢りて歸國せむ事は、おもふに五月下旬ならんか、汝は一日も疾く歸國して、頓に倚問の望を慰め、祖母は殊さら所勞のよしなれば、指をりかぞへて汝を待ぬらん、急ぎ歸りて病を問べしと、先師の仰いなむべきやうなければ、次の日辭謝して發錫し三月下旬功蓮社に歸著せられ、即日長嶺に抵り、令祖母の病をさはれしに、祖母、師の顔を打見て、よくもはやく歸り給ふ事よと、喜びの涙にむせば

けり、かくて師は祖母の看護に心を盡し、懇に本願唯稱の徹底を示し、念々不捨の淨業を勧められしかば、祖母は勇進に念佛し、四月五日正念に住して往生せられしかば、猶累七中は彼處に留り、祖母の追善を修せられけり、文政六年癸未師二十歳、是よりさき先師寺職を靈幢に譲りて、斜古溪に隱遁したまへり、幾許もなくして靈幢辭職せしかば、弟子等をはじめ檀中等まで、師をもて西圓寺の紹職を願ひけれども、先師つくづく思召やうは、法道いまだ弱年なれば、かゝる大任を命せん事、佛祖の冥慮もはかりがたく、老師もいかゞおぼすらんと、猶豫して許諾し給はざりしが、先師一日弟子等に命じて、佛前に聖圖を供へて、線香一炷念佛せしめ、回願し畢りひとつの聖圖を先師へ奉りしを、先師莞爾として拜閱し給ふに、果して師の名なりければ、こは大悲の尊勅、老師の授與なりとて、終に師を後席の任に定めらる、されども師は主職望ましからねば、先師へ答へられけるは、さきに辱く主職の命あれども、こは兩師の遺法を、不肖が身に擔ことなれば、任重うして勝ざるべし、今

は先慈父のはからひにせむやと申されければ、先師も理にや思はれけむ、即日許諾したまふにより、急ぎ長嶺に歸省し、上件の事情を慈父に陳じて曰、不肖稟性謏劣、且つ學解甚だ拙く、法臈日淺し、實に黃口乳臭の雛僧なり、然るに本師、不肖に紹職の命を辱うせり、謹而師命を奉せんとすれば、かゝる專修化導の熾盛なる、其名頗る四海に達せしほごなるを、不肖今日其緒を繼むこと、豈大任にあらずや、力の弱きこと既に是の如くにして、其任の重きこと亦是の如くなれば、仰ぎては兩師の大業を繼に足らず、俯ては二百の徒弟を統るにたらざる事、亦昭々たり、西圓寺の紹職辭せずして又何をかせむと、竟に慈父に託して寺職を辭せしめ、師はそれより同所鶴江の音聲寺に詣り、寺主を頼み、斷食別行をぞ勤められける、慈父は直に西圓寺に詣りて、先師に其由を申上られしに、先師の曰、法道弱輩なりといへども、祖師の御垂誠も著しきに、そは又血氣の勇にこそ、且彼が紹職は佛祖の御授なり、又予隱室よりこれを扶護し、諸事は予よりはからひてんと思ふなり、さは主職にお

いて、何の難き事かあらん、此旨をもて、其許よきに教諭し給へと、慈父は先師の慈命をうけ、歡躍して萩に歸杖し、急ぎ音聲寺にいたり、師を諭して曰、愚父、先師に承はるに、斷食捨世等の事は、固より祖々の遺誠なりと、其上西圓寺の紹職は、佛祖兩師の尊命なり、ざるを祖々の遺誠に違ひ、佛祖兩師の尊命に背きて、斷食別行を修すとも、恐らくは其功成じ難からん、愚父が思ふごときは、今斷食別行の志操をもて、速に西圓寺に住職し、佛祖兩師御遺法の爲に身命を抛ち、孜孜として扶宗護法せられば、これなん一舉兩全の良策なるべしと、いさねもごろに慈訓せられしかば、師も慈父のかくばかり盡理の論しに、争はんかたなく、立ちころに其志を翻し、斷食捨世の過をあらため、別行を成滿して、西圓寺に歸り、先師を拜して私情を吐露し、佛祖兩師の尊命に戻りし、不孝の罪を恥いりつゝ、涙どゝもに懺悔せらる、先師もその厚志を感じ、衣の袖を絞られしとなん、かくて翌文政七年甲申正月、師の年二十一、西圓寺住職の出願ありて、三月十九日許容を蒙り、四月朔日晋山の

式行はれき、師住職の後は、扶宗護法に身を委ね。晝夜解行怠らず、重々無比の誓を立て、謹慎護持し給ひぬ、又先師を尊敬せらるゝ事、佛世尊に奉侍するが如く、先師の隠室へ定省し給へることは、別行病縁他行を除く外は、風雨寒暑のいとひなく、幼児の父母を慕ふにも過ぎ、孝養崇敬したまへるものから、先師も一子を愛するが如く、教育に心を用ひたまひ、總じては自他宗義の肝要を指授し、別しては大師宗門別開の深意、三代相傳の奥旨より、向譽上人、老師光譽上人等、百千の艱辛を忍授し給ひて、やゝ濁れる世の宗風を、源清き吉水に一洗し、濟度利生に身命財を棄たまひし事等にいたるまで、其源底を盡して口授せられしかば、師も亦信受の法文髓に徹り、殊さら内外を涉獵し、古今の疑問を一々擧げ、日日提撕を請たまひて、無量の深義稟承せらる、同年の夏、先師、師に仰られけるは、西圓寺の本殿香厨等、創建以來百有餘の星霜を経て、殆頽敗に垂とする所へ、老師上人住職あり、頗る修理を加へられしかども、固より故材を用ひたまひしことなれば、おもふに今

は棟楹梁桷等、總て腐黑撓折せんと、予嘗て再建の志願ありしも、果さずして既に辭職しぬ、汝須く奮發して經營すべし、予も亦戮力して、これを興謀らむ、されども専修念佛の道場なれば、殊さらに三業清淨にして、一粒一錢たりとも、不淨財を用ひることなかれ、縦ひ經營の力足らずして、若その功を成せざるとも、ゆめ／＼勸財することなく、よろしく時を俟て剋果すべしと、師ひそかに思はるゝには、不肖纔に寺職を襲たるのみにて、かゝる大業の命を承る事、其任に勝べくもおもほえねども、先師の命いなむに難く、終に承諾し給ひぬ、同年六月國應に訴へ、十月に其許容ありしかば、先工匠に命じ、輪材土功等をはじめらる、されども經營中百般の事は、一々先師の指揮を仰がれけり、故に日毎に隱室に詣れること、少きも六七度、多きは二十度にも及べりとぞ、さるから先師も其勞を察し給ふのみか、自行の障りともなれば、時々申されけるやうは、日々の瑣務は、汝自斷すべしとありしかども、師は猶初志の如く、一々其裁を請れけり、翌文政八年乙酉の冬、經營の功

半途なるに、先師法難に罹りたまひ、十二月三十日謫處の令ありて、翌丙戌正月二日羽島に流され、井町徳左衛門が別居に移り給ひぬ、されども先師は法難なれば、さらに驚き給ふこともなく、こは修行事の策勵にこそと、課號を増進し給ひぬ、師は先師の流難を悲歎の餘り、頗る寢食をも忘れたまふほどの事なりし、かくて同年七月十二日に赦免ありて、翌十三日歸菴ありしに、師のよろこびはいふも更なり、法類道俗等にいたるまで、先師ゆくりなくも、頓に御歸菴まし、を、ともに悦びあへりとなむ、

文政九年丙戌六月、師賜香上人の綸旨を拜受せらる、はやく其年も暮て、文政十年丁亥の春、又經營の事を作興し、翌文政十一年戊子正月、その功全く成せしかば、二月の彼岸別行を修し、先師上人を請して、法筵を開かる、こは入佛慶贊に擬し、且は嗟嘆の回向を懇祈せられしなり、

天保二年辛卯師の歳二十八、秋彼岸別行結願の翌日、隱室を訪はれ、先師へ垂誠の

御法語を願はれしに、先師即ち書して、師に賜りし御垂誠を左に記す、

今茲天保二年極月初の五日は、先師光譽上人十七回の諱辰にあたらせ給へば、遺弟等集會して、追孝の別時念佛を修せんことをはからひ定めぬる後、現住法道敬慎にして愚老に請て曰、師先師上人を指す、詞、既に故老尊師光譽上人の遺法を護持して、古稀になんくとするに至りたまへり、固より宗門の要法数多なりといへども、中に就て常に不肖が用心に備ふべき一語を、記したびてんことを乞ふものから、愚老往年但州豊岡來迎寺に持職せし時、尊師より一介の使僧をして、垂誠の御法語を賜はりしが、そが中の一條を拜寫して、授與する事左の如し

一我人常に心に係て用心すべきは、憍慢高擧の心にて候、遺教經に云、憍慢を増長することは、世俗白衣の宜しき所にあらず、いかに況や出家入道の人に於てをや等、又元祖大師曰、憍慢の心發りぬれば、彌陀も諸佛も護念し給はずなりぬれば、惡魔の爲に惱さるゝなり、恐るべし慎べし等と、云

されば是等の佛師の遺誠を警策として、能々慎むべき事に候、よきに就ては、我よしの心出るが凡夫の常の習ひなり、其よしとおもふが、とりも直さず悪心なるをや、又悪きに就ては、其際限をしらず、兎にも角にも取ごころなきが、我等が身や心の有さまなれば、只、淺ましとわぶるばかりを手向にて、となふる外のことゝあらじな、嗚呼助け給へ南無阿彌陀佛、已上先師光譽上 愚老承譽上人 謹で御垂誠の義趣を熟思し奉るに、一往再往の二義あるべし、一往の義とは、謂く十使は共に通佛法の惑障の根本なりといへども、是を割判するときは、五利使は破石にたとへられて、易斷の頼みあり、五鈍使は藕絲に比せられて、難斷の煩惱なれば、しばらく易斷の五利を閑きて、難斷五鈍の慢過を擧て、これを抑制し給へる歟、されども是は一往の淺義、恐らくは御垂誠の本意にはあらざるべし、次に再往の義とは、謂く難斷煩惱の中に、貪瞋癡疑の四鈍を閑きて、殊に慢過を擧給へるは、夫慢には七九十二等の合離分別の多種ありといへども、畢竟自恃輕他の心を出ざれば、別して我淨土門に大害

をなす事、自餘の及ぶ所にあらず、其故は慢は既に自恃輕他の心なり、争か信機信法を安心の極致とし、三佛大悲の教意願に隨順するを極則とする宗義に相應せんや、其違逆する事水火黑白も猶比類にあらず、これによりて往生成佛の大利益をうしなはしむ、さるから尊師の悲懷、はじめに經釋の明文を掲げ、次に生涯受用の蘊奥を盡し、懇々垂誠し給へる歟、是再往の深義にして、御垂誠の本意こゝに在べし、嗚呼たとひ哉、尊師の垂誠、愚老をして邪路に陥入せしめず、順次に樂邦に往詣せしめ給ふこと、全く尊師の賜なり、既に尊師は慈念深重にして、不請の愚老にすら此恩賜ありし、然るに汝は敬愼にして懇請をなす、愚老も亦本石にあらず如何ぞこれを耳外にせん、故に生涯又なく信受せし、尊師御垂誠の一條を拜寫して汝に與ふ、愚老今年世壽六十七歳、識力ともにおとろへて、揮筆も杵をあぐるが如し、謝世既に旦暮に逼れば、これをもて又遺囑の語とす、語も語にあらず、文も文にあらざるをもて、等閑の看をなさず、尊師御垂誠の妙所に悟入して、自利利他せよ、さらば遠

からず愚老と汝と共に、尊師の誘引に隨ひ、樂邦の中臺に入り、彌陀慈父に隨侍し、百法妙門六通自在、自他兼濟の大利益を得んこと、掌を指が如し、豈快にあらすや、至囑々々

天保二年十月末の五日、吉水正流の遠裔、託阿彌陀佛法洲、老眼を拭ひてこれをしるし、弟子西圓寺現住權上人法道に授與し畢

先師かく慰懃叮嚀なる御垂誠をたまはりしを、師これを拜受ありて、其恩賜の深意骨髓に徹透せしかば、誓て生涯謹慎護持せらるゝ事、猶油鉢を奉ずるがごとくなりき、しかして師熟思すらく、こは全く兩師相傳の垂誠なり、さるを予一人にして黙契せんことは、固より兩師の本意にあらじとて、毎年盆會中、この御垂誠を講説し、弟子等および同行をして、自恃輕他の痼疾を根治し、ともに安養界の樂報を受しめ給はんがために、盆會中はかならず此文を講ずるをもて、當寺永世の規則と定めおかれしとなむ

天保六年乙未師の歳三十二、先師の命を承て、十勝論を校合、且布薩相傳の爲に上京せんとて、先師及び雙親にわかれを告げ、二月十二日萩を發し、十三日富海に抵り、弟子專立が懇請に應じ、十四日石原の菴室にて勸誡せられしに、日課一萬以上の誓受六十餘人あり、同月十五日乘船、此時隆典圓暢等隨侍せしが、隆典、師に問て曰、師は既に宗戒兩脈を相承し給へば、自證化他、何の不足かあらん、さるを今更布薩を受たまはんことは、抑何の爲ぞや、師の曰、こは一朝一夕の談にあらざむめれど、今其梗槩を示さん、予十五歳にして學林に掛錫し、其後三八の年をかさねて、八部の階を昇りき、是に於て法界を、丸じて念佛の一法なりとす、初七年の修行せしかども、宗學未熟なる汝に、天臺所得通途の圓頓なりき、今はその戒を念佛具德の中に入れて、萬善妙體即三名號六字、恒沙功德具三口稱一行、と傳へて、全く一行三昧に結歸し、愚鈍念佛第一の機に立かへるためなり等と、師は同月下旬に、京師の專念寺に著し、三月華頂貫主聽譽說行大僧正を拜して、布薩傳戒を稟

承し畢て、一日黒谷山中的門師の莽を訪ひ、談、十勝論校訂の事におよぶ、抑十勝論校訂の事は、先師多年の御志願なりしが、時運の至らざるにや、斯遷延に涉りしを、こたび師に命じて、的門師に詢らしめ給へり、門公乃ち黒谷貫主神譽天從大和尚に稟議れしに、大和尚大に隨喜し給ひ、是に於て共に報恩藏に入り、戮力校訂せらるるといへども、素より訛謬の夥き、數日に成るところ僅々十が一にも及ばざりし、さるから師熟思すらく、此舉の落成を待て歸國せんとならば、我歸期は作れの時ぞや、さは久しく先師の定省を缺き、爲に遠思を勞し給はん恐れもあればとて、遂に其事を門公に委託し、不日に歸國せんとこゝろがまへせらる、爾して門公はその大任を一身に擔はれ、刻心刻念して訂正の功を成じ、東奔西走して重刊の資を辨せられ、後年終に重刊の功全く成れり、その顛末の如きは、門公の著せる校訂重刊述意に譲りて筆を省きぬ、師斯て門公に盟約せし上は、歸國をいそぎ、更に貫主大和尚に別れを告られしに、大和尚、師に金襴の安陀衣を賜はりぬ、師即ち其賜ものを辭

して曰、本國に於て格寺の外は、織金衣の許容なし、故に敢て辭すと、大和尚曰、公、辭することなかれ、免許なくとも事の由をいはい、誰か其を咎むるものぞ、師の曰、大和尚の恩惠を荷ふといへども、若この臆恥を拜受して歸國せば、弊師必ず嚴呵せん、所以如何となれば、弊師時々教示すらく、この西園寺に於て、金襴衣、公章の幕提燈など、世間名聞の格式を好み、又は金銀田圃と、不淨の財施を貪らば、出世の大法はいつしか泯滅せん、唯篤實如法に修行せば、道心の中に衣食あり、衣食の中には道心なし、されども自然供養の資財、又は祠堂の田圃等は、今の論にはあらざるなり、よくよく分別して慎むべし等と、いへるよし申されければ、大和尚も其篤實なるに感じ、更に無金衣に換て賜りしとなん、同年十一月十日の夜、師の夢中に、或人淨土安心起行の趣を、落居しやすく示し給へと請ものから、師とりあへず、是非ともに助けたまへとかこちつ、南無阿彌陀佛といふ外はなしと示すと見て、夢さめぬと語られき、往昔我大師は、隨蓮房の夢に入て、安心の疑網を斷

じたまひ、野山大師は、明遍僧都の定中に、念佛の法語を示され、今師は夢中に於て、或人を化益するの和歌を詠せらる、その事は異なりといへども、蓋亦同日の談ならんか、

天保八年丁酉八月彼岸前、先師、元祖大師の小肖像を師に附屬して曰、吾聞この聖像は、相州塔峰澄禪上人の作なりと、往し頃勳譽上人護持せられしを、我老師上人屢懸望し給へども、承諾もなかりしが、其後如何おぼしけん、こは尊公にまゐらすべしとて、老師へ譲り給ひしとなむ、爾るに此聖像を得たまひしより、老師の道徳月々に盛に、専修の教化歳々に行はれ、防長二州の緇素、靡然として其化風に嚮へりと、予もこれを老師より拜受して、今日まで護持せり、されど予が餘命幾ばくもなければ、今よりこれを汝に授與す、汝須からく尊崇して生涯護持し、大師無窮の恩徳を拜謝すべしと、師歡喜してこれを拜受し、其崇敬護持し給へる事、他の請に赴かるゝ時といへども、少時も身を放ち給はざりき、今猶法藏に鎮護し侍る

天保九年戊戌師三十九歳の秋、彼岸別行中より、先師聊違例の氣おはせしが、翌年の初夏に至り、追日不食増氣し給ひし故、師は病床に常侍せられ、看護に心を盡されしかども、七月初旬に至りては、漸々重らせ給ひ、同月十一日、先師、師の手を執て遺囑し給へるやうは、予が没後に於て、設いづちより請ありとも、他の寺院へ轉職せず、唯如法に修行のみして、出離生死の本懐を達すべし、又遺弟同行中等、後世の苦樂浮沈の際は、唯和尚の勤不勤による事なれば、倦す諄々教誨を盡し、皆俱生蓮臺に集會せらるべし、若一人にても墮獄せば、全く和尚の過ぞや、よいかや頼むぞやと申されければ、師こたへて申されるは、法道不肖なりといへども、謹で尊命を事として、遺弟同行村中の爲には、誓て身命財をも抛ち、深く御垂誠の尊意を體し、諸ともに同生淨土の本懐を遂ん、又師恩報答の爲、十箇年中誓て他の請に應せずして、自行堅固に勵修せん、若此誓言に違背せば、速に現罰し給へとぞ、先師大に喜び給ひ、和尚これで大に安心したぞや、其勢ひならでは衆生濟度はなら

ぬぞや、嗚呼悦ばしひかな、愚老が人界受生の本懐二つあり、故尊師に値遇せしと、和尚を弟子に持しとなり等と、悦びたまひしとぞ、終に七月十三日、端坐合掌し、泰然として寂を示し給へり、師をはじめ遺弟同行、悲歎の情状、猶前後の祥瑞等は、先師の傳中に譲りて、此に漏しぬ、師は七月晦日より、八月十一日の曉まで、先師上酬慈恩のために、不臥無言別行を修せられ、また八月十三日は、先師の初月忌、殊に彼岸會なれば、満中陰をも豫修せんとて、十三日より二十日迄、追善別行を修せられけり、此別行中は、先師の行實を講せらる、又廿五日より無言別行に入られしが、本山の事故にあふて、廿八日に別行場を出らる、同年九月朔日未の刻、般舟場の繩床に坐して念佛し、おもはず少しまごろまれしに、一人の惡僧來りて、頻に師を惱せり、師は夢中ながら、誰はやく來りて助けよと、くるしみ悶へたまふ中正しく先師の御聲にて、自ら堅固に身を守らば、何ぞ他の助けを待むやとのたまへる聲に、夢さめ給ひぬ、同廿二日又無言別行にいられしに、廿四日卯の下刻、般

舟場にて少しまごろみ給ふに、師小沙彌三人を携へ、法船菴へ詣でられしが、本尊殊さらにたふとく、合掌してうち拜みつゝ、眼を微しく開き給へば、即般舟場の本尊にてましませり、又廿六日の夜丑滿の頃とおぼしきに、大身の如來臑々として現じ給へり、師一日學業策進の爲に、弟子等へ語りて曰、予は世出世の事共に先師の指揮を仰がざるはなし、故に豫て廉價の白扇を買置、疑はしき欸條を扇に細書し、日として五條七條質問せぬはなかりしに、一つ問へば十利を得、十問には百益を施し給へり、されど至緊至要の深理あるをも、唯大らかに垂示し給へることあり、こは賢囊を扣ではと、聊予が推義を述て、深理の垂示を請ひ奉れば、稍その本色を顯して、予が鈍血を一時に快吐し、心地を清涼ならしめんが爲に、文を千差に鼓して難問を設け、義を萬別に舞して答釋を請はる、其勢の奮然たる事、獅子の其子を試て、千尋の巖下に投するが如く、雷霆の天地に轟きて、萬壑の巖穴に觸るが如し、其獅兒の奮發して巖を攀て慕ふがごとく、口管に心思をこらし、勉強て其攀がた

きを攀ぢ、刻苦して其答へがたきをこたふるに其答へ、難問の微意に遠からざれば、先師莞爾として甚深微妙の法門を開闡し給へり、かくの如くにして問答數刻に及べる事、度々なりき、かく質問の款條許多なるが故に、白扇の兩面日ならずして黒くなりぬ、予が先師に隨從する事、首尾廿八年、大率法雨に浴せざる日なし、其問答の概略を筆記し、終に三卷の書とはなりぬ、此予が一代の學問なり、汝等何ぞ問ざるや、問はゞこれを分與せん、なんぞ師資黙々として、可惜光陰をいたづらにせんや、夫先師口授の寶玉は、我等が癡闇をてらす靈光なり、世教にすら、後なきを不孝の第一とす、況んや出世無上の大教、法脈を稟承する弟子なくて可ならんや、今兩師相承の大法財を、予が穢囊中に朽果しめん事、豈悲歎すべき限にあらずやとぞ警策せらる、師は一日も書見を廢し給はず、所謂三經一論、五部九卷、選擇集、大原問答二藏頌義、十八通、十勝論等、總じては三代上人阿西兩祖著述の宗典を熟讀研究したまひ、別しては選擇集は一宗の本疏なればとて、十六遍讀と號けて、毎月

十六遍の讀誦闕如なかりしなり、おもふにこは自の爲のみにあらじ、廢學懶惰の徒を警策したまふ善巧方便なるべし、故に大病を除くの外は、他行といへども書見を廢すまじき立誓ありしとぞ、又師は内外二典はいふもさらなり、詩文和歌および書などをよくせられしが、先師、師に問はれけるやうは、汝年來詩を賦せること幾許ぞや、師答へ申されけるは、凡一千首ばかりならんか、先師曰、止ねく夫詩作は唯幼學の徒をして、才を育し字を用かしむる爲のみ、故に詩を作りて佛法衰ふるを知といへり、すべて僧侶たらん者は、修行事に害ある事は、設使善事たりとも爲べからず、汝微しく筆才あるすら、道業の障礙なることを自知すべしと教示し給へば、夫よりふつに詩作を禁せられしなり、されば誰々も詩歌文章等に耽ることは、念佛の行者の宜しき所にあらざることを知るべし、

又恒例の別行をいはゞ、年々十二月大晦日より、翌年正月八日迄、同月廿九日より、二月五日迄は、向譽上人の正忌報恩別行なり、四月七日より十三日までは、先師承譽

上人正忌豫修の別行なり、八月に七晝夜彼岸別行あり、十月廿七日より十一月五日までは、老師光譽上人正忌豫修別行なり、しかして毎別行晝夜三席の勸誡あり、先師上人在せし世には、晝二席の勸誡は、先師に願はれしとぞ、中に就て正月八日迄の別行は、老師光譽上人の定則を守り、稱名の外は餘言を禁じ、無言別行を修せられけり、されども當村中のために、晝夜三席の講筵を開き、年中行事を示されて曰、夫正月元三は年月日の元にて、一年の因等起に當る、萬の事始なればこそ、一年の籌は正月にありといへり、さて心を正すべき月なれば、一月とはいはずして正月といひ、心神を改むるの義より、改神の年ともいへり、されば誰々も心を正して萬事を慎み、舊き弊を改むべき事なり、先第一親に孝行を盡すべし、夫孝は百行の本なれば、衆妙の門とやいはん、故に三道一致にこれを教ゆ、佛教には孝名爲戒の金言あり、神教には父母を内外兩宮と仰がせ、儒教には忠臣を孝子の門にもとむといへり、鳩に三枝の禮、鳥に反哺の孝とて、禽鳥すらかく孝をなせり、今人として不孝なる

は、彼鳥類にも劣りて、所謂人面獸心なるべし、後世は報土に往生するもの、今世に於て人面獸心の汚名を蒙りて可ならんや、よく思惟すべし、又身の程をしること至て肝要なり、されば吾身の分際を能々知り、衣食住をはじめ、一切の交際に至るまで、牛は牛連れ、馬は馬づれがよきなり、萬事につきて儉素を守り、かならず上見て交際せず、随分下を見倣ふべきなり、上みればたはぬ事の多かりし、かさきてしのべおのが身のほど、又身持心持は常に正しく、日月すなほにめぐるが如く、晝夜ころに懈怠なく、それなく家業を出精すべし、又貪慾は凡夫の常色とは申ながら、強慾なる事をよく慎むべし、林際に鹿を逐ふ獵師は山を見ず、市中に金を攫む偷兒は人をしらす、狐は鼠を食りて竹窠に死し、猩々は酒の爲に命をうしなふ、今強慾に耽りて、屬屨ことなき人を見るに、彼狐や猩々にも過たれ、又蠅は膠黏に死し、蚊は燈蓋に投するが如く、強慾のために家を失ひ身を亡す者、世間勝て計べからず、強慾をはたらき金銀を積て子孫に遺すは、慈悲に似たる無慈悲な

り、子は其金ゆゑに驕奢に長じ、終に其家を泯滅するに至り、親は強欲の造罪に墮獄して、永劫苦報を免れざるにいたらん、豈淺ましき限にあらずや、故に司馬温公の曰、積金遺子孫子孫未ニ必守、乃至、不如積陰德於冥々之中、以爲子孫長久之計、此これ實に後人の龜鑑なれば、誰も此語を肝に鑢めたるたけ強欲の所業を慎みて、陰徳をこそ積たき事なれ、又正月には福引寶引など號けて、博奕の手習する者あり、凡て博奕の類は、天下一統の禁制なり、されば博奕に類せる事をなすは、全く政令に背ける罪人なり、かゝる悪しき遊びを禁せざれば、終に大戾たる心を長じ穿窬などをなさんもはかりがたければ、能々これを慎むべし、又園基象碁小謠、或は三絃淨瑠璃流行歌曲等、總じて遊藝と號くるものは、其技をもて生業とせる者は、制外なれども、道を守り家業を勤むる者の、學ぶべき事にあらず、皆自を損し他を損する、遊治郎の業なれば、ゆめゆめ之を學ぶことなかれ、又浮世一偏の人は生まれ右まれ、出離生死を願ふ念佛の行者は一際吾身を省て、身の行ひ

心の居やう、總て倫理禮節にかなふやうにすべし、畢竟は無常をわすれぬを第一として念死念佛すべし、朝暮身の起臥には、必ず十念を唱へよ、「阿彌陀佛と十聲となへてまごころまむ、ながきねふりとなりもこそすれ、又「このねぬる朝はまづぞおもふべし、夜のほごにしも死なでありしと、又「あけぬらん加茂の川原に千鳥鳴、けふも空しく暮むとすらん、又先師上人は、「いぬるとき御名よぼふのはやすけれど、覺るたゞちに繼はかたけれ、又「夢さむるかねの響にうちそへて、十たびの御名をとなへつるかな」等、よく「玩味すべし、又御忘會彼岸十夜等、其他祖師祖先の忌日には、在家の信者たりとも速夜より必ず酒肉五辛を禁じ、唯念佛して懇に回向すべし、其時にあたりて婚姻元服、すべての賀筵等、必ず「用ふる事なく、精進を盡すべし、故に古徳は、精進せざれば柱の根を斬が如しと誡め給へり、夫上は佛天の罰を被り、下は先祖諸靈の怨を受け、其家の斷絶することを謂へるなり、又當村中に新亡あらば、老幼まで残らず打集ひて、長き線香五炷の定めなれば、高笑雜

談を堅く慎しみ、念佛回向叮嚀に勤むべし、總て命終の時より中陰の間は、最大切に追善を營むべき等、其制に背くべからず、又總じては專修念佛の行者、別しては當村中の者、男女を他へ結親せんに、先專修の家を撰ぶべし、必ず貧福に拘泥することなかれ、宗旨に依て往生の得不得を定むるにはあらざんめれど諺にいふ朱に交はれば赤くなり、墨に混ずれば、黒くなるの理にて、終には邪説に誑惑せられて、邪見に陷溺するもの世間に多し、正見なれば往益を得、邪見なれば必ず墮獄す、この祖々の論釋は青天白日の如し、故に自身は報土の樂報を極め、子孫を火坑に陥むこと、豈無慈悲の極と謂ざるべけんや、父母たらん者豫て心得おくべき事なり、又正しく歸ける期に臨まば、祖先の墳墓、檀那寺の本尊及び祖師前等三拜し畢り、寺主より十念を拜受すべし、又妊娠五箇月にいたらば、胎兒の爲に日課十稱を代受せよ、生後必ず利益あらん、又産後百日にいたらば、又日課十稱を加倍し、兒三歳までは母これを代修し、四歳にたらば課號を授與し、兒の進みて唱ふるやうに、勸

めこしらへて、必ず兒に自修せしむべし、又月足らずの兒を産せし時、寺へもしらせず埋葬する者あり、こは甚だ不實にこそ、上にもいふごとく、家滅亡の基なれば慎むべし、又鬼門鬼神方位方角地相家相の吉凶禍福等、世人のやかましくいふて、狼狽さはぐ事なれども、專修念佛の行者には、毫もその崇りある事なし、其理を能く信知して、ゆめ／＼陰陽家者流の言に惑さるゝことなかれ、其鬼門鬼神等の事を略して示さん、夫鬼門の事諸説紛々たれども、其源天竺にあることなり、天竺の長にあたり、崑崙山あり、其石窟に青赤等の鬼住て出入す、これを鬼門といふ、其鬼はもと餓鬼の種類にして、卑き者なり、鬼神もまた卑き神なり、其故は先この世界を主宰し給へるは、梵天王なり、梵天王の命を、帝釋天に下し、帝釋天これを四天王に命じ、四天王これを五行の神に命せらる、されば鬼神は五行の一たる金を司どり、金氣殺伐の權を執て、惡人を罰し給へる最あら／＼しき神なり、しかるに願王阿彌陀如來は、三千界の至尊なれば、其梵天王より尊きことはいふも更なり、其

本願名號は即萬善の妙體なり、かく萬善の妙體本願の名號を、口々に唱ふる行者なれば、至尊の勅命を信受する、即ち法王子なりといへり、かゝる善行を修する法王子へ、金神いかで罰を加ふることを得んや、況や金神等の尊重する、梵天帝釋四天王諸天善神圍繞して、念佛の行者を護念し給ふを、鬼門金神的殺等、上司の命を犯して、善行を修する法王子へ、崇をなす理あらんや、此理をよく信受すべし、滔々たる不安心の者に倣ふて、いらぬ鬼門金神的殺と狼狽、攝取の光明中を飛出ることなかれ、又五月早乙女中は、かならず念佛を申々植付すべし、念々不捨の意樂を忘るゝことなかれ、且つ日輪照育の餘光により、漸々早苗も生長し、終に實のりて米となるなり、殊に日輪は阿彌陀の垂跡なれば、不求自得の利益ならん、かの智明房の、念佛をもて田歌とせられし、賢き餘風を學ぶへし、又當村は田圃少き海濱なれば、殺生を家業とせざることを得ざれども、意樂起惡正見、意樂起惡邪見といふ事あり、かく殺生を生業とするは、固より意樂は惡なれども、かゝる惡業をなす

事よと詫るは正見なり、生業なればと許すは邪見なり、此正邪の際をよく辨知せざれば、往生の得不到關係する一大事なり、彼「罪きゆる誓の船に乗る」として、かつにのりたる火の車かな」といへる、本願ほこりとなることなかれ、恐るべし慎むべし又、已ことを得ずして爲す殺生なれば、なるたけ殘忍なる殺生は禁すべき事なり、彼大敷網撒網、夜漁の類、夜分、魚の寝たるを擗て取ふ、又は鳥銃獵等は、皆すまじき殘忍なる殺生なり、世教にすら殘忍の殺生を誡めて、鈎而不網、網は、大敷網に類弋不射宿といへり、況や出世無上の大教を信受せる念佛の行者に於てをや、譬は今罪もなきに、當村の四面を圍住し、一人も逃るゝ所なく、攻殺す人あるか、又は晝の稼に疲勞て、よく寢入たるをうかひ、夜に乗じて吾を刺殺す者あらば、誰々もわが心に於て、彼等を怨みざる者あらんや、世の諺にいふ、我身を爪斫て、人の痛さをしるといふ、近き譬をとりて、ゆめく殘忍なる殺生を爲すことなかれ、又當村中の者は、皆家業に暇なき身なれば、閑時日を俟て念佛せんとおもは、生涯念

佛する期はなきなり、故に老師これを洞察し給ひ、日々暮の六ツ時より五ツ時まで、初夜念佛といふを創おかれしなり、僅に一時の舊の一間なれば、相互に誘引して參詣し、日々の課佛を修すべし、かくの如く數々嚴誠せば、さぞかしたて思ふらんかし、されども先師の御臨末に、予が手を執て遺囑し給へる一大事、各々が往生の得不到に關係するけぢめにして、且つ予も亦先師へ誓言にまで及びし事なれば、豈嚴誠せではあらるべきや等と、世出世ともに、垂誠いとねもころなれば、野人漁父の徒なれども、漸々に其舊執ものぞこり、不義放逸の行を慎しみ、自ら風俗も厚きに歸しぬ、さて此正月別行を除きて、自餘を四箇の大別行と稱し、遠近の法眷をはじめ、近國有信の道俗まで、相競ふて群參せり、これを西圓寺の永式とせられ、其他月次の別行は、二日五日十三日十四日廿五日、孜孜として勤修せられき、かく師の自行化他ともに深切なれば、展轉して其化に嚮ふもの、日に月に盛なりき、往し天保八年十二月、師法船菴再修の志願を發起して、先師承譽上人に詢りたまひ、

翌九年四月功を創め、十一月にいたりて殿厨諸房纒に成れり、しかして同十一年十二月にいたりて、殿中莊嚴其他諸般の功全く成就せり、是に於て發願回向宣疏を作りて、同月晦日鄭重に回向し給へり、師の願意及び再修の細節等は、繁きをいさふてこゝに漏しぬ、

天保十二年辛丑正月元日より、法眷等の願に依て、當麻曼茶羅を講せらる、これを永世の定則となし、年々確乎として行はる、加之師は扶宗護法の切なる餘り、深く曼茶羅の徳をしたひ、外陣分はいふもさらなり、内陣依正の莊嚴に就て、先大科を十段に分ち、子科孫科の科名を立て、精を研め思を覃して、先徳の群言を撫ひ、要を提げ玄を鉤して、未曾有の深理を明し、其講説の條理あること、繭の緒を抽が如く、泉の海に達するが如し、聽人神を淨利に遊ばせ、微妙の莊嚴を拜する思ひをなして、歡喜深かりしかば、同行に語り、信者に傳へ、年を追て師の徳を慕ひ、此講筵に莅みて發心し、信受念佛する者、その數をしらず、師も亦曼茶羅の世に顯

れたまひ、利益衆生の時至れるならんぞ、いごい感歎せられしとなん、同年正月廿九日より、大原問答を講じ給へり、是よりさき師、先師に問て曰、尊師一代專學し給へるは、何等の書ぞや、先師曰、予は學解の日淺き故、これぞとさせる專學の書なし、されども選擇集大原問答十勝論等なり、他を勸めて信を立しむるは、本願鈔に如はなし、又大原問答は、大師一代の力を用ひて述給へる書にて、諸宗對判の利劍なり、依て予もこれを講せり、されど此書は老年におよびては、頗る講じ難し、故に汝も時を得て一度講ずべし、一には大師の諸師に勝れ給へるを知り、二には念佛の餘法に超過せるを知るに足れり等と、師は此遺訓もあり、且は法眷の懇請にて開講し給ひ、それより八箇年を経て、四百八十席にして終講せられき、其講筵に在る者、大師も諸碩學も在が如く、六百有餘歳の古へまのあたりに見たてまつるが如しと、稱歎せぬはなかりし、同年羽島の信者等、先師三回忌追善の爲に、名號石を建、その開眼を師に請ふものから、二月廿一日より廿三日まで、井町氏に於て別

行を修し、且つ勸誡し給ひしに、日課の授與七十餘人、この時彼の島人等、先師遷化の時にあたりて、奇瑞感見せし事どもを師に物がたりせり、同廿四日發船ありて、蘇教安寺に著せらる、師は先師三回忌追福の爲に、日課千人授與せんと誓ひ給へることあれば、三月朔日萩を發錫せらる、此時は弟子純道隨從し、明木山口小郡より、串山高泊小月を歴、長府赤馬關まで分衛を爲し、歸路は田部七見上畑より、瀧部粟野先大津、其の他所々に飛錫し給ひ、同十八日歸院せらる、日課千人の誓約、頓に其數を成滿し、猶其餘個ありしとなん、同年五月廿八日より、先師三回忌と、信教軒先師の父三十三回忌追善の爲に、無言別行を修せられけり、師此別行中に業事成辨し給ふらん、別行結願の日、往生之業成滿の六字を自記せらる、又六月十一日寅の刻、元祖大師を感得したまひて、爾來五月廿八日より、六月六日まで、別行尊意に契ふものかと自記せらる、師は大師へ御因縁深きにや、無常院にて別行の時にも、大師を感得せりと書し給へり、かく大師を感得の後、自ら筆とりて夢感の御影をそ

がま、寫し給ひ、一軸となして生涯尊敬護持せられき、これ又今に法藏に鎮護せり、同年十一月廿九日より、二七日中不臥無言別行を修せらる、されども月次別行の日は、二席の勸誡缺ることなし、爾るに念佛の總計二百二十四萬五千稱を修せらる、其勇猛なる事しるべし、同月廿六日の夜、先師本殿の中央に坐して、高聲念佛し給へるを感得せられき、

天保十三年壬寅正月、師の慈父誓崑、西圓寺の別行に詣て、師に謂て曰、去る十一月十六日の夜、愚父が夢中に先師仰せられけるは、回向につきての施物は三日を過すべしと、覺て熟思するに、こは先師より、和尚への賜ものならんかと、師の曰、施物一夜を経ざれば開封を許さるは、佛門の律制なるに、今先師三日を過せど、たまへるは、必ず所以あらむとて、其後は三日を過すをもて定則とせられき、同年三月仙崎浦の漁父十二名溺死せるにより、同月廿九日師を同所極樂寺に請して追善を行はる、又國廳より溺死追福のためにとて、師に施餓鬼を命せられしに、師即

ち國廳へ訴へ給へるやうは、先亡追福の爲に、施餓鬼の法あれども、こは全く一機一縁の法にして、萬機普益にあらず、先亡追福なれば、萬機普益の大善根、本願不思議の念佛にあざれば、薰發直出の利益施しがたし、其念佛と施餓鬼と、勝劣は固より同日の論にあらず、正雜の得失、拔苦の利鈍、霄壤も猶譬にあらざる等の義趣、其梗槩を演られければ、其答命に曰、亡者追福の義趣は、固より在俗の知る所にあらざるめれど、唯世俗に倣ふて命せしのみ、今は亡者得脱が所詮なれば、その宗規に任すとの事なりき、さるから四月十七日より三日の間、一日は日中禮讚彌陀經を念佛の助業に修し、兩日は唯念佛一行を修せられしに、諸官員を始め、遠邇の道俗、未曾有の群參なりし、同年五月廿八日より六月六日まで、又八月十五日より十月廿七日まで、凡百三十日の間、不臥無言別行を修せらる、此年は王政復古の時勢を兆せしにや、稍雜務冗煩なれども、禍を福に爲すてぶりをもて、稱號を彌勵修せられ、かばかり長き別行を、何障りなく成満したまへり、師一日弟子等に語

り給はく、予弱年より不臥無言別行を如法に修したき志願ありて、百日別行までは修せしが三年別行を勤めざるは遺憾なり、汝等も分に應じて修行事を進み、出家せし思ひ出には、眞の佛を拜すべしと策勵せらるゝ、又曰、予も出家せし思ひ出に持齋せばやと、先師に願ひしに、先師の曰、非時食はもとより律に背ける事なれども、今時澆末の凡僧、食念の爲に修行を支へんことは、薬を毒に用ふる爲なれば、今は枉て隨食する事とはなりぬ、汝其志あらば試て可ならむと、かくて半年ばかりを経ぬる頃に、先師曰、汝今に持齋せるや、師の曰爾なり、先師曰、今は疾止らるべしと、されども師は弱質に適へばとて、猶持齋せられしを、先師嚴呵して曰、先に持齋を許せしは律制あればなり、後にこれを止めしは深意ある事なり、故何者、世人多く異を好むものにて、者し如法に持齋せるを聞き、人これを隨喜せば、第一本願念佛は別物となるべし、加之自身も勝他名聞の心起りやすきものなれば、頓に止めと申せしなり、必ず勤むべき事ならば、老師なんぞ勤め給はざらんや等と、

師は垂誠心膽に徹底し、即日止りぬと語りつゝ、師恩を讃嘆したまへり、天保十四年癸卯正月十八日より、一七日の間、別行に入られたり、同年六月廿六日の夜夢中に、山中専念寺先住傳亮和尚と弟子某と同じく、華頂山に詣て、大師の御影を開扉せるに、正しく彌陀の尊體にて、殊に大光明を放ち給ふと感ぜらる、同年十一月中旬、仙崎浦田中屋孫七といへるもの病に罹りて、師の十念を拜受せんことを請ひ來れり、孫七は當寺の檀中にて質直の行者なり、師はたま／＼長嶺に歸省せばやと、發錫の折からなれば、即刻より仙崎に抵り、病人に十念を授與せらる、病人歡喜の餘り、師に申けるは、僕こたび極樂往生を遂ん事は、全く老師先師尊師の賜ものなり、されども愚鈍の僕、これぞと應持せる法門なし、唯三師常に仰せられし、十方に淨土多けれども、求むる所は極樂一土、三世に諸佛はましませども、歸依する佛は彌陀一佛、八萬四千の法はあれども、修する所は念佛一行、これのみ諳して今日まで勤しなり、これにて極樂往生に不足候はずやと問へり、師頻りに稱歎

して曰、善哉子の心得、此外には淨土宗の安心起行なし、畢竟斯心得るまでの事なりと、病人曰、この事僕一人にて止なんことは本意にあらず、願くは尊師此文を書てたび給は、この賜ものを遺物とし、子々孫々守らしめたく思ひ侍るなりと、師これを聞て、實によき心掛かな、永く子孫に傳ふる物、念佛に超たる寶はあらし、こは慈悲圓滿の遺物にこそと、稱歎領承しつ、別れをつけて、師はそれより長嶺に著せられ、未だ安否も問たまはざりしに、悲母先だちて申されけるは、氣の短きが老のならひ、吾思ひを早く言はねばならぬ、近頃母も豊たれば、御勸誠を承り侍らずよりて、自らおもふやうは、よし／＼兩師といひ、御身といひ、いつも口くせのやうにのたまひつる、求むる所は極樂一土、歸依する佛は彌陀一佛、修する所は念佛一行、これぞ念佛者の肝要に侍ると聞ぬ、この御教に違はずば、極樂往生を遂べしと思ひとりしなり、これにて宜しきや、若し外にならひ事あらば教示し給へ、定めなき世に老の身なれば、逢てしことを幸ひに、今一大事を問ひ侍るなりと、師

はこれを聞つ、思はれけるは、今日はいかなる不思議ぞや、朝には孫七が尋にあら膽を奪はれ、夕には悲母の仰に感涙を流す、彼此の意樂一口に出るがごとく、本願唯稱の徹底なれば、其感骨髓に徹透せしが、漸にして答へ給はく、其心得にて少しも不足候はず、實に往生一大事の決擇なり、唯この上は四威儀を簡ばず、御念佛せさせ給へと悲母曰、やれ／＼其御示しを聞てこそおちつきたれと悦ばれけり、師後に此事を語りて曰、予生涯物に感せし事多かれど、かばかり心膽に銘せし事はなかりしなり、此兩人は仰信分をもて聽法せるものから、知らず／＼安心起行の深義を得、一言にて予が多年苦學の肺肝を貫く、こは全く兩師上人の、懇切に安心起行を誘接し給へる餘光なり、かくの如く心得れば、三心も四修も其中に籠りて、報土往生掌を指がごとし、これほごやすき求歸行を、多年の行者にも信せぬ者あり、豈淺ましき限りにあらずや、今此兩人淨教をうまく信せし義を見てせざるは勇なきなりと、自己返照して相續すべしと示されき、彼孫七は、同月十九日稱名もろとも往生

の素懷を遂しとなむ、師は則ち彼の懇望に報いて、とりあへず其文を書寫し贈られしが、子孫はこれを護持し、亡父の遺囑を能守りて、日課念佛を相續せしなり、又同年冬、弟子等に三卷書七卷書等を、研究せしめ給ひし時、師弟子等に問たまはく、善導大師の、自身現是罪惡生死凡夫の御釋、元祖大師の、十惡の法然房等の御示しは、眞實か將方便か、弟子等曰、兩大師機信の御釋は、全く衆生誘引の爲なるべし、其故は導師は彌陀の垂跡にして、三昧の聖者なり、元祖は勢至の應現にして、三昧發得の御身なり、何ぞ十惡のあるべきや、これぞ彼の八十の老翁も、立て舞といふ妙手段なるべしと、師の曰、さらば自身は善人なれども、かく言ざれば世人の機信立がたき故に、假に十惡等との給へるにや、曰爾なり、師の曰、汝等如く見解せば、生涯法門を得る期なかるべし、若し果して然らば、兩祖は身口各異の虛妄人なり、何ぞ一宗の祖師と仰ぐに足らんや、眞實しく惡人なりと思召ばこそ、盛徳の名兩間に轟き、智惠の譽れ四海に充たまへり、こは往生の得不到に關るけぢめなれば、汝等

よく／＼領納せよ、夫淨土門の故實は、善導元祖はおろか、天親龍樹も普賢文殊も、彌陀を頼みて往生を願ひ給ふ日は、身は最下愚惡と謙り給はざれば、往生はできぬなり、其故は所化の者、能化の佛に對して、微塵ばかりも吾よしの心有りて可ならんや、又彼の方々も、分々の十惡あるべし、悲哉、凡身を末世濁惡の國に受たまへるうへからは、御心に協はぬ事もあるべし、又弟子等を御教誡にいたりて、心ならずも御氣色の變る事もあるべし、其當相は善なりや惡なりや、大慈大悲の御上より起る事とはいひながら、こは十惡の中に攝するなるべし、又世間君臣のうへにて言はば、縦ひ天下に令する霸主たりとも、天朝につかふる時は、身を奴と卑下せざれば、其道立ぬなり、況や佛教に於てをや、故に普賢文殊に願偈の文あり、兩祖豈機信の釋文なくて可ならんや、よりに罪惡生死の凡夫とのたまひ、十惡愚癡と仰せられたり、これ眞實の御詞にて、全く衆生誘引の爲にはあらざる事をするべし等と、師の慈父誓嚴居士俗名長嶺小兵衛、秋穗浦村尾某の男なるを、長嶺に養ふて嗣子と

せらる、居士幼にして學を好み、旁ら風雅の道に遊べり、其家世々眞言宗にして、篤く其教を信じ、よく三寶を供養せらる、居士も亦頗る一信者なれば、長嶺氏を繼れし後も、猶密教を信せられしが、一時長嶺の檀那寺なる享徳寺に詣て、禪講の後、禪師に問て曰、我等濁惡の凡愚、いかゞして生死を出離せんや、師願くは眞道を示したまへと、禪師の曰、子は坐塵の身なれば、見性成佛の悟道は難かるべし、先念佛なりとも申されよと、居士つくづく思惟すらく、密禪二門共に、我機に應すべき教にあらず、さらば速かに淨教に入らばやと志を決し、頓て吾老師光譽上人に謁し、出要の旨を尋ねられ、凡人報土の易行、本願唯稱の易修なる事を、立どころに領納し既に日課誓受ありて、但信無二の行者となられき、さるから老師及び先師を、佛の如く敬ひ、西圓寺の別行毎に、同行を誘ひて參詣せらる、凡て浮世の小節に拘はらず、唯出離の大事のみを求めらる、往生十餘年前よりは、別時念佛常恒不斷なり、其志操の堅固なる事、師の傳中に擧るが如し、嘉永六年癸丑八月より、輕き病

に罹られしが、させる惱もなく其年も暮、翌甲寅の夏の末より、老病日を追ひて重れり、されども課佛は一日も怠らず勇猛に相續せられしが、七月十三日、師の姉蓮成尼に、臨終要語を讀せて、用心に備へらる、十五日曉しきりに球數々々申されける故、看持珠數をとりてまひらせしに、數十遍念佛し、最後の二稱は、殊さらに高聲に唱へつ、眠るが如く息止りぬ、時嘉永七年甲寅七月十五日辰の上刻世壽八十五歳、淨譽興岳誓嚴居士と號す。

師の悲母誓光大姉は、長嶺氏の女なり性質眞正にして、慈悲の心深く、自を忘れ他を先にし、殊更に孤獨無告を感み、凡て憎嫉の邪念あることなし、其眞實柔順なる事、頗る今時女中の鑑と謂んも過稱にはあらざるべきか、「求歸行の三をうまく心得、塵務の繁き中よりも、心を用ひて懈怠を防ぎ、日課稱名を勵まれき、弘化元年七月十二日、檀那寺詣の歸るさより、不圖こゝち例ならざりしが、漸くに快く覺ゆれば、同月廿四日は生母の正忌日なれば、夙に起きて享徳寺をはじめ、持佛前まで供養を

なし、齋飯のこしらへなごせられ、辰の刻わが部屋へ歸るとて、奄ち地に打伏され
 けり、家人は大に驚きつゝ、扶け起し薬をまひらすれど、其效もなかりし故、居士
 は珠數をもて念佛を勧められしに、打うなづきて念佛せられ、午の上刻合掌しなが
 ら、安祥にして往生せらる、同日師の許へ、かくと告來りしかば、即刻より赴ける
 船中にて、紫雲の變變せるを見たまひて、こは悲母正しく往生したまふらんと申さ
 れしに果して違はざりき、又蓮成尼もおなじく萩へ急がれける途中、或は金色或は
 紫色等の雲を拜せらる、又大日比浦の一婦、その時にあたりて、西方に紫雲蓮華光
 明等を拜せり、實にたごきことこそ、大姉は年來短病ならむことをねがはれしに、
 願の如くその本意を達せられしとなむ、時弘化元年甲辰七月廿四日、世壽七十六歳、
 瑞譽靈室誓光大姉と號す
 夫物の顯晦する必ず時あり、往昔我宗祖大師淨宗を別開したまひて、上は三朝の天
 子より、下は農夫漁人に至るまで、御化益の盛なる、海内念佛の聲せぬ所はなかり

しとなん、これ本願唯稱の大教、本朝に顯はるゝの權輿なり、されども宗祖大師の
 御滅後、五百有餘の、星霜を経て、源清き吉水の御法も、流れの末はや、濁れりし
 なり、此豈淨教の晦に屬するにあらずや、時なるかな傑出絶倫の大善知識なる、向
 譽關通上人に出まして、宗門の舊弊を一洗し、大師開宗の源底を顯はしたまへり、
 是時にあたりて、吾老師光譽上人、其正義を傳持ありて、防長二州の間に光被せら
 れ、專修の弘通日を追ふて盛に、西刹の正路豁然として開けぬ、又先師承譽上人不
 世出の資をもて、老師上人の道德に親炙し、扶宗護法の志ふかく、百有餘卷の書
 を著述し、德行文學海内にきこゆ、師も亦先師上人に瀉瓶せられ、老師先師の遺法
 を護持し、弘法の爲に身命財を抛たるゝものから、化益の遠邇に風靡する時にあた
 りて、靈物とおぼしきもの出しことあり、弘化二年秋のころ、西圓寺の境内に白蛇
 あり、見る者奇異のおもひをなし、或人師にこれを記せんことを請ふ、師則ち記し
 て曰、弘化二年八月十三日巳の上尅、天龍院即西圓寺の院號なり本殿左傍の山腹に白蛇あり、

長サ二尺許り、周身白色にして、大に光澤あり、背に淡黒色なる電光様の小文ありて、甚だ鮮明なり、腹下純白にして銀のごとし、頭面柔和にして、見る者厭惡の氣あることなし、眼睞及び口中は紅の如く、舌端僅に白きこと一分ばかり、其婉轉動搖せるの寛靜なること、頗る凡蛇に類せず、人圍みてこれを觀れども、泰然自若たり、猶人を得て歡娛せる狀あるがごとし、午の下尅に至りて草中に潜伏す、其後此蛇出ること度々なりしが、此處に没し彼處に顯れ、その遠近馳走逍遙する事自在なりき、以上師の文なり 往し安永の頃、丸山の下に七尺餘の白蛇の出し事、老師上人行業記に詳なり、白蛇の出る地には、高僧の出たまへる兆となん申けるが、實にこの自蛇の出しより後、師の德行益顯はれ、華頂法主の尊命を報じて、勅傳撮要講説を著述せられ、又國廳の撰に應じて、防長二州僧徒の嚴誠を垂れたまへり、これなむ王法をもて、佛法を扶護したまへる、うへなき美談にこそ、そは次々に出せるを見てしるべし、同年九月六日の夜、本殿に念佛しながら觀念せられけるは、凡て出

家の障礙は、姪欲に過たるはなし、されど予已に四十歳なれば、今はさせる障礙もあるまじけれども、身は業障深重といひ、世は濁惡世界なれば、あはれ佛祖の大悲をもて、生涯魔障に遇ざるやうに護念したまへと、回顧し畢りて、丈室に入り少しまごろみ給へるに、先師上人本殿の中央にて高聲念佛したまひ、予は其右脇の後に坐し、正福寺寂道は、予が側らに坐し、僧衆四五人、又其後に列せり、予は先師上人に侍修することをよろこび、唯勇猛に念佛せしが、先師上人忽ちおはさず、こはいづちへ去りたまへるにやと思ふ折から、善導大師大光明をはなち、微音念佛しつゝ行道したまへり、御長は常人より高く、面貌笑をふくみたまひ、其相好端正たふとく有難さ骨髓に徹り、彌々勇猛に念佛する中、大師徐々ど御厨子に入り降魔座に結跏趺坐したまへり、されども光明は前の如し、其坐したまへる時、又おもふやうは、大師の御座は、降魔座なりや吉祥座なりやと常におもひしが、正しく降魔座なるを拜し奉る事よとおもふ中に、夢はさめにけり、覺て歡喜の涙に咽びつゝ、

本殿に出て佛祖兩師等を拜するに、そのたふとさ平常に十倍せり、予が回願佛祖の冥慮に協へるか、抑導祖は彌陀の垂跡として、戒徳ことに諸祖に秀たまへば、彌用心して修行せよと、彌陀如來の御はからひならむかと記せらる、
弘化三年丙午七月、華頂貫主赫譽歡道大僧正、師を召さる、されども年來の多病、命に應じがたくて、一僧をもて拜命せしめらる、同年十月又命あり、其文に曰、西圓寺三代道德の聞え、專修稱佛の聲洋洋々として西海に盈ら、大師の鴻徳を四海に光昭せる事、實に隨喜の至りなり、是より先法洲三法語講説を著はして、難僧も安心を得やすく宿老も蘊奥を探るに便なり、今又三法語に類似せる書、著述せらるべし、宗門正邪の廢立は、もとより扶宗の専務なれども、若その説嚴なれば、恐らくは法難を醸さむ、唯平穩を旨として、正義弘通せらるべし、宗祖大師六百五十回の御忌も近ければ、上酬慈蔭の爲にも、眞俗至心に淨業を策勵すべき事なり、よりて扶宗進功のために、請ふこれを勗よ云云、大僧正かばかり大師を尊崇し、扶宗護法の

御志深き上より、隨喜したまへる事なれども、師は謙を好み、光りを隠したまへる生質にしあれば、再往これを辭せられしが、尊命辭むに難く、終に其命を奉じ、勅傳撮要講説と題號せんとして、大師御一代の行實を、智行戒隱の四徳に配して、十二門を分ち、其第一章より第九章迄を著はし給へるに、寸善尺魔のならひにや、或は此書正しく成就の上は、よき集財の方便にもならまとはからひ、或は師が著作の深意を挹こと能はずして、謾りにこれを是非する輩もあれば、其功半途にして筆を止められ、爾後も本山の嚴旨ありしかども、師は先師上人の遺誠に原づき、世情を捨て佛の知見をとる意樂に住し、著書の功を終ずして往生せられき、師は纔かに此舉のみ、道徳學解の光りを漏して、世に廣く化益し給はむに、其成功を沮めしは、惜むべし惡むべし。往し天保十年己亥、先師遷化まし、より十箇年の間、師は誓て自行を勵み、他の請に應じたまはざりしに、嘉永二年己酉の春は、其期既に成滿せしかば、三月萩龍昌院王水譽立傳上人の請に赴き、一七日中父子相迎を講せられ

しに、邂逅なる別行なれば、日々の聽衆三千餘人、日課の授與千九百五十八人、實に未曾有の大盛事なり、それより諸寺院の請によりて、化益日を追ふてさかんなりき。

安政三年丙辰正月廿五日、寺社奉行より、萩常念寺へ授與し給へる書に曰、爾來當城下において、淨土鎮西一派の僧侶、頗る不如法なる者多し、畢竟は能化の僧乏しきにより、後進自ら懶惰に流れ、徒に法蘭法系を以て寺職を紹ぎ、空しく檀越の施入を費し、或は貪欲邪智をもて國法を妨げ、その破戒無慚なる事、却て凡俗にも劣れり、豈一宗の恥辱にあらずや、故に速に報恩寺の後席を選び、須らく後進の徒を率ゐしめよ、然るに西圓寺主法道、齡六十に向とし、勤學篤志の聞えあり、彼を報恩寺に移轉、若くは兼職を命じ、一派舉て隨喜せしめ、只管その誘掖を仰ぎ、後進をして標準せしめば、其解行進歩自から期すべし、其他弊風一洗の策あらば、速にこれを建言すべし、云云

同年正月廿七日、常念寺主文等和尚、及門中代理三名と共に其書を齎し、西圓寺に來り、師に移轉兼職等の事を請へり、されどもこは尋常の請に非ず、容易に答ふべき事ならねば、不日に此より奉復せんとて先來僧を返し、書簡をもて答られし、其文に云、謹で聽令書を拜誦するに、近頃御城下、淨土鎮西一派の寺院、不如法の徒おほく、覃て國政を妨礙せるよし、法道これを聞て、恐懼戰慄措所をしらず、然るに吾宗徒を感念し給ふ餘り、救弊教育の方法を設置したまはんとの盛意、闔門の末徒小弟等まで、感銘の至りに堪ず、中についで小弟を移轉兼住等の事に至ては、鄙淺の小弟、かく百里の命を蒙るといへども、固より佛田の莠莠、法海の破囊、豈六尺の孤に等しき後進を託するに足る者ならんや、されども國廳の令旨辭んとするに其理なからん、是よりさき弊師生存の日、華頂御門主一品親王より、小弟を博多善導寺へ移轉せしむべき尊命あり、其後又京師轉輪寺へ移轉、或は兼住すべきよし、同殿より尊命ありしかど、前後共に弊師よりこれを辭せしなり、又弊師終焉に臨ん

で、汝我沒後に於て、縦ひいづれより請ありとも、必ず他に轉住することなかれ、唯如法に修行せよと遺囑せり、法道不肖なりといへども、今日まで其遺命を守りぬ、進んで尊命を奉せんとすれば則不孝なり、退きて遺命を守らんとすれば則不忠なり、小弟か進退是谷る、請ふ尊者、小弟が鄙懷を憐察し、小弟をして忠孝兩ながら全ふせしめ給はんことを、千々萬々是所、されども移轉兼住の外に於て、救弊の一助に供すべき事あらば、その良策に従事して、願くは報國の微忠を盡さむ、爾るに小弟固より魯鈍菲才、蒲柳の弱質、加ふるに衰朽老病、纔に寒林に殘生を養ふ一野僧のみ、何ぞ後進に裨益あらんや、慚愧々々、此書簡常念寺主披見の上、寺社奉行へ進達せる演說書に云、過日拜受の令旨、法道既に拜承せり、されども現今脚痛に罹りぬ、依て答書をもて申しこせし由は、敢て竊に彼書を具す、伏て願はくは明府就てこれを審かにし給へ、爾るに今彼が陳情せる義趣、頗る奪ひがたき事情もあれば敢て以て野僧等が愚按を陳せん、先毎月の講筵を期して、彼を城下の寺院に招き、

其規則を定めて、宗學を皇張せしめば、其道業律制、自から懶惰の胸臆に薰陶し、其法澤化雨、や、凡庸の肺肝に感涵して、學風僧行の崩れたるを興起し、國法資益の效を庶幾せん、然則彼をして其遺囑を守る事を得、後進をして學道を修することを得せしめん、夫佛祖の命脈は、師資の稟承にあり、謹で師命を守るは、僧家の大本なれば、今その節操を奪はゞ、乃ち不可なることなからむや、且西圓寺は、頗る淨土正義中興の道場なり、故に凡鎮西一派に於ては、大日比の名を知らざる者あらじ、是他なし法岸、法洲、法道、師資正義を弘通し、かく僻境を占て、宗規を守ればなり、さるを今これを移轉せしめば、自から正義弘通の基本を抜に庶からんか、故に彼をして其志操を守らしめむ事、一派舉て歎願し奉る所なり、云云師はかくまで名利を厭はれ、移轉兼職等を固辭せられしかども、國廳終に許容なく、三月七日報恩寺兼住の命あり、已ことを得ずして、同九日晋山せられ、即ち講席清規および報恩寺小清規十七條、住職別規十七條、知事別規七條、其他日分規、月分規、年分

規等の各規にいたるまで、續密嚴重に清規を定めて、寺社奉行所に進達し、廿三日より一七日の間、住持訓を講演せられ、諸寺院及び小沙彌に至るまで、悉く聴講せしめ、又當直の小吏來りて、其席不席を一々開載して、國廳に進達する事とはなりぬ、吾藩の君臣、かくまで淨教を扶護し給へること、實に未曾有の大盛事、一宗の光榮なれば、孰かこれを感戴せざらんや、されども師は自坊數度の別行を修し、又後進教育の奔走に勞れたまへる事なれば、先大津大願寺無關和尚へ、報恩寺兼住の命あらむ事を出願ありしに、同年十二月廿八日許容ありて云、願の如く無關をして報恩寺を兼住せしめん、されど一派の教育の事件は、猶從前の如くせよと有しにより、師は猶毎月其法苑に臨まれ、後進の教育倦給ふことなく、孜孜として策勵せらる、

是よりさき國廳、師の行實を賞し、白銀若干賜はりし、其文に云、西圓寺住職法道、從來志操正しく、懇に檀越の爲に法勤し、又鰥寡貧困を賑救せしかば、村中自ら感

服し、宗教倫理ながら心を用ひて教示せしかば、老少となく其教化に嚮ひ、風俗日を追ふて厚く、博奕等弄ぶものなく、一郷和合して諍訟あることなく、これ全く教諭の徹底せるなり、其美自から近郷に風靡するよし、公聞に達し、仍而これを褒賞する所、云云

萬延元年庚申の冬、師おもへらく、明年は元祖大師六百五十回の御忌に丁らせたまへば、その報恩に擬せむ爲に、一枚起請文百枚を拜寫し、有信の行者に授與せんとて、既に其數に滿しかども、猶乞ふ人も多ければとて、又數十枚を拜寫せられ、正しく御正當の正月廿三日、二枚を拜寫して筆を止められし、師の自記に云、今茲文久元年辛酉大師六百五十回の御忌に丁らせ給ひ、法眷の請に應じ、御忌會中御繪傳を指說せしが、正月廿五日の夜、夢中に例の如く法席に位みて、頻りに大師の恩徳を讃嘆せしに、先師上人の客局の中央に坐し、さも嬉氣なるおも、ちにして、小子が繪説するを聴たまふと見て夢さめぬ、又同年九月晦日の曉、回向前、本尊前小机

の上に、御長一尺許りにて、微妙金色の彌陀如來現じたまへり、少時拜せしに、回向の鉦を打はじめしかば自然に消給へり、しかして十月朔日、赤馬關德永久左衛門より、本尊兩大師の開眼を請ひ來り、翌二日の夜開眼せんとて、其尊體を本尊前小机の上に安置し奉るに、全く三日以前に臈々として現じたまへる如來なりき、文久二年壬戌二月十一日、大津郡吏某來りて、師を見て曰、去冬通浦の漁人等、牛の大なる海獺を獲たりしが、その靈魂崇りを爲せるにや、同浦の近海、事なきに海底を混動し、漁人等隻鱗をも捕ことを得ず、百方禱法など修せしかども、其混動ますます劇甚にして、漁人等は頗る生活の道に絶え、その困乏せること譬るに者なし、よりて其怨魂得脱の回向を、師に倚頼せん、願くは師宜しく其追福を修すべしと、師これを聞て曰、拙僧おもふに、そは罪なきに彼を殺害せしをもて、龍神の怒れるもはかりがたし、されども拙僧かく傷風を患へて平臥せるうへは、愚意に任せざるよしを述べられしかども、郡廳の令なれば、終に辭することを得ず、同十三日より一

七日追善別行を予勤修せらる、しかして師は病中なれば、十五日までは病床より修せられ、十六日より自ら本殿に出られき、この別行中通浦はいふもさらなり、近郷相傳て群參し、國廳よりも厚き供養ありしとなん、師この時の夢感を書せられて云、壬戌二月十五日の夜、夢中に高泊作花權十郎、萩伊藤久右衛門來りて、物靜に後世物語せし折から、丈室の障子忽ち明なるに驚きつゝ、外のかたへ出てこれを見たり、一天清朗として蓮華空中に徧滿せり、その蓮華一々光明を放てること恰も曼荼羅の空中莊嚴に異なることなし、覺てつくづくおもふに、こは全く海獺の追善を縁として、一切魚鱗の回向せしが、さは魚鱗の群靈も悉く其利益を得たる證瑞にこそと、かくて此追善畢られしより、海底自から鎮靜し、漁人の活業故の如くなれりこれによりて遠近彌々師の高徳を慕はざるはなかりき、同年夏、師のたまひけるは、明年は先師承譽上人二十五回忌に丁らせたまへば、徧く有情に結縁せんとして、五月六日平旦、名號千餘枚および故袈裟等を齎らして乗船

せられ、緇素二十人とおなじく、餘言を禁じて念佛し、行々名號袈裟等を施しつ、此青海島大日比即青海島内の一浦なりの瀕海、凡そ七里餘なるを周匝して、黄昏の比に歸院せられき、當日僧徒八名の眞稱念佛凡二十五萬遍なりし、こは莫大の結縁なりと、師もすゝろに喜ばれけり、老師上人曾て禽獸鱗介結縁のために、屢々念佛したまひし事あり、今師も其芳躅に倣ひたまへるになん、同年九月師は例のごとく瀾城へ赴き、十七日より無藏院に於て講筵を開かれしに、廿日晡時遂に腹痛發り、さまざま醫療を施されしも、其症彌増進せるものから、廿三日長嶺氏に移り給ひ、衆醫百方すれども、寸效もなかりければ、道俗みな師の遷神も近からんと、悲歎するも少なからず、されども師は如來前へ宿願もあれば、這回は往生にはあらざるべしとぞのたまひし、其後良醫を得られ、十一月中旬より漸次に食味も加はり、自ら起居せられければ、同月廿四日歸院せられけり、爾の時師は遷後の老體なるに、寒さを冒して歸られける故にや、元氣本に復しがたか

りし、師此病中さまざまの事あり、中に就てその一二を擧て云ば、萩藩の士道家龍助、素より師に歸依せる深信無二の行者なりしが、看侍のあらざるを伺ひ、師に問て曰、尊師上人は多年本願念佛の功を積せ給ひ、道德内に薰じ、靈瑞外に現せし事、數多おはすらん、弟子が稱號の策勵と思召、御形見に御一言を賜はんやと請るゝものから、師の曰、貧道もとよりさせる事なし、されども君は先師以來因縁深重なるうへ、這回愚老病中、日々の慰問百事の周旋せらるゝ事、實に感荷に堪へず、さるから今は其厚情に感ずるの餘り、愚老がたふとくおもひし一事を示さん、夫愚老一生の行事は、一も自己のはからひなし、先師上人生存の日は、萬般その指教をあふぎ、遷寂し給ひし後も、其流風餘韻を體認し、間又先師上人の夢告に隨ひき、爾るに先年西圓寺の書庫を建築せし事あり、是全く其證を得て發起せしなり、一夜の夢に、現今書庫ある處に一藏ありて、法藏の二字を書せる横額を掲げ、其藏中に光明充滿せり、こは不思議の事にこそと、直に其中に入れば、正面に善導元祖兩大師竝

びたちて、大光明を放ち給へり、しかして其倉の中央左右に數層の書架あり、其架上には微妙に莊嚴せる書數千卷を列ねたり、又一々の書冊に光明照耀せり、その光景言語に述がたく、其たふとさ骨髓に徹れると見て夢さめぬ、覺て後おもふやう、これ全く兩大師、予に書藏を建立せよと命じ給へるなるべしと、其後十餘年を経て、感得せる夢中の形狀を摸寫し、現今ある法藏を建立せり、此事他にな漏しそこのたまへり、龍助このよしを聞き感涙を拭ひつゝ、猶も御尋ね申たかりしに、障ありて退きぬと、師の歸寂の後西圓寺に來りて語られき、又その頃親戚某、長嶺氏に來りて配膳なごしける時、師弟子に示して曰、予は出家法にて、食に向へば先づ佛菩薩祖師老師先師より、兩親及び長嶺の先亡等まで供養して、後に受用するなり、汝等も宜しく佛祖の恩國恩をはじめ、兩親五穀等の恩を思念して食すべしと、又此病中食時ごとに、三寶を念じ給ふ事平日に倍せり、又病中信者等より存問の饋あれば、「かずくの人のなさを受る身の、末いかならん墨染の袖」と詠じつゝ、涙と共にぞ

おし戴かれける、因にいふ、師の寺職已來四十年、自坊に於ては麥飯のみを食し、殊に盛饌美味なるものを厭る、一時弟子等に示されけるは、予常に麥飯を食すといへども、全く米飯を欲せざるにはあらず、思ふに群弟子を育つるも、衣食住が第一なり、今兩師の餘光によりて、多くの信施を受るといへども、徒にその福分を費さば、向後相續も成難からん、依て少しなりとも陰徳を植むとおもへばなり、釋尊既に二十年の福分を遺弟に賜へり、況や末弟たらん者、其意樂なくて可ならんや、予嘗て山中專念寺傳亮和尚、袈裟ぶくろの裡面に題せるを見るに、曰、問以我等修行分齊、云何酬報檀越信施乎、答默然とあり、實にかく問はれなば、何と答へやうもなき事なり、誰々も恐れ慎むべき事にこそ、師は往し嘉永元年戊申二月の別行より、歸命本願鈔を講せられしが、其開講に申されけるは、先師上人嘗て予に示して曰、衆生の往生を勧誘する書多しといへども、機信行の三つを、手もて引がごとくに教示し給へるは本願鈔なり、この故に向譽上

人は三十七遍講じたまひ、老師上人は十六遍講説せられ、しかして先師上人は十三年にして、一回説畢り給へりと、予も亦今より開講するぞ、師は此開講より安政五年戊午二月まで、十一年にして終講せられ、又同年四月別行より再説をはじめられ、文久三年癸亥二月までに、三心段の「本願によりのきのさかひは、この心のすゝみしりぞくあはひにて侍るべし」といふまでを説畢り給ひき、師一生講説の席數五千餘座、日課授與、先師歸寂の翌年よりの總計六萬餘人と記せり、師壯年より日課授與と、他國または行がゝりにて講せられし等は、こゝに漏しぬ、されば師の廣度衆生の誓願を成じたまへる證、既に斯のごとし、
文久三年癸亥三月、赤馬關西谷寺の請に應じて、八日より一七日の間、賜號慈教大師の勅書を講せられ、十五日より同所引接寺に於て講せらるゝ事三日の間、兩寺にて日課授與千百五十餘人、皆歡喜の涙に袂を濡し、信受の心に掌を合せて、師の名殘を惜まぬはなかりしごなん、十八日赤馬關を發錫して、西浦通り先大津吉田氏に

一泊したまひ、未の刻歸院せらる、

今茲七月十三日は、先師承譽上人、二十五回の諱辰に丁らせたまへば、例年の如く四月七日より十三日まで、追薦別行を豫修せられ、先師上人述作の勸進法語をもて、其行實を講じたまひ、正しく結願法席の終り、同行中へ示されけるは、予も今年滿六十歳なり、もはや餘命旦暮に迫れり、思ふに先師上人に値遇せしより五十餘年、紹職せしより四十年、先師上人遷化後二十五年、其間には五度大難ありしかども、漸に凌ぎて相續し、先師上人の重き遺囑も、今日までは守り課せ、殘る月日は幾ばくもなく、予が往生も近きにあるべし、先師上人の年回を修するも、各々へ對面するも、實にこたび限りなり、夫娑婆は退縁の土なり、誰誰も身は業障深重なり、その上魔境の事なれば、随分用心せざれば、一生相續はなりがたし、相互に因縁あればこそ、超世本願念佛の深義を、かく説たり聞たりもすれ、多有菩薩一欲聞此經、而不能得とありて、菩薩の身すら聞がたき法門なるを、かくまで聞得し事

なれば、この善種子を枯さぬやう、生涯怠らず相續し、一佛淨土の蓮臺へ集會するやうにしたまへ、若し各々先へ往生したまはゞ、必ず子を迎へたまへ、子先立ば必ず各々を迎へんとて、涙と共に講を畢られしに、師の老婆心切髓に徹りて、感涙にむせばぬはなかりし、師も別行後は疲勞もありしかども、今月は萩門中に於て、勳譽上人の正忌を修せられ、その上當春長嶺に新亡ありし事なればとて、同月廿日長嶺に抵り、廿一日廿二日其追善別行を修せられ、廿三日より廿九日まで、勳譽忌中報恩寺に於て勸誡せられ、講畢りて同行に別を告て、五月二日に歸院あり、師は去秋の大病より、猶老衰も彌増れるにや兎もすれば風寒におかされ給へり、這回歸院の後も、三四日平臥せられしかども、月次別行には勸誡せらる、同月十二日報恩寺主無關和尚來りて、一派教育講演の事を師に謀らる、師の曰爾來國內戒の心ありて、上下頗る騷擾の時なれば、こは寺社奉行に稟議するには如じと、和尚やがて稟議けるに、此講筵は公命なれば、従前の如く勤むるも妨げなしとありしかば、和尚其由

を師に告らる、しかして門中集會の便なればとて、仙崎極樂寺を講場と定めらる、十七日より廿三日まで、午前は觀經を講じ給ひ、午後は勅傳の輪講あり、こたびは聽衆も殊更に多く、門中も勉強せらるゝものから、師も大に歡喜し給ひて、病中の疲勞も打忘れたまふほどのなりき、既に其講筵畢り、廿三日日没の頃歸院せらる、此時の講筵、正しく師の生涯の終講と云なりける、

六月朔日より、氣分は平生に換たる事なれども、食料日を追て減せしかば、周身衰憊をまし、氣分何となくかひなしと申されけり、四日より十七日までは、師の病狀依然として進退なかりしゆるゑ、唯勇進念佛の外他事なかりしが、時々は弟子等の心得等を示され、又は學問の義趣なども語られ、暑も甚しからず、身も輕快なる折にふれては、寺境なごを逍遙せられし事もありし、

十八日、法船菴主は頃日病中の由なれば、上座兩三尼を召され、三拜十念授與の後、師の曰、予もこたびは往生するなり、汝等子が没後に於て、掟書のむねを能々守り、

篤實如法に相續し、衆尼和合して勤るやうにすべしなど、何くれと心得を遺言せられき、同夜半の頃、合掌して頻に拜し給へり、されども閉目したまへる事なれば、若しおん夢感にもや侍らんか、須臾ありて其合掌を解給へり、看侍等御尋申さばやとは思ひ侍れど、恐れありてやみぬ、十九日午の時、又合掌して念佛したまへる光景、こは全く祥瑞を拜し給へる、御容貌なりき、同日晡時、合掌の手を高くして、十念を唱へたまふに初の二遍は分明に聞え、中は微音にして、最後の一遍は高聲に唱へられき、廿一日、法船菴の衆尼、御暇乞の御拜を願はれければ、未の刻ばかりに、十念を授け畢りて曰、汝等一同和合相續し、一佛淨土の再會を得せしめよ等と、それくねもごろに遺言したまへり、同日申の刻弟子三人に遺囑して曰、大順は予が後席を紹べし、義應は其後見して、公邊其他寺中の雜務を指揮せよ、兩人共予が遺言を守り、和合して寺務を相續すべし、唯如法にさへ相續せば、兩尊師の餘光に依りて、自か

ら世人も歸依をなし、化益も漸々に弘まるべし、又汝等分々に自行を勵み、眞の佛を拜むやうにせよ、若し不如法の舉動をなし、佛祖兩師の慈恩に背きなば、住職いかで相續する事を得んや、返すくも予が没後十箇年は、殊さら餘事を開て、只管修行事を策勵せよ、又庫頭へ示し給はく、大順いまだ弱年なれば、世務の事を聞かすべからず、何かと世事に心を移さば、解行成就することなし、寺中其他百般の雜務は、汝一切にこれを任せよ、又他よりいかなる事を謂ふ者有とも、予が年來教示せし旨に違はぬやうにすべし等と、懇に遺託しつゝ、稱名相續せらるゝに病惱は少しもなければ、身心誠に安穩なるよしなり、又少時ありて臥ながら合掌して、法藏の方にむかひ、頻りに念佛し給ふ有さま、只今御臨終ならんとおもへり、されども餘りに拜したまへる故、法藏の方を見れば、一道の光明障子に透りて、師の顔に照耀すること、恰も日光の戸の隙より射照が如し、其時師の歡喜面に溢れて、いと尊く覺わ侍りし、良久しくして其光明は消にけり、御たづね申さばやと思ひしかど、

恐れおほくてやみぬ、意ふにこは法藏に安置し給へる佛菩薩、光明を放ちて師を照し給へるならん、廿二日、御容色殊にうるはしく、念佛しつゝ、大に安樂大に安樂とのたまひし、其夜頻に澡浴せんと申されけれども、看侍の弟子等、熱氣の生せん恐れもあればとて、種々御止め申せしかども、一向に聞入たまはず、已ことを得ず仰に任せて浴しまゐらせしに、御手づからも總身を洗ひ給ひ新衣に換て休息せらる、弟子等御心地いかおはすらんと問へば、大に快しと答へ給へり、熱氣少しく生せしかども、曉にいたりて退きぬ、

廿三日は、天氣も快晴せしかば、最後の御十念を拜受せんとて、諸方の人々、村中の老少、本殿茶堂門内等に集會せり、已の下刻、師看侍に問給はく、今日は群集の人聲、小兒の躁動何事ぞやと、看侍申上けるは、諸方の人々、村中の者、御十念を拜受せむとて、かく集會せるなりと、師の曰、十念が受たきよしなれば、小兒の躁動もくるしからず、今しばらく待て居よ、後刻しらすと申聞けよとの事なれば、

集會の人々は、今や〜と待詫はべりき、さるほどに師は病苦も思はず、遠方の信者へ十念を授與し、各々念佛相續して、後より來るべし等と、それ〜懇に遺言したまひ、午の正中又合掌し、空中を瞻仰して、頻りに念佛し給へり、未の刻にいたりて、看侍に向ひ、疾く繩床よりおろしてよこのたまへども、御疲もあれば、唯其儘に念佛し給へと申せしかど、はや御自ら下んとし給ふものから、據なく徐々と抱きおろしまゐらすれば、師即ち内椽に端坐合掌し、や、しばらく空中を瞻仰しつゝ、微音念佛凡二百餘遍唱へ給ふ中、頭を擧てはさげ、又擧てはさげし給へる事、二三度なり、こは御來迎の聖衆を拜したまふなるべし、其後は助音念佛に應じて、唯唇舌のみを動し給ふ事、四五十遍にして、その儘泰然として遷寂し給ひぬ、助音念佛をはじめしより、正しく命終し給ふまでに、中官香一炷焚をはりぬ、寺内に集會の道俗は、引鑿の音に驚きつゝ、本殿香厨等に打集ひて、皆御臨終の結縁に逢ひ、大往生し給ふ形狀を拜して、悲喜こも〜の涙にむせばざるはなかりし、于時文久三

年癸亥六月廿三日未の上刻なり、春秋六十歳、法鵬五十三、徳蓮社元譽上人信阿圓如法道和尚と號す、遺弟等は考妣を喪するが如く、同行は皆その依據をうしなひ、涙と共に遺骸を拜瞻して、念佛しつゝ唯茫然として居たりしが、漸にして諸人は、退散せしとぞ、師遷化の時にあたりて、奇瑞を感せし人至て多かりし中に、廿三日御往生の前、法船菴の衆尼一同本坊へ詣しに、その留守せる一尼、あからさまに外庭に出しに、西圓寺の西にあたりて、紫雲の鑿鑿するを拜せしが、正しく師の御往生の時なりし、其時遠近の人々、紫雲を拜せしと告來れり、葬儀の時はいふもさるなり、七日々々等まで、前後幾度となく紫雲たなびけり、廿四日の夜、龕を本殿に安して、徹夜念佛の曉近き頃ひ、願以此功德の文を唱ふると齊しく、龕の左右より大光明を放ちたまひ、其光明本殿の後なる山脚まで照耀し、其あたり悉く金色となるを拜せし一尼あり、正しく回向畢りて家に歸る時、蓮華の亂墜するを拜する者十數人あり、廿五日龕を廟所に安して念佛する時、斜日の外に一體の日輪を拜せし

婦人あり、又その日輪の傍に、大なる星の現せしと拜せるもの多かりし。同夜茶毘場天幕の上に、三尊の金色身光明を放ちて現じ給へるを拜せし婦二人あり、其前後或は五色三色、或は桃色紅梅色等の奇雲、間奇狀をなせるもの、或は金色の寶珠空中に現じ、或は西圓寺の堂内一面に、蓮華の降れるを拜せし等、其他種々の感見せし人おほしといへども、その繁きを厭ひて、詳には之を載せず、同日日没の頃、丸山廟所の山名なりの上にあたりて、中央大會の所は最も高く、左右金色にして少し低し、その左右金色の上に、觀音勢至二菩薩、圖繪の來迎佛の如く現れたまひ、其中央大會の所は、唯紫雲のみにして、本尊は見えさせ給はざりしを、通浦より拜する者、四十人ばかり、皆評していふやう、中央大會に阿彌陀如來ましますならんに、我等一人も拜せざるは、こは業障深重の雲霧に覆はれしなるべしとて、皆々慚愧念佛する中、其靈瑞隱没し給ひしと告來る、廿六日、弟子等、師の遺骨を收めんとせしに、遺骸の化せる所の灰は、悉く紫色に

變じて光を帶たり、こは希有なる靈相かなと感歎せる餘り、各々その灰小分を收めとりて、今に秘藏するに、猶其紫色を存せり、實に未曾有の不思議なるかな、一弟子、祥瑞を拜せし情狀を、審に記しておくらる、其文に云「六月廿六日巳の刻、瀨城濱崎より大日比へ渡海せる舟中、乗合の一人告て曰、今日大日比の上に當りて、尋常ならぬ雲ありと、予乃ちこれを見れば、山頭の松梢に、紫雲一面にかゝれり、こは尊き事かなと拜しつゝ、念佛せる中、又他の乗合の曰、廿三日僕他行せしが大日比の方に紫雲たなびけり、こは師の御往生にもやあらんと思ひしに、果して其日にてありしと、物語りし折から。上にいふ紫雲のほか、又一段高き雲あり、忽に變じて大船の形となり、船頭とおぼしき方に三尊現じ給ひ、又船尾のかたに、十餘體の佛まします。其長三尊より、餘ほど低く見えさせ給へり、其尊さいはんかたなく、歡喜の涙にむせびつゝ、念佛せる中、又船の東に、凡二間ばかりも高く天蓋の形を現せり、予が乗たる船、二里ばかりも行かと思へる間、念佛しながら一心不亂に

祥瑞を拜せしが漸く西方をさして行まゝに隱没せり、されど紫雲は初のごとく懸れるを拜しながら、大日比に著岸せしと、師は生涯弟子等の爲には、身命財を惜まず、扶護し相續なさせしめんとの意願ましますしかば、今は自在の通力を得給ひて、或は現、或は夢感等、その因縁の厚薄にしたがひて教示し給へるならん、諸尊ひかな師の慈念蓋しこゝに至るゝ、師の德行および先師承譽上人を尊敬奉侍し給へる事は、往々上に擧るが如し、しかして先師上人遷神の後、追福等はいふもさらなり、其至誠に追慕せらるゝ事在すが如く、先師上人の廟前へ拜參せらる事、三年の間一日も闕ることなし、總て師の續密嚴正なる、頗る天性に出るが如し、其動容周旋自ら度ありて、歩蹤の整正なる、坐位の矩度なるより、諸般の威儀にいたるまで、其始終一を畫するが如くなりし、故に臂膝の觸る所は、拜薦褻席悉く穿り、又生涯子に臥して寘に起き、長時の勤行毫も懈怠なく、四萬の課佛更に闕如あることなし、されど淨業の暇には、殊に分陰を惜み、勤學讀書、老て益々壯なりき。又書籍を敬持

したまへる事も、亦自から法あり、故に今師の生涯熟讀せられし書を見るに、手澤の存せることなく、書皮の損傷、紐角の皴皴等、一もあることなし、其清潔なること、猶斬新の書冊を視るが如し、師は固より儉素を好まれければ、凡百の器品、一も金銀等の飾を用られず、是故に金入若くは天地金の扇子すら、堅く禁じて手に觸れ給はざりし、又金銀出納の事に至ては、堅く其制を守りて、一切これを庫頭に委ね給へり、其生平の行履、總て浮世の名利を厭はれ、只管淨利を欣慕し給ひ、さらに有涯の希望ある事なし、其志操の確乎たる事推て知るべし、
師生涯弟子等其他に示されし垂誡法語の類、一一枚舉するに遑あらずといへども、今其一二を舉げ、或人へ先師上人の十念名號を附屬したまへる、其文に云、
先師承譽上人の十念名號は、往し文政四年辛巳の春、貧道東武留學中なりしが、先師の座下に慈訓を蒙りし事を思ひいで、すゝろになつかしかりしに、書簡もて十念名號を拜受したきよし訴へ侍りし、其後御消息の奥へ書して贈り給はりしかば、

先師上人より親しく十念を拜受する心地にて、日々歡喜念佛し、此名號に向ひ奉りて、憂事をも忘れ、又淨土の願はしき時も、これを拜して、彌稱名を増進せし事になん侍る、因にいふ、師此十念名號の事と聞く語り給ひし事あり、曰、この十念名號とおなじく、先師上人へ願ひし事あり、予十歳の時、先師上人に隨伴して、老師上人の隱室に詣しに、老師上人、導師の釋文を擧て示されしを、先師上人大に感涙にむせび給ひし事ありき、其文を寫したびてん事を申しこせしに、先師上人の答書に云、予が老尊師より法門を承ることは多端なる事にて、そはいづれの文なる事知べからずと、しかして予自稱歸國の後偶然思ひ出たりしを、先師上人に申あげしに、先師げにさる事ありしとの給へり、即ち若欲相續の文なり、依て兩師先師、法話の事を示して曰、往昔老師上人此釋文を擧て告たまはく、故向譽尊師、予に此文を擧て示し給はく、實に相續する者は希なれば、折々念佛に倦たらん時に、此釋文をおもひ出で、策勵に備へしなり、故に相續する者は希有なりとの給へり、實に

相續するは難中の難なりと思ひて、心を引き立くして、予上人も今日迄勤めたり
 等と、予上人も亦此御垂示を肝膽に鑢めて、一日も遺忘ぬやうにして、今日迄勤め
 たりと、先師上人此御垂示を聞いて、感涙に咽び給ひしを、予自稱の今より兩師對話し
 給ひし光景を想ふに、猶ありくと對坐したまふがごとし、兩師對話の法味は、我
 等生涯これを玩味し、これを護持するも猶餘あり、弟子等總じて念佛の行者は、口
 に念佛おやまぬ身となりて、よくよく生涯相續したまひぬかしと、

又一時瀾城藩の士、師に問て曰、愚昧從來浄土の法門を承りしかども、宿業深重
 なる故にや、念佛はれれくと申されぬなり、願はくは策進修行の要路を教示し給へ
 と、師の曰、君先三分別といふ、事を詳知し給へ、其三分別とは、一に曰大小分別、
 二に曰急不急分別、三に曰自他分別是なり、第一大小分別とは、大事と小事とをよ
 く分別し、其小なるを選捨て、大なるを取るを謂ふなり、夫世人の大に欲し大に
 羨むは、富貴利達の一事業なり、今その大に出世せし人を手近く云は、源將軍頼朝豊

太閤秀吉なり、爾るに源將軍は放流の困厄より興り、天下の政權を掌握せる大功業を
 立たまへり、されども其功業僅に三代には過ぎりき、豊太閤は民間の卑賤より興り
 て、霸業を中原に定められしも、其遺業亦三世にして滅亡を取れり、されば此世の
 富貴は、實に浮雲のごとく、かゝる兩家の大功業も、其亡ぶるの速なる恰も塵生
 が夢中の榮におなじ、二家の大業すら既にかくのごとし、況や瑣々たる小經濟、何
 ぞ論ずるに足らんや、故に此世の出世は、大に似たる小事なり、今本願念佛の大教
 を信じて、順次極樂に往生せば、但受諸樂と榮華を極め、位を云は、觀音勢至と
 肩脊を並ぶる菩薩となり、身に備ふるは三十二相、心に悟るは三明六通、壽命は無
 量無邊なれば、不退に佛道修行して、後には一佛の浄土を構ふることなれば、日本
 一州位の小さき事ならず、三千大千世界を吾領分と爲し、濟度衆生も自由自在なり、
 されば大中の至大なる國を得、大中の至大なる富貴を得、無量無邊の長壽を得る事
 なれば、豈大中の至大なりと謂ざるべけんや、故に此世の小さき望をさらりと止め、

後世極樂往生の大善大利益を得る爲なれば、誰かこの念佛を勵み修せざらんや、よ
りて斯のごとくなる小を捨て、斯の如くなる大を取るべき、至肝至要の分別を、能
々詳知し給へ、第二に急不急分別とは、至急にすべき事務と、不急とて、緩々とし
て宜き事務とあり、此急不急のけじめを、よく／＼分別するを謂なり、夫此世の事
は、縦令君命なりとも、病患なき時の事なるべし、況や我家業我家政、こは今日せ
ねばならぬ事じや、片時もさしおかれぬ急務じやといふなれども、實は今日辨せね
ば明日、今月成就せねば來月と、延すにのばされぬ事はなきものなり、父子相迎に、
今生のいとなみのいのちあらばと緩かるべきをば、足をそらにして急にし、後生の
出たちの、今も死なばと急なるべきをば、手をたんだきて緩くする、これかしこし
とやせん、おろかなりとやせん、さしもうけがたくして、うしなひやすき人身を、
いたづらはしくなにもなき、ゆめのうちの事をくるしめて、云云のたまふごと
く、今日は急忙の、今死ではならぬの、今五年や十年は家務をして、子に良婦とり

てといふ中に、至急の無常今にも來らば、少の間も待しはは云はれぬなり、さら
ば今死せば、我心神はいかなる所へ落着ぞや、この大至急なる事をよく／＼思惟せ
らるべし、無始以來の罪業はさらにしもいはず、今生の營み爲となす事は、皆十惡
のみにて、寸善も修したる覺ななければ、決定墮獄の札つきじやぞや、故に後世は
ご至急中の大至急はなき事を信知すべし、「今死すれば今地獄と、定る切なる身の土
と信知せば、後世とても他人なるまじければ、なにもならばなれとは、おもひは
つまじかんめり」との給へる如く、百事を闇きても、後世を助かるべき法門を求め
ずして居らるべきや、爾るに煩惱具足の我等、今死すれば今地獄と、我身の罪惡深
重なる事をよく／＼知り、信かゝる惡人を助け給へと、身を本願に打まかせ、一向
專修の念佛を唱へだにすれば、十即十生百即百生、少しも動なく、往生を遂げしめ
給ふ事の有難さよと、深く信じて、法信今死すれば今極樂往生と安心決定して念佛せ
らるべし、これぞ急ならぬ今世の事に執着せずして、至急中の大至急なる後世の營

みをしる人と謂べし、かく急不急のけちめを分別せば、浮々と今世のみに執着せら
 るべきや、よくよく分別し給ふべき事にこそ、第三に自他分別とは、一切左爲右作
 は、自の爲か他の爲かといふ事を、能く分別するをいふなり、其自といふわが身は、
 元何物ぞや、こは五蘊假和合とて、地水火風等を假聚て、かく此形をなしたるもの
 なり、「ひきよせて結べば柴の庵にて、とくればもとの野原なりけり」、元來自身とい
 ふもの何處にあるや、自身ありと思ふは全く邪見なり、倒見なり、此邪見よりして我
 じや人じやの差別をなす、これを人執といふ、又此世界を實有なものじやと思ひ違
 ふを、法執といふ、人法二執を離れ、人法二空といふて、我じや人じやの差別なく、
 法界は空な物じやといふ事を、明らむべき事なり、其自にもあらざる此身を、自と
 おもふ邪見より、左爲右作みな邪見に墮するをや、されば皆人の自身自骸とおもふ
 は大なる、謬りなり、こは地水火風等の假ものなれども、かく形をなしたる所は皆
 土なり、されば全く土偶人や土器に、少しも異なることなし、皆人の一生は、土偶

人が一夜の逆旅をかりたるなり、その逆旅かりたる土偶人や土器ごのが、さふはな
 らぬと互に諍ひ、終には斬たり斬られたりするぞや、「うつ人もうたる、人も土器の、
 碎けてみれば元の土くれ」、土偶人はかく諍ひして居る中に、今にも無常の風吹來り
 て、夢の一夜の明次第に、心神は出たちて行ねばならぬなり、そは固より自物にあ
 らざれば、元の土に歸るとき至れると知るべし、かくわが物にもあらざる此身を、
 自物と思ひひがめ、自妻よ自子よ、自田圃自金銀を殖して、自身も護持、子孫へも
 ゆづり、家務をわたして隠居して、右して左してと、千年も生るおもひをなし、自
 爲々々と貨殖せし一切の物、一息來らざれば、皆捨て行ねばならぬ事なれば、自物
 とては一毫もなく、皆これ他の物なる事を能く信知すべし、これを自他分別をよく
 知ると謂なり、其他の物といふも、暫く假に名づくるのみ、畢竟しては皆此世界に
 具れる寶にして、一人として自物と云ことなし、かく他の物を殖さむとて、貪欲瞋
 恚の罪業のみを造る、其罪てふ罪はわがものとなりて、惡趣に墮在すべき因を種る

ばかりなり、故に本願鈔に、さもげにわろき身ぞかしな、おもひと思ふことは後の身の仇、なしとなすことはこの世のいとなみ、悪をなすときは寢食もなをわすれ、善をなすときは起居みなわづらはし、かゝる淺ましき咎は、身ながらもさすがにおぼゆらん、出離の縁なき身とは、あらがふ所なかるべし、三惡の火坑足にまかせて入なんとす、永劫の苦果何とかせんずるや」とたまへり、見つべし皆人の營生は、三途の業因なることを、自物自身と思ふ倒見より、他の物の爲に惡業のみを造り、三途の火坑を踏で陥入らんとす、實に危き限りにあらずや、かゝる罪惡深重なれば、必定墮獄の我等なるを、一子のごとく愍念し給ひ、別發大悲の本願を發したまへり、故に又本願鈔の次下に、然るに彌陀如來、かやうの拙きものを助けむ爲に、本願を發し給ふによりて、僅に一世の勤苦をもて、永く八品の快樂をうけん事は、かぎりなき悦びぞかし、あやふしな、此本願に値ざらましかば、悲しくからき目は見てましものをと、うしろめたき心の仇、身をはなれぬにつけても、本願のかたうごの、

たのもしくおぼえ侍るぞとよ」といへり、固より萬善の妙體、無上の功德を攝在して、所修の我等に授與し給ふことなれば、かゝる惡人も助けたまへ、南無阿彌陀佛くと稱ふれば、平生には攝取の心光に照され、諸天善神の護念を蒙り、臨終には聖衆の來迎にあづかり、極樂上品上生に往生し、徹見十方の悟りを開き、苦の名をだに聞ことなく、樂を極むる身とならん事は、唯助け給へと眞しく打信じて、日課念佛怠らず申し、一夜の逆旅を明す行者にあるなり、此安心起行の念佛こそ、聲々自物となる最上々の實にて、これに超たる實はなき事なり、故に元祖大師、禪勝房へ示し給へる御詞に、念佛にもうき人は、無量の實を失ふべき人なり、念佛にいさみある人は、無邊のさとりをひらくべき人なり、相構て願往生の心にて念佛相續すべきなりと、見べし念佛に超たる實なき事を、上にいふ如く自他分別を明かに詳知せば、浮々と此世の事に執着して念佛せざるものあらんや、念佛のほれなく申されぬは、此三分別を謬れるによりてなり、能々此三分別を亮審し給ひて、

生涯しやうがい怠おこたらず念佛相續さうぞくして、順次極樂往生の大懷ほんぐわいを遂給とひへ等と、懇々こんくけん教示けうじし給へば、彼の士かも年來ねんらいの惡癖あくへきを悔悟けいごし、但信稱名たんにんしやうの行者ぎやうとなれりどや、一時いちとき赤馬關あかまがせきの德永某とくなが來りて、甘糟あまかす太郎忠綱たいてん往生の事に就つて、師しに問て曰、古いにしへの忠綱ちゆうかうは、上々じやうじやう機きの人にて、道心堅固だうしんけんこなる行者ぎやうなれば、かゝる雨矢電刀うしでんとうの下したに於て、正念大往生せうねんだいじやうじやうを遂とひられしと聞きけり、今我等いまわれらは下機最劣げきさいれつにして、且かつつ無道心むだうしんなり、今にも戰場せんぢやうに臨のぞむ事ことあらば、只管敵兵ひたすらてきへいを挫どろしんと思ふ惡念あくねんのみ増長ぞうぢやうして、念佛ねんぶつする善心ぜんしんはよも有あるまじくおもひ侍はべるなり、其時そのときにあたりて、若炮丸わくはうがんに軀幹くかんを破碎はさいせられ、或は白刃はくじんの爲ために元もとを失うしなふことあらんに、出いる息何ぞ入いるを待まちむや、かゝる至急しじゆの時ときならんには、何の違いありてか正念せうねんに住すまし、念佛口ねんぶつぐちに出いしも得んや、されば我等われらが往生じやうじやうは不定ふぢやうなるべし、かゝる時ときにも往生じやうじやうを遂とひべき道みちあらば、教示けうじし給へと、師しの曰いはは進すすみても中なたき事ことなるを、よくも問給とひふもの哉や、夫死それの縁ゆかりは無量むりやうなり、頓死とんじ卒倒そつたう、水火すゐ劍戟けんげきの難なんにも罹かふことなれば、實じつに出息入息いづるいまいるいを待まちぬ世よのならひなれば、念死ねんじ念

佛ぶつと教けうへ給へるなり、跌ふざらん先の杖つゑなれば、速すみに三心具足さんしんぐそくして專修念佛せんじゆねんぶつし給へ、豫かて三心具足さんしんぐそくの行者ぎやうなれば、いかなる縁ゆかりに觸ふて即死そくじするとも、平生へいぜいに申す念佛ねんぶつが、即すなはち臨終りんしゆうの念佛ねんぶつとなりて、聖衆しやうしゆは來迎らいぎやうしたまへば、往生じやうじやうさらに疑うたがひなし、今其義趣いまぎしゆを審つばららさん、固もとより念佛ねんぶつの行者ぎやうをむかへんと、誓ちかひ給へる悲願ひがんなれば、忠綱ちゆうかうのごとく正念せうねんに住すまして、御來迎ごらいぎやうを拜まするもあり、されども佛ほとけの來迎らいぎやうは、下機げきを目的めくてきの御ご設たげなれば、病苦びやうく死苦じく、或は愛著あいぢやく、又は天魔てんまの障等さうどうを除のぞかん爲ための御來迎ごらいぎやうなり、故ゆゑに來迎らいぎやうの上に正念せうねんを得え、往生じやうじやうを遂とひしめ給ふなり、されども初心しんしんの行者ぎやう、みな疑うたがふやうは、殺害せつがい一瞬いつしゆんの間に、いかなぞ來迎らいぎやうを拜まするの暇いとまあらんやと、夫時それときは假法けぽうにして、一實體いちじつたいある事ことなし、故ゆゑに古佛法華經こぶつほふけきやうを説とくに、六十劫ろくじやくを経へたまへるを、聽衆ちやうしゆは一食いちじやく之の頃ころの思しひをなせりとあり、見みつべし、佛ほとけの延促えんそく廣智くわうちの自由じゆう自在じざいなることを若今わがいま劍けんに傷やぶられ矢やにあたり、或は火ひに燒やけ水みづに溺おぼれ、又は鬪はからずの錯傷さくがう、壓死あつし頓死とんじの類たぐひまで、定業ぢやうごふ必死ひつじの行者ぎやうなれば、來迎らいぎやうの靈儀れいぎを急いそがせたまひ、終窮じゆうきゆう無極むごくの大慈だいじ大悲だいひ、延促えんそく廣

智の徳をもて、瞬く間の短き時も、自由自在の長時に延べ、此身は勇で戦をなし、又は稼の業をしながらも、劔や炮丸の身に觸ぬさき、木や石に身の破碎せぬうち、急病頓死にいたらぬさき、見れば緑りの山の端に、紫雲かゝりて音楽聞え、瞻仰すれば彌陀如来、毫光行者の身を照し、聖衆あたりに羅列せり、観音華臺をさしよせ給ひ、勢至頭をなで給ふ、其時歡喜いはんかたなし、勿體なくも勢至菩薩、華臺に行者を抱き乗せ、如彈之頃、苦海を出て、淨土に往生なさしめ給へり、かく緩寛と迎給へることなれば、念佛するはいふもさらなり、身は齏粉となるとても、心神既に脱けたる亡骸なれば、心寒とも瞻頭とらする理あらんや、こは大慈大悲の御はからひなり、かゝる大悲の御はからひにも、變死の宿業は、轉じ給ふ事はできぬなり、されどもかく速に來迎し給ふ上は、往生微塵もうたがふ事なかれ、今其心寒とも瞻頭とせぬ明證を示さむ、徳賀古の教信沙彌は、盜賊の刃にかゝりしが、異香あたり薫じつゝ、面貌少しもかはることなく、莞爾と笑を含みしは、刃の身に

觸ぬさきに、聖衆の來迎を拜せし故、歡喜の色その儘遺れるなり、いかに教信なればとて、御來迎なき前に殺されなば、愕然として笑を含むを得んや、かゝる例は多けれども、繁をいどて略し侍りぬ。某又問て曰、今師の給ふ如くならば、心神去りて亡骸ならんに、斃るゝまで動くは何ぞやと、師の曰、今子の疑ひは、一往尤もなれども、左にあらず、そは遺骸につきたる、餘勢といふものなり、譬へば大船の走るを止ん爲に帆をおろし、小舟を止んために櫓をやるも、猶舟船の走ることを止ざるは、全く其餘勢なるがごとし、これに準へて信知せらるべし、さるからいかなる變死も急病も、餘さず漏さず迎へたまふ本願なれば、ゆめ／＼往生を疑ふ事なけれ念佛につきたる御來迎に、延促廣智のましますれば、何ぞ緩急正變の隔をなし給はんや、故に元祖大師の曰、十九來迎の願は、他力の上の他力なり、云云、大悲本願のゆるぎなき事を、よく／＼信受せらるべし、深く本願の義趣をしらざれば、かならず決定心は立ぬものなり、又かくいへばとて臨終用心はいらぬものとおもふ

べからず、臨終用心を教へたまふに二意あり、一には行者の本意なれば、正念の上にて、御來迎を待受んと願ふべし、二には臨終退の失を生せんことを慮り、何處までも正念違はず、御來迎を拜せんと、念々御來迎を待つ意樂にて、生涯おこたらず、稱名相續させんが爲なり等と、いと懇に教諭し給へば、徳永某も、立どころに年來の疑網をはらひ、大に歡喜して退きぬ、
又一時弟子等へ語て曰、凡て助業といふにも、種種の異同あり、今同類はしばらくおく、異類助業中に於て、汝等日夜の助あり、何如、弟子等乃ち百一方これを擧れども、契當せざりしかば、師の曰、今日の前にあり、汝等他に求ることなかれ、夫日夜必用の助にして、片時も闕べからざるものは、解行進不進、身持如不如等、一も其師によらざることなし、されば片時も師をはなれば、精進修行すること能はざるなり、聲聞羅漢すらあたはざりき、況や汝等をや、這回出離生死の得不は、全く師説を守ると、守らざるとにあり、故に白旗狀には、師命に違すべからざるの、

一條あり等と示さる、又上の如くいへば、師命は善惡共に違背なるまじ、問ふ若し今日は廢惡修善を教へ、明日は破戒するも可なりといは云何せん、答ふ善を勸るは本心なり、惡をすゝむるは狂氣なり、一概に論することなかれ、又君臣父子師弟の道は、各々異なり、君あやまちあれば、臣これを諫むべし、三度諫て聽ざれば去る、父過あれば、子これを諫べし、三度いさめて聽ざれば、泣々これに隨ふべし、師過あれば、弟子幾回も改むるまで諫むべし、若今生に於て改めざれば、盡未來際これを諫て、終に本心に反らしむるが弟子の道なり、
師又或弟子へ垂誠して曰、道を守るに、所依能依といふことあり、能依は即ち君臣なり、師弟なり、未だ聖位に昇らざるもの、誰か一日も師なかるべけんや、ざるを予は某の資なり、當今の主に恩分はなしなど思ひ謬り、口外にすら出すもの往々これあり、そは大慢心の僧なれば、生涯相續すること能はざるなり、汝等道を守らんとならば、老師光譽上人世に在さざれば、先師承譽上人を師として教誡を仰ぐべし、

先師上人世に在さばれば、師位相續の補處の人を師として、指揮を受べし、若ししからざれば道豈行はれんや、されば臣弟たる者、君師を犯し、或は誹謗惡口する等は、逆臣賊弟にあらずして何や、かく恩田の心を勞する者は、修行事を成ずること能はざる者なり、よく／＼慎まざるべけむや等と示さる、當今は實に濁惡の凡愚なれば、敬上慈下を忘れて、互に私情を選ぐし、同入和合をしらずして、猥に遺誠に背く者あらん事を慮り給ひ、滅後の遺弟をして、如法相續せしめんが爲なる、大慈大悲の垂誠なり、我等如きもの、一日も師なくして相續することを得んや、嗚呼本師上人微りせば、其生死界の裡この身を云何にせむ、師又弟子等へ示して曰、凡て學は専門を貴ぶとて、一筋なるが肝要なり、諺にも學者は乞食袋といへば、萬の事理を學び取るものなれども、先專一に宗部を學んで、しかる後他部へ渉るべし、又學問するに、仰信分ならでは、師傳の髓を得る事能はざる者なり、釋尊の大法を阿難に附屬し、孔子の道統を曾子に傳授し、大師の淨教

を二祖へ附屬し給へる等、皆其仰信分を見て、統を傳へられしなり、假令いかほど博く學びて、著書は棟に充ることも、大我和尚の如き慢心ありては、何の利益かこれあらん、故に誦忍律師の、阿彌陀如來和讚の奥にも、大我をいたく破斥し給へり、されば誰々も慢心は用心せずんば有べからず等と、又或弟子へ示されたる法語に云、凡そ好心出家の人、是非此度出離生死極樂往生の本意を達せんと思はん者は、かりにも人の善惡を見ず、日夜朝暮我身の罪惡を顧みて、かゝるものを助けさせ給へと、眞實ねもごろに佛にかこち、口のおやみなく、日課稱名相續すべきなり、總て後世を恐るるものに於て、意業身業の罪科を、なるたけ慎まざるはなれども、口業の罪科をよく慎み得る者、はなはだ少し、口業の中に於ては、他を毀訾する罪至て深重なり、世教にもいはすや、言人之不善、當如後患何、已上況や佛教には梵網一經の上によら、自讚毀他の戒、謗三寶戒、談他過失戒等、慇懃鄭重に教勅し給へり、さるに我人わが身の罪惡は少しもかへりみず、只

氣をつけて人の過失を探し出し、猥に人ごとにこれを傳へて、一座の談柄に當ることを好む者あり、實に過失中の大過失、これに過たるはあるべからず、我人日夜用心して、慎むべきの第一なり、但し知識分上の法門にて、人の正見を守る爲に、邪見を破し、正義を顯はす爲に、邪義を破す等は、こは又佛子の職分にして、これを彼に混するなかれ、

鏡山人の志賀からさき見わた

わが身の上はかへりみづみ

後の世のつとめのみしてよの事は

見ざる聞ざるいはざるぞよき

又弟子大順、關東へ初登山せる別に臨みて、賜はりし御垂誠、

荏別七訓

一念死念佛の祖訓、暫時も廢忘有之間敷事

一總て修學怠慢有之間敷事、別而宗學研究肝要之事

一女犯酒肉の嚴禁堅く相守、總而如法に修行可有之事

一日夜行業と修學とに勉強して、過ても悠々として時光を費す事なかれ

一常に僞慢を退治して、諸事謙遜たるべき事

一萬事質素にして、假にも驕奢の振舞相慎み可申事

一身は傳法の器なれば、常に飲食行狀を慎しみ、灸治怠ること莫れ

萬延元年庚申九月五日

法道記之

大順沙彌